

第 2 0 回定例会

# 南 部 町 議 会 会 議 録

平成 21 年 3 月 2 日 開会  
平成 21 年 3 月 11 日 閉会

南 部 町 議 会

## 第 20 回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
提出議案提案理由の説明	5
散会の宣告	18

### 第 2 号 (3月3日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	20
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
工藤幸子君	21
夏堀文孝君	27

立花寛子君	36
散会の宣告	45

### 第 3 号 (3月4日)

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	48
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
職務のため出席した者の職氏名	48
開議の宣告	49
一般質問	49
根市 勲 君	49
川守田 稔 君	60
工藤 久夫 君	70
散会の宣告	82

### 第 4 号 (3月6日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
議案第1号から議案第21号の上程、委員会付託	87
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	89

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第47号から議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
散会の宣告	149

## 第 5 号 ( 3 月 1 1 日 )

議事日程 .....	1 5 1
本日の会議に付した事件 .....	1 5 2
出席議員 .....	1 5 2
欠席議員 .....	1 5 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	1 5 3
職務のため出席した者の職氏名 .....	1 5 3
開議の宣告 .....	1 5 4
議案第 1 号から議案第 2 1 号の委員長報告、討論、採決 .....	1 5 4
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 5 7
陳情第 1 号、陳情第 2 号の委員長報告 .....	1 5 8
陳情第 1 号の質疑、討論、採決 .....	1 5 8
陳情第 2 号の質疑、討論、採決 .....	1 6 0
委員会の閉会中の継続調査の件 .....	1 6 0
日程の追加 .....	1 6 1
追加提出議案追加提案理由の説明 .....	1 6 2
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 6 3
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 6 4
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 6 4
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 6 5
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 6 6
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 6 6
閉会中の継続調査の件 .....	1 6 7
閉会の宣告 .....	1 6 8
署名議員 .....	1 7 1

## 第20回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成21年3月2日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情書
- 第 6 陳情第2号 国外で作製された歯科医療用補てつ物（入れ歯等）の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情書

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（17名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
20番	佐々木由治君		

### 欠席議員（3名）

13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
19番	西塚芳弥君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 管 理 監	小 萩 沢 孝 一 君	企 画 調 整 課 長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富 士 夫 君	税 務 課 長	八 木 田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小 野 寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
農 村 交 流 推 進 課 長	小 笠 原 覚 君	商 工 観 光 課 長	大 久 保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	坂 本 好 孝 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	神 山 不 二 彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社 会 教 育 課 長	佐 々 木 博 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

---

### 開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第20回南部町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はご配布のとおりでございます。

（午前10時00分）

---

### 議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月23日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第20回南部町議会定例会の運営について協議いたしました。決定事項をご報告します。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、平成21年度各会計予算21件、条例の制定等19件、平成20年度補正予算11件でございます。

なお、平成21年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託して審議をすることにいたしました。

その他の案件といたしましては、議員提出議案が1件、陳情2件でございます。

一般質問は6名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月2日から11日までの10日間といたしました。

なお、3月5日は議案熟考のため、3月7日、8日は休日のため、休会といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたる本定例会でございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番夏堀文孝君、3番沼畑俊一君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月2日から3月11日までにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3月2日から3月11日までの10日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました10日間の会期中、3月5日は議案熟考のため、7日、8日は休日のため、休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

---

### 諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案51件、陳情2件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

---

### 提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと、提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成21年第20回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には年度末のなにかとご多忙のところ、ご出席をいただきまして厚くお礼申し上げます。

まず初めに、南部町は本年1月をもって合併4年目を迎えました。1月1日に発生した断水事故につきましては、当町は一斉に断水になった地区はそれほど多くなく、地下水の利用者もあり、また、二又地区からの給水もできたことから大混乱には至らなかったものの、住民への情報提供のあり方や市町村と水道企業団の連携など、多くの問題点もあったと思っております。今後は自然災害による断水という想定だけでなく、今回のような事態に対しても速やかな対応ができるよう、関係機関と協力し、ライフラインの確保に努めてまいりたいと考えております。

さて、世界経済の金融資本市場は百年に一度と言われる危機に陥っており、それに伴い世界的な景気後退が見られる中で、日本経済は外需面に加え国内需用も停滞し、景気の下降局面が長期化、深刻化する恐れが高まっております。政府は今年度から来年度にかけて総額75兆円規模の経済対策を進めております。この中で、定額給付金につきましては、国の第二次補正予算は成立い

たしましたが、それを執行するための関連法案が審議中ということで、給付等に係る事務に本格的に着手できない現状にあります。法案成立後は速やかに給付事務が遂行できるよう現在準備を進めているところであります。なお、私はこの後、本日の議会日程終了後、県町村会長として副会長とともに上京し、一日も早い関連法案の可決に全力を挙げていただくよう、国会議員各位に強く要望してまいる予定であります。

また、この給付金につきましては、地元経済への波及効果が出にくいのではとの懸念から、町商工会と連携し、2割分を上乗せした商品券を発行し、地域経済の振興に役立てたいと考えております。定額給付金とこれに係る事務費等につきましては、今議会に補正予算として提案いたしておりますのでご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

平成21年度の政府予算案では、地方交付税が増額になったとはいうものの、今後も景気低迷による大幅な税収の落ち込みが懸念され、厳しい財政状況が続くものと思われ、ますます都市と農漁村の格差が拡大されるものと憂慮されます。自主財源の乏しい中、懸命のやり繰りをし、食糧の供給や水源涵養、国土の保全などによって国民の生存を支え、生活・生産の現場としての営みを通じて、日本文化の基礎を形作ってきた地方の役割、とりわけ町村の重要性は合併により数こそ減少したものの、今後も変わることはありません。

先般、総務省から「定住自立圏構想」の指定を受けた市町村長会議が開催され、来年度以降、中心市である八戸市と協議の整った事務事業から順次協定を締結し、事業を進めていくこととなりますが、協定を結ぶにあたっては十分な議論と検討を重ね、八戸市と私たち町村の役割をお互いに理解し、構想が推進されるよう努力してまいりたいと考えております。

合併4年目を迎え、旧町村の枠を超え多くの町民の皆さんにまちづくりに参画していただき、協働によるまちづくりによって、少しでも早く町の一体感醸成につなげてまいりたいと考えております。時間は要するとは思いますが、議員各位の一層のご理解とさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。平成21年度一般会計初め各特別会計当初予算案21件、条例の制定、指定管理者の指定など19件、平成20年度補正予算案11件の合わせて51件であります。順にご説明を申し上げご審議の参考に供したいと存じます。

まず初めに、議案第1号からの平成21年度南部町一般会計予算ほか各特別会計の予算編成についてであります。一般会計につきましては、国の経済対策として生活防衛のための緊急対策などが盛り込まれたため総額としては大幅な減額とはなりませんでしたが、これらの措置はあくまでも臨時的な措置であり、これらを除くと依然として、地方の財政状況は年々厳しさをましてき

ているものと強く懸念しており、新年度予算編成にあたっては、行政全般にわたる改革を視野に入れ、前例踏襲的な考え方を払拭して行財政の簡素効率化、歳出の抑制を徹底したものとしております。

それでは、提案いたしました平成21年度当初予算について、それぞれの概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号、平成21年度南部町一般会計予算の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ95億6,000万円で、前年度当初予算に比べ6億8,000万円、6.6%の減となりました。

まず、第1款町税であります。町民税は5億7,922万1,000円を見込みました。また、固定資産税は総務大臣配分による償却資産がふえたことにより、5,324万1,000円増の8億756万1,000円となりましたが、たばこ税などは減額となり、町税全体としては2.7%、4,065万1,000円増の15億2,941万円となりました。

次に、第2款の地方譲与税につきましては、平成21年度から道路特定財源が一般財源化されることに伴い、地方財政計画により3,008万9,000円減の1億4,417万4,000円となりました。

次に、第3款から第8款までの各種の交付金についてであります。地方特例交付金は600万円増の1,520万円を見込みましたが、そのほかの交付金については、平成20年度の当初予算と同額程度、または減額で見込まざるを得ない状況となっております。

次に、第9款地方交付税であります。7,330万円増の48億1,330万円を見込みました。内訳として、普通交付税44億680万円、特別交付税4億650万円といたしました。地方交付税が増加したことにつきましては、昨年からの国の経済対策の一環としての要素が大きく影響しており、私ども地方自治体は交付税制度について今回のような暫定的な措置ではなく、財政調整機能と財源確保機能という地方交付税本来の原理・原則に基づいた制度の運用がなされるよう今後とも強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、第11款分担金及び負担金であります。保育所保護者負担金など9,480万5,000円を計上いたしました。

次に、第12款使用料及び手数料であります。あかね及び東あかね団地の排水施設使用料ほか町営住宅、幼稚園などの使用料が主なもので、1億693万7,000円を計上いたしました。

次に、第13款国庫支出金であります。介護給付費や保育所運営費、児童手当、保険基盤安定事業などの国庫負担金として2億2,666万6,000円、障害のある方への移動支援や就労訓練などを行う地域生活支援事業費補助金475万3,000円、第二苫米地駅前団地とひろば台団地住宅整備に係る補助金4,451万5,000円のほか、町道の整備を行う地方活力基盤創造交付金6,500万円、史跡聖

寿寺館跡公有化事業の補助金として1,747万円、農山漁村活性化支援交付金460万円など合わせて3億7,737万3,000円を計上いたしました。

次に、第14款県支出金であります。介護給付費や保育所運営費、児童手当、保険基盤安定事業などの県分の負担金として2億5,840万5,000円、市町村合併支援特別交付金に9,410万円、重度心身障害者医療費補助金などの社会福祉費補助金3,015万9,000円、児童環境づくり基盤整備事業補助金、乳幼児はつらつ育成事業などの児童福祉費補助金3,964万3,000円。中山間地域直接支払事業やおいしい果実産地振興事業などの農業費補助金に4,449万9,000円。森林整備地域活動支援を行う林業費補助金445万円、公共下水道緊急対策事業補助金1,982万5,000円、緊急雇用創出事業など労働費補助金793万9,000円、畑地帯総合整備事業委託金411万4,000円など合わせて5億7,428万9,000円を計上いたしました。

次に、第15款財産収入であります。土地、建物の貸付け及び宅地分譲の売り払い収入など、6,562万7,000円を計上いたしました。

次に、第17款繰入金であります。特別会計からの繰り入れのほか、財政調整基金7,956万8,000円、減債基金、地域福祉基金など合わせて1億5,793万2,000円を繰り入れるものとし、前年度比に比べ2億692万6,000円の抑制を図りました。

次に、第18款繰越金であります。前年度繰越金1億円を計上いたしました。

次に、第19款諸収入であります。保証預託金や奨学資金貸付収入など貸付金元利収入として3,969万6,000円。里バス旅客収入として476万7,000円。雑入として、大会参加などの各種負担金1,770万6,000円、青い森鉄道乗車券販売手数料456万3,000円、中学生の海外研修費として市町村振興宝くじ交付金732万9,000円、電気事業連合会から21年度からも引き続き交付されることとなった原子燃料サイクル事業推進特別対策事業として2,800万円を計上し、給食センター配食車両を購入するものであります。このほか、コミュニティ助成金480万円、一部事務組合からの交付税再配分として5,186万7,000円のほか、21年度単年度の助成として宝くじ公益事業助成金8,390万円など、諸収入として合わせて2億5,677万9,000円の計上であります。

次に、第20款町債であります。臨時財政対策債5億6,910万円などのほか、地区集会施設整備事業や防災行政用無線整備事業に充てる合併特例債、八戸圏域水道企業団へ出資する上水道事業債、農業施設整備事業及び道路橋梁整備事業債、消防ポンプ車を整備する消防防災施設整備事業債、ふるさと運動公園整備のための社会体育施設整備事業債など、前年度に比べ4億7,820万円減の11億860万円を計上いたしました。

以上が、歳入の主なものであります。続いて歳出についてご説明いたします。

まず、第1款議会費であります。前年度比61万7,000円増の1億1,246万6,000円を計上しております。

次に、第2款総務費であります。広報の作成や例規システムなどの文書広報費に1,139万4,000円、臨時職員賃金、本庁舎、各分庁舎の管理費などの財産管理費に1億4,801万3,000円、交通安全施設の整備などを行う交通安全対策費に601万6,000円、防犯灯の設置や電気料などの防犯対策費に1,099万9,000円、町内五カ所にコミュニティセンターを建設する自治振興費に1億1,793万7,000円、多目的バス、里バスなどを運行する地域交通対策費に8,629万9,000円、地域振興基金積立金として1億7,430万7,000円、路線価を統一するための固定資産土地評価替事業や税システム改修などに4,432万2,000円、各選挙経費として選挙費に5,941万2,000円を計上いたしました。

次に、第3款民生費であります。高齢者等外出支援サービス事業や食の自立支援事業、高齢者温泉保養館利用助成などを実施する老人福祉費に3億6,705万1,000円、老人福祉センターの施設管理や下水道接続工事などを行う老人福祉施設費に8,743万5,000円、障害者福祉費に3億3,467万円、児童手当など児童福祉総務費に1億6,460万4,000円、保育園の下水道接続工事などを行う保育所費に3億2,279万4,000円、児童館費に5,511万5,000円、学童保育費に2,793万5,000円を計上したほか、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計など関連する特別会計への繰出金も計上いたしております。

次に、第4款衛生費であります。「ぼたんの里」、「ゆとりあ」などの施設管理業務などの保健衛生施設費に3,186万6,000円、予防接種などを行う予防費に2,923万3,000円、妊婦健診を14回無料化した経費を計上した母子保健費に2,105万8,000円、名川病院への負担金として1億2,106万5,000円、八戸圏域水道企業団への出資金として5,450万9,000円、がん検診などを行う健康対策費に3,939万4,000円、ゴミ収集委託業務や塵芥及び環境整備事務組合への負担金など清掃費として4億4,051万円を計上いたしました。

次に、第5款労働費であります。高等職業訓練校の指定管理委託料など65万6,000円の計上となっております。

次に、第6款農林水産業費であります。平成19年度から実施しております農用地利用計画を作成する農業振興地域整備計画費や新規就農者支援事業、中山間地域直接支払交付金などを計上した農業振興費に4,832万2,000円、水田営農確立事業などの稲作振興費に534万9,000円、さくらんぼの雨除けハウスの整備を進める、おいしい果実産地振興事業などの果樹振興費に1,712万1,000円、福地ホワイト六片種の耕地面積の拡大を図るため、にんにく種子購入助成費や野菜定

植機械を導入するあおもり園芸産地育成総合整備事業、「冬の農業」産地拡大整備事業などを盛り込んだ畑作振興費に2,546万4,000円、さくらんぼ狩り推進事業費に234万6,000円、達者村モデル事業費に504万9,000円、農業施設費に2,113万6,000円、中山間地域総合整備事業に着手するための農用地傾斜度図面策定や青森県営畑地帯総合整備事業などを行う農村整備費に2,239万2,000円などのほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金1億6,800万円、森林整備地域活動支援事業などの林業費に1,168万8,000を計上いたしました。

次に、第7款商工費であります。南部町商工会補助金850万円、フルーツバスの運行や町内各まつりの開催などを行う観光費に2,283万2,000円、チェリリン村の管理運営費、長谷ぼたん園駐車場舗装工事や健康増進公社の指定管理委託料などの経費として観光施設費に1億2万1,000円のほか、農林漁業体験実習館特別会計、町営地方卸売市場特別会計への繰出金を計上いたしました。

次に、第8款土木費であります。町道維持補修ほか、町道にかかる橋梁40カ所の点検業務、道路台帳の補正などを行う道路橋梁維持費に5,752万円、道路橋梁新設改良費としては、北本村・南古館線などの一部新規路線の整備も含み1億4,676万3,000円を計上したほか、公園管理費に1,033万7,000円、公共下水道事業特別会計への繰出金2,289万8,000円、住宅費としてひろば台団地の造成工事、第二苦米地駅前団地の整備として新たに2棟4戸を建設する経費のほか、南部地区の集会施設を建設する経費など合わせて1億7,600万1,000円を計上いたしました。

次に、第9款消防費であります。常備消防費に3億1,790万8,000円、消防団活動の推進及び消防ポンプ自動車の更新などを行う非常備消防費に8,405万2,000円ほか、防災費として地域の自主防災組織の育成や現在三つの周波数で運用している防災行政用無線について、21年度と22年度の2カ年をかけて周波数の統合、機器の整備を図るために、防災費に2,190万4,000円を計上いたしました。

次に、第10款教育費であります。中学校海外研修費に1,431万円、特色ある学校経営事業として345万8,000円、名久井小学校の上水道配管改修工事などや福地地区小学校のコンピュータを整備する小学校費に1億6,621万6,000円、福地中学校校舎内塗装工事などや小学校と同じく福地地区の中学校のコンピュータを整備する中学校費に1億1,008万3,000円。なお、小中学校のコンピュータの整備につきましては、20年度では名川地区、21年度が福地地区、22年度で南部地区を整備することとしております。このほか、名川幼稚園の下水道工事などを行う幼稚園費に7,447万4,000円、公民館活動や施設管理経費などの公民館費に2,677万2,000円、図書館などの社会教育施設費に1,462万3,000円、史跡聖寿寺館跡公有化事業、平良ヶ崎城跡発掘調査事業等を実施する

文化財保護費に2,921万7,000円、体育館や海洋センターの管理費などを計上した保健体育施設費に7,541万8,000円、ふるさと運動公園整備費に1億5,000万円、新たな給食センターの設備備品や配食車両を購入する給食センター整備費に1億6,049万4,000円を計上いたしました。

次に、第12款公債費であります。地方債の元利償還金等に前年度比5,906万8,000円減の20億5,305万2,000円の計上となりました。

以上が、平成21年度南部町一般会計予算の歳入歳出についての概要であります。

次に、平成21年度南部町学校給食センター特別会計予算から平成21年度大平財産区特別会計予算までの各特別会計予算20件の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第2号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2億1,162万7,000円となっており、歳入としては、給食費負担金、一般会計繰入金、歳出の主なものは給食費及び管理費などとなっております。

次に、議案第3号、平成21年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ7,273万7,000円となっており、歳入としては、使用料、物品売払収入、歳出は管理運営費が主なものであります。

次に、議案第4号、平成21年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ20年度と同額の580万1,000円となっており、歳入としては、ポートピア交付金580万円、歳出は町道清掃、側溝環境維持などに390万1,000円、地域の環境整備などを推進する町内、団体に事業の一部として30万円を助成する町づくり事業に180万円を計上しております。

次に、議案第5号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ29億3,690万円となっており、歳入としては、国保税が7億7,122万3,000円、療養給付費負担金や財政調整交付金などの国庫支出金が10億1,280万7,000円、退職者被保険者の療養給付費交付金が9,995万7,000円、前期高齢者交付金3億573万9,000円、県支出金が1億7,728万円。このほか共同事業交付金として3億316万3,000円、保険基盤安定負担分などの繰入金2億6,375万3,000円などが主なものであります。歳出といたしましては、一般及び退職者被保険者分の保険給付費として18億8,413万3,000円、後期高齢者支援金3億2,839万1,000円、老人保健拠出金1,369万7,000円、介護納付金2億369万4,000円ほか、共同事業拠出金3億7,811万1,000円、特定健康診査などを行う保健事業費に2,277万1,000円を計上しております。

次に、議案第6号、平成21年度南部町老人保健特別会計予算は、後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、歳入歳出予算の総額は前年度比1億9,967万8,000円減の1,045万1,000円となりました。歳入としては、支払基金交付金510万4,000円、国庫負担金338万2,000円、県負担金84万

5,000円、一般会計繰入金111万8,000円などで、歳出の主なものは医療諸費に1,017万9,000円となっております。

次に、議案第7号、平成21年度南部町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ21億4,550万1,000円となっており、歳入としては、介護保険料3億3,122万5,000円、国庫支出金5億5,541万1,000円、支払基金交付金6億4,224万1,000円、県支出金2億9,966万4,000円、繰入金3億1,184万6,000円が主なもので、歳出の主なものは、総務費に5,006万4,000円、保険給付費に20億3,976万円、総合相談や包括的支援を行う地域支援事業費に4,681万9,000円、財政安定化基金償還金などの公債費に527万9,000円となっております。

次に、議案第8号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,443万3,000円となっており、歳入の主なものは介護支援及び予防計画費などのサービス収入で、総務管理費の歳出に充当されております。

次に、議案第9号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成20年度から老人保健制度に変わりスタートした医療保険制度ですが、21年度の歳入歳出予算は前年度比較で983万7,000円増の3億9,229万3,000円となっております。歳入としては、保険料が1億1,843万2,000円、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金2億7,239万5,000円などが主なもので、歳出の主なものは、総務費に518万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金に3億8,679万2,000円となっております。

次に、議案第10号、平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算については、一日の平均患者数を入院64人、外来177人と見込み、収益的収支として収入支出それぞれ10億1,930万円を計上しております。資本的収支は、収入に6,158万8,000円を支出に8,508万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第11号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ8億2,590万円とし、国庫補助金4億2,000万円、繰入金2,289万8,000円、町債3億8,300万円を下水道建設費に充てるもので、処理場の機械設備整備のほか沖田面地区の管渠工事を行うものであります。

次に、議案第12号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2億281万5,000円となっており、歳入としては、受益者の分担金・使用料合わせて3,481万3,000円、一般会計繰入金1億6,800万円などが主なもので、歳出は、施設の管理など行う総務費に6,159万9,000円、公債費に1億4,120万4,000円となっております。

次に、議案第13号、平成21年度南部町簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算については、前年

度比較で4,796万円増の4,922万円を計上いたしました。これは、将来において二又地区の簡易水道が八戸圏域水道企業団へ移行することを考慮し、同地区の簡易水道を3カ年計画で給配水施設の整備を行うもので、平成21年度は送水管1,200メートルの施設工事を行うものであります。この財源としては、簡易水道事業国庫補助金1,838万7,000円、簡易水道事業債2,850万円を充当することとし、歳入予算として計上したものであります。

次に、議案第14号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計の歳入歳出予算については、前年度比較で943万3,000円増の30億5,025万円となっており、歳入歳出とも、事業勘定の受託金、受託費が主なものとなっております。

市場特別会計の9割以上を占める受託販売については、前年度と同額の28億円を見込んでおりますが、これまで以上に農家訪問を行い、市況などの情報提供に努め、出荷を促進して、りんごについては高品質のものを高価格で取引できるようブランド化を確立し、販売額の増につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第15号、平成21年度南部町工業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ35万2,000円となっております。

次に、議案第16号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計予算については、歳入歳出それぞれ3億9,634万3,000円となっており、歳入といたしましては、介護給付費2億4,884万2,000円、入所利用料などが6,312万2,000円、施設使用料として313万3,000円、一般会計からの繰入金7,653万9,000円などで、歳出の主なものは、療養費に5,984万8,000円、管理費として2億7,408万6,000円、公債費に6,237万円となっております。

次に、議案第17号から議案第21号までの平成21年度各財産区特別会計予算についてであります。それぞれの財産区の財産運用収入や繰越金などを主な財源とし、管理運営費に充てた予算となっております。

以上が、平成21年度一般会計、各特別会計の概要であります。当初予算の総額は一般会計、各特別会計合わせて209億8,227万6,000円となりました。前年度に比べ額で5,520万2,000円、率としては0.3%の減となったものであります。

次に、議案第22号、南部町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてであります。定住自立圏構想の形成へ向け中心市である八戸市と協定を締結するに当たり、当該協定の締結等に関し地方自治法に基づく議会の議決すべき事件として定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号、南部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

介護従事者に対する報酬の改定に伴い保険料が増加し、65歳以上の一号被保険者の負担がふえることに対し、保険料の軽減措置等を講じる財源に充てるため、基金を設置するものであります。

次に、議案第24号、南部町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。第一、第二福地工業団地において工場立地に係る工場又は事業場の緑地面積を敷地面積の100分の10以上、屋外運動場等の環境施設面積については100分の15以上に基準割合を設定するため条例を定めるものであります。

次に、議案第25号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。職員等の旅費及び費用弁償について支給区分の簡素化、日当の廃止、車賃を1キロメートルにつき現行の37円から25円に改める等を行うため、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。民間の賃金水準や物価等を考慮して大都市圏に所在する機関に派遣される職員に対し地域手当を支給することとする等の改正を行うものであります。

次に、議案第27号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律の一部が平成21年4月1日から施行されることに伴い、公益法人等に対する寄附金で住民の福祉増進に寄与する寄附金を寄附金税額控除に加えるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第28号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げにより、介護納付金の限度額を現行の9万円から10万円に改めるため条例の改正を行うものであります。

次に、議案第29号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。学校教育法の一部改正により盲学校、ろう学校及び養護学校が特別支援学校に名称が改められたことに伴い改正を行うものであります。

次に、議案第30号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者と中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者をひとり親医療費等給付の対象外とするため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第31号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険制度の改正及び第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度から平成23年度までの介護保険料を被保険者等において現行の2万7,762円から2万9,400円等に改正するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第32号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。上名久井地区農業集落排水事業の完了に伴い、上名久井処理区の全域を供用開始するため処理区域を改めるものであります。

次に、議案第33号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等の額を改めるため条例を改正するものであります。

次に、議案第34号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。土地地区画整理法の一部改正により引用条項にずれが生じたことから改正を行うものであります。

次に、議案第35号から第38号までの指定管理者の指定についてであります。平成21年3月31日をもって指定期間が満了する施設について、新たに指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第39号、南部町道路線の認定についてであります。道路改良工事の完了に伴い、町道として新たに宮野・小沢田線を認定するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団の平成21年度の設置団体各負担金額が変更となることから、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,144万7,000円を追加し、予算の総額を111億8,605万8,000円とするものであります。

この度の一般会計の補正予算につきましては、平成21年1月27日に国の第二次補正が成立したことを受けて、地域の経済対策としての地域活性化・生活対策臨時交付金事業や経済対策及び生活者支援対策としての定額給付金交付事業及び子育て応援特別手当交付金事業を盛り込んだ内容となっております。

それでは、最初に主な歳出の補正内容について、項目ごとにご説明いたします。

まず第2款総務費であります。定額給付金交付事業費として、給付事務の経費なども合わせ総額で3億6,135万6,000円を補正計上いたしました。ご承知のように一人当たり1万2,000円、

65歳以上・18歳以下の方には2万円を給付するというこの定額給付金交付事業は、景気後退下で家計への緊急生活支援を行うとともに、住民に広く給付することにより、地域の消費をふやし地域の経済効果を上げることを目的とした事業であり、2月1日現在の当町の人口2万1,564人を算定基礎とし、給付金として3億4,000万円のほか、町商工会が発行する商品券への補助金200万円も合わせて計上いたしました。

次に、同じく総務費であります、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費として3億9,052万3,000円を補正計上いたしました。この事業では小学校3校、中学校1校の建物耐震診断を行うほか、向小学校屋内体育館の耐震化の改修や町民体育館、バーデハウス、チェリウス等の空調設備、屋根などの大規模改修を行うものであります。また、施設用備品として地上デジタル放送に対応するため、公民館などの町内各公共施設に設置されているテレビを更新する経費も計上しております。

次に、第3款民生費であります、国民健康保険特別会計繰出金に1,485万9,000円、介護保険特別会計繰出金に1,084万4,000円、介護老人保健施設特別会計への繰出金582万1,000円のほか、子育て応援特別手当交付金事業に1,436万9,000円を追加いたしました。この事業は、厳しい経済情勢のもとで子育ての負担に配慮する観点から、緊急措置として幼児教育期にある第二子以降の児童に一時金3万6,000円を支給するものであります。

次に、第8款土木費であります、道路橋梁維持費に除雪作業の増加分として1,050万円を追加補正いたしました。

このほか歳出の減額補正につきましては、事業が確定したことに伴い、管理費や負担金及び補助金、特別会計への繰出金などを減額計上いたしましたものであります。

これに充当する財源として、固定資産税が総務大臣配分による償却資産がふえたことにより町税を9,000万円追加したほか、普通地方交付税が1億3,300万円、国庫補助金として子育て応援特別手当事業費交付金1,436万9,000円、学校給食施設交付金1,123万1,000円、安全安心な学校づくり交付金1,380万円、合併市町村補助金や定額給付金事業費補助金などの総務費補助金7億5,432万4,000円などが追加補正の主なものであります。このほか、事業が確定したことによる県支出金等や基金繰入金などを減額いたしました。

次に、議案第42号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてありますが、給食管理費、給食材料費など246万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,932万円とするものであります。

次に、議案第43号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであ

りますが、歳入歳出それぞれ1億9,517万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億4,367万1,000円とするものであります。

歳出の主な補正は、保険給付費に2,824万4,000円、一般被保険者高額療養費に757万1,000円を追加したほか、財政調整基金積立金1億9,581万1,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、国県支出金などを減額し、療養給付費や共同事業交付金及び国保保険基金安定負担金などを追加したものであります。

次に、議案第44号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,931万円を追加し、予算の総額を20億6,930万7,000円とするものであります。歳出の補正の主なものは、一般管理費の被保険者管理システムに269万4,000円、地域密着型介護サービス給付費に3,407万6,000円、介護予防特定高齢者施設事業費に1,396万2,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金などの基金積立金を2,250万5,000円追加したほか、介護サービス費等の確定により施設介護サービス給付費を4,875万9,000円減額し、これに充てる歳入は、国及び県支出金、一般会計繰入金などを追加し、介護給付費交付金を減額したものであります。

次に、議案第45号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ301万8,000円を減額し、予算の総額を3億7,347万円とするものであります。

歳出の補正の主なものは、一般管理費の後期高齢者医療管理システム改修に559万7,000円を追加したほか、広域連合の納付金を858万2,000円減額し、歳入についても一般会計繰入金などを減額したものであります。

次に、議案第46号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。収入支出をそれぞれ精査し、各項目間での財源内訳の組み替えを行ったものであります。

収入につきましては、国及び県補助金として7月24日に発生した岩手県沿岸北部地震の被害に対する災害復旧のため特別調整交付金を260万円、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金を306万3,000円追加したほか、研修補助金140万円及び共済組合追加費用231万4,000円をそれぞれ減額したものであります。

支出につきましては、新型インフルエンザ患者受入れのための人口呼吸器や医療従事者への感染を防ぐ防護具の整備費に210万円、企業債の繰上償還分として1億854万8,000円を追加したものであります。

次に、議案第47号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第

51号、平成20年度南部町大字平財産区特別会計補正予算（第1号）までの各特別会計補正予算5件につきましては、事業が確定したことにより歳入歳出をそれぞれ精査し、各項目間での調整並びに減額補正、財源内訳の組み替えを行ったものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、財産区管理委員会委員の選任についての案件を追加提案させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

#### 陳情第1号から陳情第2号までの上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、陳情第1号及び日程第6、陳情第2号を一括議題といたします。

本日までに受領した陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

なお、教育民生常任委員会は本日本会議終了後、開催いたします。

.....

#### 散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月3日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時04分）

第20回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成21年3月3日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工藤幸子

1. 南部町職員の状況について
2. 河川の工事と環境づくりについて

2番 夏堀文孝

1. 今年度一般質問をしたことの点検と検証について
2. 医療健康センター建設について

12番 立花寛子

1. 定額給付金について
2. 介護保険制度について
3. 障害者自立支援法に関する問題について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君

19番 西塚 芳 弥 君

20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 監 理 監	小 萩 沢 孝 一 君	企 画 調 整 課 長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富 士 夫 君	税 務 課 長	八 木 田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小 野 寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
農 村 交 流 推 進 課 長	小 笠 原 覚 君	商 工 観 光 課 長	大 久 保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	坂 本 好 孝 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	神 山 不 二 彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社 会 教 育 課 長	佐 々 木 博 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

---

## 開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第20回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

## 一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は、質問、答弁合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをよろしくをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。さきに通告をいたしておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、南部町職員の状況について。

合併して南部町になり3年が経過。分権時代の自治体としての町職員はどうあるべきかに対し、町長は南部町職員をどのように見ておられるのか。

分権改革のねらいは、自治体とその職員の自己決定権を拡充し、それを通して住民自治を充実させていくことであるとされています。つまり、この分権時代に自治体職員に問われているのは、何よりも自分のこと、仕事のこと、職場のことなどについて深く広く考える力ではないかと思

ます。社会の制度と運用のあり方が問われている時代にあつて、自治体職員もみずからがどう変わり得るかを考え、変わっていかねばなりません。そうしなければ、不適合者になつて、周囲の人々に有効に働きかけていくことができないだけでなく、個人としては無気力に陥るか、あるいは旧来の観念ややり方に固執して、不平不満にさいなまれるしかありません。みずからを変えることによって他の人々や社会を変えていく。そういう主体的なあり方を自治体の職員は問われているのであります。

職場からも住民からも見捨てられていく。これでよいのかと自問自答する。感性が鈍っていることに、考えが停止していることに、行動が陳腐化していることに気づいたら、それを是正しなければなりません。例えば、みずからを変化させつつ、自己表現によって他に伝える住民との対話をどのように成り立たせていくか。住民と直に接する窓口職員の接遇能力。例えば明るい対応等もその一つ。それは基本的手段であります。書き言葉と話し言葉をみずから磨き、またそれを管理職が励ますことであります。研修を行い、問題意識を持ち、職場に役立ててほしいと渴望するものであります。

昨今、地方自治体は、合併と地方分権による財政基盤強化と特色ある地域づくりの期待をするどころか、財源削減による収支の乖離を来し、大きな打撃を受けている中、町民への思いやり、要望実現ができない不安ではなく、職員の強い行動力と明るい雰囲気づくりをもって町を支える精神で日々の業務とサービスに努めていただきたい。

町長は、常に行政発展は町民とのキャッチボールが基本と話されますが、合併して3年たち、分権時代である今、行政という城を支える職員に対し、町民は期待感を、陰りと絶望、マンネリ化と嘆いています。城主としての町長のご所見をお願いするものであります。

次に、2点目でございますが、河川工事と環境づくりについて。

地域住民の高齢化に伴い、住民が自然に親しみながら安らぎを感じられる環境公園づくりについてであります。

ご存じのように、河川工事は従来、治水、利水にのみ重点が置かれ、コンクリートによるいわば灰色の護岸工事が進められてきましたが、近年、河川そのものに親しむ親水性が重要視されるようになってきました。親水空間としての自然環境の回復やレクリエーション環境の創造に取り組むところもふえてきました。特に、市内の河川を本来の姿に近づけ、住民に親しまれるものとして再生するために、護岸に植樹したり、芝を張ったり、土手に桜並木をつくったり、住民の生活に結びつけるように整備した公園を親水公園と命名し、環境づくりが進められています。

つまり、南部町においても、公園の数も少なく、特に自宅で暮らしている高齢者は、憩う、く

つろぐ、安らぐ場がほとんどありません。ただひたすら道路を老人カーを友とし時を過ごしています。厳しい社会を乗り越えてきた長寿者の心身ともに安らぐ場の確保、人権尊重の慈しみを考えるときではないでしょうか。是が非でも町長は心を馳せてほしいと思います。

護岸工事の未整備の場所、一部整備の場所、一定の整備された場所を利用して公園づくりを考えてほしいと思いますが、日常生活に欠かすことのできない地域環境づくりを再構築してほしいと思います。

以上の2点について、常に英知をもって解決してくれている町長のご答弁をお願いするものがあります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の地方分権の町職員のあるべき姿というご質問でございますが、「地方分権の時代」と言われてから久しくなったわけでございます。本町においては現実のこととして、現時点で県の事務であったものが町の事務として移譲されたものが16項目ございます。また、新年度4月から移譲されるものが6項目が予定をされております。このように、三位一体改革により地方自治体にはさまざまな権限の移譲等が行われ、本町としても「町」としての果たす役割はさらに大きく、ますます重要なものとなってきております。

職員についてもそれは同様のことでありまして、これまでの国や県主導の基準的な行政から、前例のない新しい政策や事業を企画立案し、それを迅速に実行していくことがこれからの町職員に求められているところでございます。これに加え、これまでと同様に、「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念する」と、最も基本的な部分でございます、この意識を忘れてはならないものと考えております。

先般、2月17日から19日までの3日間、まちづくり懇談会を開催したところですが、その席上においても職員の接遇等のあり方について問われたところでございます。

まずは、「町民と接するときにはあいさつから始まる」という考え方は、私も就任して再三にわたって指導してきているところでございます。しかしながら、中にはまだ思いが伝わっていない職員も見受けられるのも事実でございますし、また、一生懸命、積極的にそういう行動をとっ

て頑張っている職員もいるのも事実でございます。まずは一番大事なのはあいさつから。そしてまた、町民の方々がどういう用件で来ているのか、そこを早くキャッチして対応をしていく。一番行政で気をつけなければならないのは、よく言われるたらい回し、このことでございます。自分が最初に接した町民がどこの課に来ているのか。これは、分庁舎方式になっておりますので分庁舎までの案内というのは無理ですが、同じ庁舎内においては責任を持ってその課に案内をするようにと、こういう指示はもう就任以来徹底してございます。恐らく、課長会議においても毎回のごとく言っておりますので、課長たちも大分耳にたこができていいるなと思っておりますが、これは引き続き徹底していかなければならないと思っております。

そしてまた、合併して丸3年、4年目のスタートにもなりました。このことにつきましては、課長会議においても、そろそろ勤務評価も考えていかなければならないだろうという指示もしてございます。ただ、ここで気をつけなければならないのは、1人の担当課長、主管課長だけが1年で判断すると、どうしても好きごのみ、こういうのも出ていけません。ここは、さまざまな方の評価をもとにしながら間違いのないようにしていかなければならない。しかし、いずれはそういうふうな形もとらないとなかなか浸透していかないなという部分も感じております。

私は、職員一人一人がこれらのことを着実に行動に移していくためには、まず職員の「人材の育成」が肝要であると考えております。各専門分野での研修の充実や、職員の柔軟な発想力や先見性を醸成するとともに視野の拡大につなげるため、他自治体等との人事交流による積極的な参加など、これまで以上に人材育成の推進を図ってまいりたいと思っております。職員の指導については、当然私の指示のもとに副町長たちの職員管理ということもありますので、ここは、町長、副町長、担当課長含めてさらに強化してまいりたいと思っております。

次に、2点目の河川工事と環境づくりについてでございますが、質問の内容でございますが、河川改修工事等において整備した河川公園等の環境がどのようになっているかという点もあると思います。また、今後整備していく計画、考えはないかというご質問も入っていると思います。

まず、当町には馬淵川の河川改修工事等で整備した公園は3カ所ございます。下流から福地地区の遊水池公園、名川地区の馬淵川親水公園、南部地区のすみやの河川公園がございます。それぞれ公園の形態は違いますが、自然に親しむ公園であると思っております。

まず、遊水池公園でございますが、三八地域県民局河川施設課が河川改修とあわせて整備した公園で、施設の内容は、グラウンドゴルフ場、トイレ、駐車場、散策道等があり、福地さくらの会の方々が管理委託を受けてございます。

次に、馬淵川親水公園でございますが、芝生広場、遊具、駐車場があり、建設課が管理してい

るところでございます。

次に、すみやの河川公園でございますが、県民局河川施設課が芝生広場として整備した公園でありまして、現在、建設課が管理委託を受けております。

いずれの公園も自然環境に配慮した公園で、周辺には河川特有の自然があり、子供から高齢者まで河川に親しみ憩うことのできる公園となっております。しかしながら、馬淵川に接した公園でありますので、洪水になると使用ができなくなるということも条件になっておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。また、洪水後の復旧等については建設課で行っているところでございます。

現在、合併した3地区においてそれぞれの公園がございます。また、当町においては、自然豊かな町でもございます。新たに親水公園を整備するという考えは現在は持っておりません。自然のあるものを大事にしながら、また、環境整備、これが一番大事なところだと思っておりますので、行政の整備はもちろんでございますが、地域住民の方々も自分たちの馬淵川だと、そういう観点から、またいろいろな各種団体もボランティアで清掃活動もしていただいております。そういうことも醸成しながら環境管理にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 1問目は、本当に職員の皆さんも大変よくして頑張っている中、ハスの花が咲く池に石を投げつけたというような、そんな感じの質問だったと私も後悔はしておりますけれども、ただし、観点はいろいろあると思います。町民の声も含めて申し上げているわけで、町民一人一人の活動をフォローすることは職員だけでは不可能で、現在、役所ばかりではなく、町民活動や企業でさえも政策主体にならなければならない状況であると思います。役所と活動が競合している部分があるわけでありまして、役所がやらないから町民活動をやらざるを得ないといって、役所と町民活動が敵対的であることも少なくないわけでありまして。

このように考えると、職員はもっと変わらなければならないのではないかと。資質の向上とよく一般に言いますが、もう資質は向上して満ち満ちているかもしれませんが、でも、やはり立派なざるからも水が漏れます。ですから、その辺はどの場面かなということも町長は考えてほしいと、そのように思っている次第でございます。

それから2点目でございますが、やはり人間は、三度の食事のみで満足し、あとは悶々と生きているということではできません。もちろん老人福祉法第2条に基本理念として、老人は、多年に

わたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、生きがいを持って健全で安らかな生活を保障されるものとするということで、心安らく場所。町長は先ほど3カ所にあるので公園はつくる予定はありませんと申されておりましたが、町は3カ所に全部が集合するというようなわけにはいなくて、例えば、これはつかぬことですがけれども、バスの停留所などが遠くてその場所に行きたくとも行けないという、乗りおりができないという、それが高齢者なのであります。ですから、大きく分散させるのももちろんいいことですが、要所要所に気軽にその場所に出向いて、いつときでも大きな息がつけるような場所、あるいは友とお話ができるような場所、そういうふうなものを要所要所に、小刻みに、そんなにお金をかけなくてもいいと思います、そういう場所の設定が必要ではないかなと、このように思っております。

道路は非常にもう本当に危険がいっぱいでありまして、できれば道路は歩きたくない、道路で立ち話をしたくない、だけれどもそういうふう集う場所がないという実情をかんがみ、私は、お金をかけなくてもいいですから、二、三人腰をおろしてお話できるような、そういう西洋的といいますかアメリカ式といいますか、そういうふうな対応がぜひ必要ではないかと私は思うのですが、その辺をもう一度ご意見を伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず1点目の職員に関する件ですが、私は基本的に我々公務員はまさにサービス業という考えで勤務しなければならない、それがまさに公務員ではないのかなと、こう思っております。職員もいろいろな体質の職員がおりますが、町民の方々も2万人以上いるわけでございます。いろいろなことからのそういう職員に対する部分というものがあると思っておりますが、いずれにしてもしっかりとした対応をしていくことが大事だと思っております。

次、2点目の親水公園でございますが、議員からの質問は河川工事に対しての環境整備というご質問でございますので、私は河川に関する親水公園は今のところはないと申し上げたのでございます。その他の地区においては、それぞれ現地を見ながら、また地域の団体、そういうの方々等ともこれは逐次状況に応じて考えていくべきことだと考えております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 質問ではありませんが、大変前向きな町長さん初め町職員の状況をつぶ

さにお声を聞くことができましたので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。  
以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

2番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（2番 夏堀文孝君 登壇）

○2番（夏堀文孝君） おはようございます。さきに通告をいたしておりました大きいくくりで2点につきまして、今定例会で質問させていただきます。

平成19年9月、合併後初の南部町議会議員選挙におきまして当選をさせていただきましたから、1カ年度が過ぎました。この間に2回の定例会で一般質問をさせていただきましたが、このことに対しましてその後の点検と検証ということで、一つ目の質問にさせていただきたいと思えます。

まず、3月定例会におきまして質問をいたしました県立高等学校教育改革第3次実施計画についてでございますが、関係者の存続運動のいかなく、残念ながら南部工業高校は2014年をもって八戸工業高校へ統合、名久井農業高校は1科減と決まりました。が、一方で、名久井農業高校につきましては農工連携学科を増設という運動の成果とも思える変更がございました。

今、住民の間では、南部工業高校の工業科目をこの名久井農業高校の1科目増に残しまして、実業高校への変革はできないだろうかという話が持ち上がっております。少子高齢化、若者の農業離れなど、この先の成り行きでは名久井農業高校もさらなる統合再編が予想される中、我が南部町に唯一残すべき高校のあり方について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

同じく、3月定例会で質問いたしました多目的バスのその後、1年間運行をしましたが、今年度の利用者数の増減はどうなっていますか。また、随時運行ダイヤの見直しをしていくというご答弁でございましたが、見直しのある路線はありますか。また、旧福地地区にはスクールバスも走っておりまして、多目的バスとの一本化ができないのでしょうか。

次に、9月定例会で地震災害の対応という点でご質問をいたしました。翌10月には、地域防災計画からわかりやすく抜粋し、南部町消防団災害時初動マニュアルを早速作成・配布をしていただきました。迅速な対応に感謝をいたします。

また、同議会で窓口サービスの充実もお願いをいたしました。こちらはまだ対応がいただけていないのですが、どうなっているのでしょうか。「今後調査をして、考える必要があるな」とい

う町長のご答弁をいただきましたが、どのような調査をしていただけたのでしょうか。南部町行政改革大綱4ページ、町民サービスの向上の中でもうたっております「窓口業務の集約化や開設時間の延長継続について検討する」という記述もございます。利用者の少ない1時間延長よりも、月に一度でも隔週でもよろしいので、土日・祭日の窓口業務の開設をぜひご検討願いたいと思います。

大きいくり2番目の質問でございますが、医療健康センターの建設についてでございます。

南部町総合振興計画の重点プロジェクトとしても掲げられております医療健康センターの建設、実質名川病院建てかえと包括ケアの具体的な拠点としての健診センター、医療健康センターの建設計画が動き出しております。名川病院につきましては平成15年度より黒字経営を続けているということで、関係職員におかれましては並々ならぬご努力をされているということで敬意を払うところでございます。

さて、平成20年度の名川病院の収支見込みはどのくらいでしょうか。また、20年度一般会計からの繰入金は幾らでしょうか。国、県から医療機関を持つ自治体に来る補助金・交付税はどのくらいになっているでしょうか。また、その内訳はどうなっているかをお伺いしたいと思います。

また、町長の要請を受けまして、1月14日から16日までの日程で大分県大分市の佐賀関病院を視察してまいりましたが、この病院は、行政から離れ、民設民営化で黒字を出しているというお話でございました。民設に移行したことのメリットに、建設費が自治体で建てるよりも2割から3割安く建てられたということ、もう一つは、職員が民間という立場で働くので利用者に対する意識が全く違うということを理事長はおっしゃっておられました。

建設費に関しましては、きちんとした設計、管理ができれば対処できると思われませんが、職員の意識は、公営という立場上、なかなか変えられるものではないかと思われませんが、今後の建設・運営に関して、佐賀関病院のように民設民営にするのか、今までどおり公設公営でいくのか、また指定管理者制度の移行などさまざまな選択があると思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

以上、大きい2点についてご質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、県立高等学校教育改革第3次実施計画についてのご質問でございますが、高等学校の統合、学科の再編については、平成20年8月6日に県立高等学校教育改革第3次実施計画において公表されたことはご承知のとおりでございます。

計画においては、当町にあります南部工業高校は、平成25年度募集停止、平成26年度末に閉校し、八戸工業高校へ統合となっております。名久井農業高校につきましては、中学校卒業生数の減少に応じて平成21年度に生活科の募集停止による学級減が行われたところでございます。また、平成25年度に農業科の中で、工業に関する科目、経営に関する科目などを学ぶことのできる学科の設置を検討するとしております。

議員のご質問にもございました、南部工業高校にある1学科を名久井農業高校へ増設していただきたいという意見もあることも十分承知しているところでございます。

生徒数減少という大きな課題から高校再編計画が公表されましたが、町といたしましては、地域の子供たちが不便を感じることなく、希望する学校また学科への就学ができるようになることを願っております。また、町発展のためにもぜひ高校が必要であると考えております。

高校の存続については、地域ぐるみで推進するために新学科検討委員会的なものを、例えば両校関係者、また学識経験者等いろいろな方々を組織して、まずは意見を一つにすることが、集約していくことが私は大変大事なことではないのかなと思っております。町としても地域としても二通り、三通りの考えで県に要望しても、恐らくなかなか意思が伝わらないのではないかなと。そこを何とか一つに集約して、地域と町も一緒になって県に働きかけをするということが大変大事だと思っておりますので、できれば新年度明けからでも一度は町から呼びかけをして検討委員会なるものを組織していきたいと思っております。その後、両校関係者、同窓会等々できれば主体となって、町側もアドバイザー的な形で進めていったらどうかなと思っております。どこかで一回呼びかけをしないとなかなか前に進んでいかないと思っておりますので、これは町の方から一回呼びかけをしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、機会あるごとに名久井農業高校の存続と学科設置については町長という立場からもまた強く働きかけてまいりたいと思っておりますし、恐らく南部工業高校の関係者の皆さんも何とか可能性が1%でもある限り存続したいという思いはあると思っておりますし、先般、卒業を祝う会にも私も出席をしました。そこでもいろいろなご意見も聞きました。ただ、恐らく県が今回の再編計画については県議会でも了承しているという部分がありますので、現実的には非常に難しい部分があるだろうなど。ならば、現在の名久井農高をしっかりと存続をして、どの科を増設するかというのが一番大事になると、こう考えております。

次に、多目的バス等についてのご質問でございます。

まず、今年度の利用者の状況についてのご質問でございますが、運行開始から1月までの9カ月間における多目的バスの利用者の総数は3万4,780人となっております。このうち、町内を横断する三戸駅からバーデハウス線の利用者が2万2,413人で64%を占めております。

また、利用者数の推移についてですが、運行開始から順調に増加しており、運行当初の1カ月間における利用者数が3,086人でありましたが、1月における1カ月間での利用者数は4,707人となっており、単純な比較ではあります。運行開始から1,621人、率にして52%の増加となっております。

利用者の増加は、多目的バスが少しずつ生活の一部として浸透してきているものと予想され、当町における公共交通サービスとしての利便性が確保されているものと考えております。

次に、スクールバスと多目的バスの一本化についてでございますが、スクールバスや多目的バスなどの町内におけるバス交通の効率化を目指した、それぞれの担当課で組織した検討会議において、一本化についての検討を続けてきております。

これまでの検討では、多目的バスの運行見直しや、福地地区で実施している総合保健福祉センター「ゆとりあ」への送迎バスと多目的バスの一本化を実施することで調整しており、新年度から実施したいと考えております。

スクールバスの多目的バスへの一本化でございますが、検討を実施しておりますが、学校統合における経緯、また通学時における安全性の確保、学校行事に合わせた弾力的な運行の維持などまだまだ多くの調整すべき点がありますので、今後も協議検討を続け、効率的なバス運行を目指してまいりたいと思っております。

次に、窓口サービスについてでございますけれども、昨年の9月定例会で議員からご質問がありました休日の窓口業務開設につきましては、現在行っている平日の延長窓口の利用状況と職員の勤務体制を踏まえながら担当課と検討をいたしました。

平日の延長窓口業務は、合併時から実施して3年経過しましたが、利用状況は、3庁舎合計で月平均12人という利用者にとどまっております。平日の延長窓口業務を見直しするとともに、休日の窓口業務を試行的に開設する方向で現在進めております。

休日の窓口業務開設につきましては、とりあえず住民生活課のある南部分庁舎に職員2名を配置し、毎月第1・第3日曜日の午前中とし、平日の延長窓口業務につきましては従来どおり3庁舎で午後6時まで延長をいたしますが、利用者数が少ないため、休日窓口業務の開設による職員の負担も考えまして、午後4時までの予約制にしたいと考えてございます。取り扱い事務につき

ましては、現在の平日の延長窓口業務と同じく、住民票の写しと印鑑登録証明書の発行、印鑑登録の事務を取り扱います。

平成21年4月から試行的に実施いたしますが、住民サービスの充実を図るために、今後も利用状況を見ながら検討を重ねて取り組んでまいりたいと思っております。試行的に開設をさせていただいて、6時までの場合は4時まで予約をしてもらえれば6時までというふうに改善に努めていきたいと思っております。

次に、名川病院の20年度の状況についてでございますけれども、まず収支見込みについてご質問でございますが、総収入で約9億9,300万円、総支出で約9億4,800万円を見込み、差し引き約4,500万円の純利益を見込んでおります。

次に、一般会計繰入金についてのご質問ですが、病院事業への一般会計からの繰出金については、総務省自治財政局長通知により、病院の建設改良に要する経費及び救急医療の確保に要する経費、高度医療に要する経費、経営基盤強化に要する経費を繰り出ししております。平成20年度における総額は1億1,943万円となっております。

次に、国、県からの補助金、交付税の内訳と金額についてでございますが、国庫補助金の内訳は、医療機器整備に対する国保調整交付金として367万5,000円、災害復旧費等の特別調整交付金として260万円、新型インフルエンザ整備事業に対し153万1,000円、また、県補助金は、新型インフルエンザ整備事業に対し153万2,000円を見込んでおります。

交付税につきましては、一般会計が公営企業会計に繰り出しを行ったときは、その一部について交付税措置がされております。金額については国で定める算定方法により交付されますが、その内容と算定額についてご説明申し上げます。

普通地方交付税は、病床割分として1床当たり48万2,000円、合計で3,181万2,000円が、建設改良に係る元利償還金分として、20年度は1,274万6,000円が算定額とされております。

次に、特別交付税では、不採算地区病院として1床当たり68万円、合計で4,488万円、救急告示病院として2,530万円、共済組合追加費用負担経費として172万3,000円が算定額とされております。

普通地方交付税と特別交付税の算定額総額は1億1,646万1,000円となっております。

ここで再確認をさせていただきます。一番大事なところでございます。繰り出しは1億1,943万円でございます。その同額が、1億1,646万円、これが普通地方交付税と特別交付税で算入されております。ですから、公立病院のために交付税に算入されている金額をそのまま病院に繰り出しをしているということでありまして、本来の町単費から特別出ている状況ではない中で、約

4,000万円、5,000万円の黒字経営を行っているということでございます。

次に、医療センターの運営方針等についてでございますが、昨年6月の定例議会で根市議員からもご質問いただいておりますけれども、医療健康センター（仮称）については、現在の名川病院と役場の保健・福祉分野の機能を集約させるものであります。住みなれた地域の中でサービスを一体的に提供する包括ケアシステムの構築を目指すものであり、総合振興計画においても掲げているところであります。

名川病院につきましては、旧名川町のときより、将来構想を検討する過程において、医療法に基づき県が定める地域保健医療計画における青森県地域保健医療対策協議会委員であった当時の弘前大学医学部・菅原教授や静岡県立大学の西垣教授を初め、八戸医師会・土井会長など多くの学識経験者等の意見を踏まえながら、平成15年より現在の療養病床40床、一般病床26床へ転換するとともに、経営面の改善を行い、黒字経営を維持しているものでございます。当時は一般病床が66床でございました。しかしながら、病院は既に築40年が経過し、老朽化も進み、建てかえが必要な時期となってきております。

医療健康センターの運営方針につきましては、名川病院を中心とした現在の医療サービスとともに、学校保健、介護福祉施設等への支援など、町の保健・福祉業務や地域医療を継続して担うものであります。このため、その機能は外来・入院にとどまらず、在宅医療や終末期医療のサービスを提供するとともに、町の保健・福祉サービスの拠点として、病院設備や人材を活用し、広く健康づくりから福祉サービスを提供していく場と考えてございます。

議員の皆様にも佐賀関病院を視察していただきました。これは、一つは公設から民営化になったという部分、そして病院建設においても非常にコストの低い中で建てている、そういう部分も見ていただきたいという考えでございました。ただ、佐賀関病院につきましては、以前にも説明申し上げましたが、本来は公立病院で運営をしていきたいと。ただ、合併により、大分市が公立病院を持たないという条例があるために、やむを得ず民間立ち上げになったわけでございます。

経営方法はいろいろあるわけですが、一番大事なのは、まずしっかりと地域医療を守る、そういう体制を整備をしていかなければならない。そして、院長初め医局の考え、関係スタッフの考え等々もしっかり聞きながら、また尊重しながら、どのようなやり方がいいかと運営方針を決めていかなければならないと思っておりますが、現在、私も医局の先生方等とも話をさせていただきながら、まず住民が安心して暮らせる、そしてまた、医局、関係スタッフも安心して仕事ができる、そういう総体的なことを考えますと公設公営での考え方でまいりたいと。ここにおいては、病床を増床する計画ではなく、現在の病床の中で、現在の医師がしっかりと経営

も考えながら取り組んでおるわけでございますので、そういう中で、また議員の皆さんからもご理解をいただきながら、さらにまた説明会を開催させていただきながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

先ほどの答弁で一つ訂正をさせていただきます。窓口業務につきまして、私は第1・第3の「土曜日」を「日曜日」と答弁をしたと思います。第1・第3の土曜日に試行的に開設していきたいということをご訂正させていただきたいと思います。

また、詳細の再質問等につきましては、担当課長等々から説明をさせていきたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 県立高校の再編の問題でございますが、私が質問いたしました3月の定例会の時期では、まだ具体的な高校名も出されていない計画（案）の段階でございました。実際、具体的な内容が発表されてから計画を変更させることは大変難しい問題だと考えております。

町長の答弁にもございましたが、町としてのやはり一貫した方向性を県に示していく必要があると思いますので、同意見でございますが、委員会などを設置して統一見解を出していく必要があるのではないかなと考えております。

また、多目的バス、そして窓口サービスの件でも前向きに対処していただいているということで、今後ともまた鋭意検討していただきたいなと思います。

医療健康センターの件ですが、20年度の一般会計からの繰入金で1億1,943万円ということでございます。そのほとんどが交付税、国、県から入ってくるということは答弁で理解をいたしました。

しかしですね、この中に、特別交付税に不採算地域病院に対する交付税がございます。これは、病床数100以下、1日外来200人以下、そして1自治体に病院が一つしかないという条件でございます。これは旧名川町時代には1自治体に病院が一つしかないという条件でクリアをしていたと思いますが、合併して以来その条件からは外れていると思います。合併の特例によりまして5年間はこれがいただけるということでございますが、2年後この交付税、1床につき68万円、名川病院では66床ですので4,488万円の助成は打ち切られる可能性があると考えた方がよいと思いますが、そうなりますと、4,000万円の黒字を出しておりますが、この部分は当然底をつくのではないかと思います、その点はどうでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 今議員ご質問されました不採算地域の交付税につきましては、今議員おっしゃったとおり、これまで、病床100床未満かつ1日平均外来数200人未満であることと、それから病院が一つしかないということで、今まで1床当たり68万円を特別交付税としていただいていたわけなんです。この特別交付税については経過措置ということで、平成18年3月31日までに合併を行った市町村について、5年間、当該交付税は交付しますよということになってきていましたけれども、今まで市町村合併によりましてこの経過措置の適用中の病院もありますので、早いところで、平成15年度に合併した市町村に係る病院は、平成20年度でもう交付税がなくなるという、切れるという状況にあります。これらのこともあって、今、国では平成21年度からその不採算地区の特別交付税について支給要件とそれから金額等を改正するという予定で通知をいただいております。

その内容でありますけれども、適用要件の中に規模要件とそれから地域要件という二つの要件がございます。それで、規模要件が今まで100床未満と1日平均外来数200人ということでしたけれども、それが今度病床数が150床未満ということに変わるようでございます。それからあとの地域要件につきましては、第1種不採算地区病院と第2種不採算地区病院という二つの要件ができるようでございます。それで、第1種要件の方が、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在することということになります。それから第2種ですけれども、直近の国勢調査における人口集中地区以外の区域に所在することということになっておりますので、この形でいくと、現在、名川病院は第2種の不採算地区病院に該当するのかなと思っております。

それで、措置額でありますけれども、第2種地区の場合は現在の68万円から今度1床当たり80万円ぐらいに増額になるということで通知をいただいております。それで、1床当たり80万円ですので、66床で約5,280万円の交付税措置が21年度からされるのかなということで今とらえてございます。

さっき議員もご指摘したとおり、期限が切れた場合は不採算地区の特別交付税がなくなるのかなということでしたけれども、今、21年度からの改正がこういうふうな状況で進んでいるということでお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 先ほど町長もお話ししましたし、夏堀議員さんからもありましたように、今後は運営委員会の設置をし統一見解をつくる方向で進めたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 医療健康センター移転新築マスタープランの報告書によれば、建設費・医療機械の元利償還金計画表にも示しているとおり、建設してから9年次には一般会計からの繰入金で1億2,079万6,000円と、かなり財政を圧迫している可能性は大きいと思います。また、国の制度、方針も頻繁に変わっているのが現在の状況でございますので、給与体系の見直し、また職員の意識改革、そういうことも含め、付加価値のある医療機器を導入するというような考え方もあると思いますが、集客率を向上させてできるだけ独立採算でできるような経営方針が望ましいなと思います。

また、町長は公設公営でいくというご見解でございますけれども、公設・民設、公営・民営のメリット・デメリット、たくさんあると思いますので、こういった議論をまだまだしなければならぬのではないのでしょうか。庁舎内にもプロジェクトチームが発足したようですが、議会にも報告、承認だけではなくて、議員も一緒に参加してさまざまな角度から審議を尽くして、総額20億円を超える新南部町最大の事業でございますので、住民の皆様が納得できるような施設にしたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。3月定例議会に当たり一般質問を行います。

初めに、アメリカ発の金融危機に端を発した今回の経済危機の特徴は、景気の悪化そのものがこれまでの不況に比べてかつてなく速い上、これまでは景気の悪化よりおくれることが多かった雇用の悪化が急速に進行していることです。外需に依存し、内需をないがしろにしてきた上、非正規労働を拡大してきたことが背景になった、文字どおりの政治災害ではないでしょうか。景気の悪化を食いとめるためには、国民の暮らしを支え、内需を拡大する対策をとることではないでしょうか。とりわけ、無法な解雇をやめさせ、雇用を確保することは、内需の6割を占める住民の消費を支えるためにも重要です。大企業に雇用責任を果たさせることは、規制緩和で非正規労働を拡大した政府にとっても重大な責任です。雇用の確保は待ったなしです。政府と大企業に責任を果たさせようではありませんか。

一般質問を始めます。

定額給付金について質問します。

昨年10月30日、首相会見で全世帯に給付金を支給すると明言し、支給手続の煩雑さを避けるためと説明したり、高額所得者も支給対象となることに批判が噴出し、制限を設けるなどと話された時期もありました。定額給付金について住民の中からも「景気の悪化から国民を守る姿勢が欠けている」「大企業、銀行の支援中心ではないか」「1年限りの2兆円の給付金のばらまきで、3年後の消費税の増税が待っていて、どうして景気がよくなるのか」など、批判が強まっています。家計緊急支援対策費として予算が成立する見込みです。

総務省から各市区町村に補助金交付要綱が通知され、給付に向けた準備が進められているということですが、要綱にはどのようなことが書かれているのでしょうか。当町ではどのような給付方法を考えておられるのでしょうか。やむを得ない事情で家を離れている人など、一人残らず漏れなく給付する考えでしょうか。その給付方法は、商品券とか現金とかなど、個人個人選択できるように工夫する考えでしょうか。地元商店はもとより、どこでも使え、無期限で使えるようにする考えはあるのでしょうか。答弁願います。

介護保険制度について質問します。

介護保険の要介護認定の仕組みが4月から変わります。4月から実施予定の要介護認定の新方

式に伴い、利用者から聞き取り調査をする際の判断基準が大きく変えられ、重度の寝たきり状態の人などが複数の調査項目で、自立、介助なしと認定されることがわかりました。

要介護認定は介護保険サービスを利用するために必要なもので、認定調査員による聞き取り調査と主治医の意見書に基づいて行われます。厚労省は判断の考えは変えていないとしていますが、聞き取り調査の方法や判断基準を示した認定調査テキストには大幅な変更が加えられています。移動や移乗の調査項目では、移動や移乗の機会がない重度の寝たきり状態の人でも、従来なら全介助と判断されました。ところが、新テキストでは、介助自体が発生していないとして自立を選択するよう迫っています。食事摂取の項目でも、食べ物を口にできず高カロリー液の点滴を受けている人の場合、食事の介助が発生していないとして全介助から自立へと変更されます。症状の重い利用者を自立と判断する逆立ちした基準です。こんな調査方法では重度の人がますます軽度に判定されることになってしまいます。要介護認定の仕組みを使って、政府が介護保険の利用制限を行おうとしているのです。

2000年に介護保険が始まったときから、要介護認定を悪用すれば、国民が受けられる介護を国が自由に制限できるという懸念が表明されてきました。実際に認知症の人などは、必要な介護の内容や量がきちんと反映されていません。また、給付適正化という口実で行政が介護取り上げを進めるようになった最近では、状態が変わっていないのに認定の更新で要介護度が下がり、これまでの介護が受けられなくなったという怒りの声が広がっています。

日本は、1970年、昭和45年に高齢化社会となり、1994年、平成6年には高齢社会となりました。現在は超高齢社会と言われます。高齢者割合は2015年から増加の一途をたどり、2025年でピークを迎えると言われます。現在、高齢者を3人で1人支えています。超高齢社会、高齢化率21%以上に突入すると、1.5人で1人を支えることとなります。介護保険制度の見直しは現在の問題だけでなく、自分たちが高齢者になったときどのようにしているのか、だれのための何のための介護保険なのか、問われているのではないのでしょうか。

そこで質問なのですが、町長は、現在行われている介護保険制度についてどのような考えをお持ちなのでしょうか。また、4月からの見直しについてはどう考えておられますか。政府に対して改善を求めていく考えはおありでしょうか。実態に合わない要介護度の判定が出ていると不安が広がっており、政府に判断基準を見直すよう働きかける考えはありませんか。答弁願います。

障害者自立支援法に関する問題について質問いたします。

いつ何どき障害者になるかわからない時勢であります。障害が重い人ほど負担が重くなる応益負担は、障害を自己負担ととらえるもので、世論の強い批判があります。ことしは同法が施行さ

れて3年目に当たり、見直しの時期になっています。障害者が人間らしく生きられる権利を真に保障する総合的な障害者福祉法の確立が求められています。

南部町内でも、障害者を抱え、懸命に生きておられる家庭があります。その家族の中から福祉サービスに対する不満の声が聞かれます。自立支援医療受給についてのサービスが足りないと思われております。八戸その他の町村では、所得税に関する調査の同意書を病院側に置いてあるので、患者が希望した際、病院側が代行して同意書を作成し、役所に提出していると言っています。患者本人や家族がわざわざ役所に足を運ぶことなく、手続が簡単にとられるシステムになっていると言っています。病院側に所得税に関する調査の同意書を置くことで、町役場としても業務の短縮化につながるのではありませんか。南部町内の病院等側に障害者自立支援に必要な書類を置いておくよう改善する考えはおありでしょうか。改善を求め、質問するものであります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、定額給付金の給付対象者についてでございますけれども、国の要綱では、基準日となる平成21年2月1日現在で各市区町村の住民基本台帳に登録されている人のほか、外国人登録されている人が給付対象とされております。

議員が心配されるように、何らかの事情で一時的にうちを離れている方については、住所を移動しない限りは住所を登録している市区町村で給付を受けることとなっておりますので、南部町に住民登録をされている方、外国人登録をされている方のすべての方々に定額給付金が給付されることとなっております。

なお、定額給付金を受け取れるのは各世帯の世帯主で、外国人登録されている方についてはご本人となっております。

次に、商品券、現金等々の選択についてでございますけれども、これについても、国の要綱で世帯主等が指定する金融機関の口座への振り込みによって給付することを基本として、金融機関の口座を持っていない方などについてのみ窓口での現金による給付ができることとなっております。このため、平成11年度の地域振興券のように町で商品券を発行して給付することはできないこととなっておりますので、現金でとか商品券でとかいうように選択することができない給付方法となっております。

なお、町が商品券を発行するような内容で誤解されやすい報道をされましたが、お得感のある商品券については、定額給付金の給付に合わせて、できるだけ地元で使ってもらえるように、町の商工会が地域経済の活性化に結びつけようと発行を予定しているものであります。

町の商工会では、1万円で1万2,000円分の買い物ができるプレミアムつき商品券を、1,000万円分、1,000セットを、1人1セット限定で町民を対象に販売するもので、商品券を使える商店として、商工会の募集に参加した町内の商店のみで使えて、使用できる期間は6カ月以内とすることに考えております。

定額給付金が地元で消費されると地域の商店等の経済効果が期待できることから、町ではこの特典分を助成することとし、必要な経費として200万円を20年度の補正予算案に計上しております。

定額給付金の給付については、国の第2次補正予算は成立しておりますが、現在国会で審議している関連法律案が成立しないことには実施できませんので、近々成立されるとは考えておりますけれども、国会の動向を注視しながら準備に取り組んでいるところであります。

定額給付金が支給された際には、町民の皆様を初め議員の皆様にもぜひこの商品券をご利用いただきまして、地元での消費拡大と地域経済の活性化にご協力をいただきたいと思いますと考えてございます。

なお、販売・発行状況によっては追加補正等も考えて、地域経済効果につなげてまいりたいと思っております。

次に、介護保険制度に対する判定基準見直しの働きかけについてというご質問でございますが、結論から申し上げます、介護保険法に基づいた認定調査及び審査を実施していることから、現在のところ政府に働きかけることは考えてございません。ただし、常に改善、見直し、そういうことはあり得ますので、そういう部分については当然常に考えていかなければならないと思っておりますが、現在においてははないということでございます。

この理由としまして、認定調査については、青森県が行う認定調査研修を修了した認定調査員が、国の示した82項目の認定調査と主治医による主治医意見書をあわせ、町で介護に必要な所要時間等をコンピューターにより算出して要介護認定の一次判定が行われております。

次に、コンピューター判定の結果と特記事項（一次判定になじまなく、評価することが困難な申請者固有の介護に必要な所要時間等）と主治医の意見書をもとに、二次判定の認定審査会が行われております。

認定審査会は八戸地域広域市町村圏事務組合に委託し行っており、医師、保健師、看護師、介

護福祉士、社会福祉士等を含む一つの合議体で定員 7 名の 20 合議体、136 名の専門員で構成され、実施されております。

これらにおける審査及び判定については、公正かつ公平に、また、客観的に行えるよう全国一律に基準が設定されております。中には、退院された時期の新規申請時と比べ、6 カ月経過した介護認定更新時には本人の状況が改善された場合等もあることから、判定結果の介護度が下がる場合もございます。また、認定調査及び審査を受けた後、申請者の心身状況に変化が生じた場合には変更申請を行っていただいております。

サービス利用者の状況が改善されて、その上で介護度が下がることは大変よいことなわけですが、利用者ご本人あるいはご家族の方々が不安を感じないよう、また、必要に応じたサービスが適正に提供できるよう、ケアマネジャーを含む専門職等のネットワーク会議等でも情報交換しながら、高齢者の方がいつまでも安心して自立した生活が暮らせるように支援してまいりたいと思っております。

次に、障害者自立支援法に関する問題でございますが、まずは障害者自立支援法に関する申請書類を町内病院へ設置するという点についてでございますが、本来、申請や受け付けは行政側の職務であります。しかしながら、申請者の利便性を考慮し、町内の医療機関については病院側の厚意によって行われているものでございます。この点につきましてはご理解をいただき、町としましては、今後申請書類の備えつけを関係病院にはお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず 1 番目の給付金についてであります。さまざまな事情で家を離れている方にも世帯主の方の厚意で何としてでも給付金が届けられますように、世帯主の皆さんにも理解していただかなければならないと思いますが、この点、職員の皆さんは大変ご苦労なさると思いますが、ぜひ一人一人の方に大切な給付金が渡れるようにご指導願えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、大分早い時期に南部町の給付金の方法が新聞等で報道されましたが、商品券ということだけがひとり歩きされたようで、どういうところで、どういう期間使われるのか関心が高いようでありますので、どういうところで使われるようになるのか、商工会の方ではどのように考えているのか、情報がありましたらお伝え願いたいと思っております。

また、給付金は1年限りということですので、せめて商品券の使える範囲は1年ということにならないのか。なぜ6カ月ということになったのでしょうか。これはどのようなことからこのようになったのか、お聞きしたいと思います。

介護保険についてであります。先ほどの答弁は理想的に言えばそのような手続で踏まえているわけですが、今回私が問題にしました点は、コンピューター操作によって重い人ほど介護度が下がり、利用するサービスも、また事業所に入る費用も大変厳しい状況になるということを訴えているのであります。

一つ例といたしましてお話ししますが、全日本民主医療機関連合会で4月実施予定の新しい要介護認定の方式に基づいて一次判定を試行したところ、12人の介護保険利用者のうち8人が現在の要介護度より軽度の判定が出ました。試行は、認定方式の変更による影響を受けそうな利用者について、聞き取り調査の新しい判定基準と一次判定のコンピューターの新しい仕組みを使って行いました。肺がん末期の入退院を繰り返している73歳の車いすの男性は、現在要介護1です。ところが、新しい認定方式では要支援2に下げられました。週9回利用しているヘルパーを最高でも週3回しか利用できなくなり、食事、排せつ、入浴、掃除の援助が不足し、生活が破綻してしまいます。また、先天性の股関節症などがある68歳の女性は要介護1から要支援2に下がります。病弱な夫と要介護状態の母親と同居中ですが、ヘルパーを週10回から3回に減らさざるを得なくなり、夫の負担が激増すると言っています。家族3人の危機に陥るという状態です。

厚労省は、新しい聞き取り調査の基準を用いた場合、一次判定が軽度に出る傾向があることを認めました。ですから、生活実態と比べて低い一次判定が出た場合、二次判定でも是正されないおそれがあります。今回の要介護認定の改悪は実施を凍結し、慎重に再検討するように求めるべきではないでしょうか。要介護認定制度は廃止し、ケアマネジャーなど現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度を目指すべきではないかと思いますが、町長はどのように考えられるでしょうか。

また、この介護認定の問題は事業所の収益にも大変大きな影響を与えておりましたが、直接、南部町には老健なんぶがあるわけですが、その経営状況がどのようになっていくのか、また、保健福祉課の方から、どのようにつかんでおられるか答弁を求めるものであります。

3点目の自立支援に関する問題であります。病院側の厚意によって行われていると言っておりますが、他の町村でも行っておりますので、ぜひ、南部町には障害者がおらないんだということではなくて、便宜を図っていただくように再度お願いしたいと思います。

再質問の答弁をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 最初に私から一つだけ、介護保険制度についてでございますが、まさに適正な判断、これが一番大事なことだと思っておりますので、そういう部分については、審査会等々においても適正な判断でしっかりと不安を持たれないような審査をお願いしたいという部分はお願いしてまいりたいと思っております。

他についてはそれぞれ担当課長の方から説明をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 定額給付金に関することでありますけれども、まず一つとして家を離れている人にも給付していただきたいということでございますけれども、先ほど町長がご説明申し上げましたように、住民登録をしているところで給付ですので、南部町を離れていまして、住民登録をしていればその世帯主が申請して給付を受けると。申請書ですけれども、それには、2月1日現在、南部町に住民登録している家族の方の名前を記入したものがその申請書になってございますので、それを世帯主の方に送付しますので、それを見て申請をしていただくということになります。

それから、どこで商品券が使えるかということでございますけれども、商品券の発行はあくまでも商工会と。町ではなくて商工会で商品券を発行しますよと、この定額給付金の給付に合わせてですね。ですから、商工会では、商工会の会員の皆様方から応募しまして、商品券を使って買い物してもいいですよと応募した会員の皆様方の商店等すべてで使えるようにすると。そういうふうに商工会では考えてございます。

それから、6カ月ということでございますけれども、定額給付金の支給期間が6カ月、申請期間が6カ月になってございますので、商工会でも町内で早く使っていただきたいということで、商工会では期限を6カ月というふうにしてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 一次判定についてコンピューターの場合は軽度に判定されるということですが、最終的判定は二次判定でありまして、コンピューターで判断することが難しいというものが、医師とか、先ほど町長の説明にもありました二次判定会がありますので、そちらが主たる判定になります。ですから、コンピューターの内容等が全部を決めるわけではないので、今のところは施行してみなければ何とも言えないという部分もあろうかと思いますが、今のところ国に対しては異議は申し立てしないということの町長の答弁のとおりであります。

次に、事業所の収益についての状況というお話ですが、事業所とは、町の職員等が毎月1回、連絡協議会等に出席して協議をしております。その際に、経営の状況が悪化しているというようなお話は今のところ聞いてはおりません。また、今回の介護保険制度の改正におきましては、今後条例等で説明することになりますが、介護職員等の待遇改善の3%の上昇、上乘せという形でも考慮されているものと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。（「老健なんぶの方からはないのでしょうか」の声あり）老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） 老健の方の問い合わせがございましたので、状況をお知らせしておきたいと思っております。

先ほど質問にもございましたけれども、介護報酬の改定ということで、21年度3%ということでアップが見込まれております。内容につきましては、介護保険の中の居宅が1.7、私らが実施しております入居が1.3というふうな内訳となっております。12年に老人保健法から介護保険法に変わりました施行されたわけがございますけれども、以後3年ごとに介護報酬の見直しがございます。2度の介護報酬の見直しについてはダウンということで、大変厳しい状況だということ、それを踏まえて今回の3%アップというふうな状況が出たところでございます。

先ほど申しました介護報酬のダウン、それから高齢化に伴います大変厳しい状況ということで、持ち出しも大変ふえてまいりましたけれども、薬剤費等も老人等のアップにつながっておるものと思っております。また、今回は油等の上昇もございまして大変厳しい状況だということでございます。介護報酬の見直しに期待をしているところではございますけれども、今月の5日、詳しい説明があるということで、加算の取得に向かって私ら運営会議等でも進めているところでございます。できるだけ加算をとるような方向、それから施設の経営改善に努めているところでござ

います。それでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今までの答弁内容を聞いておりますと、国の考え方そのままではないかなという感想を受けます。それで、私がこれを取り上げますのは、今でも介護状況に合わない介護認定度が出ているのに、これからというか、4月から始まる内容が、より厳しく、全く状態に合わない一次判定が出るということをやはり理解していただかないと進まない。近くにお年寄りとか介護を受けている方が直接おられ、ケアマネジャーの方々から今はこういうふうになっていますよということがわかりますと、本当に大変な厳しい状況になっているというふうに感じられるんでしょうけれども、それでも、これから将来にわたって介護保険制度が続くならば、私が、20年30年、そういう時期になったときに、本当に自分は介護を受けられるのかなというふうにも考えますし、大方の皆さんもこのように考えておられるのではないのでしょうか。ですから、今、機会あるごとにこの介護保険制度の改善を国に求めていくことは大切なことではないでしょうか。

そして、先ほどから言っています、生活実態と比べて低い一次判定が出た場合、先ほどコンピューターなど二次判定とか審査会ということで正当に取り上げられると言っておりますが、それは理想的で、二次判定でも是正されないおそれがある、このことは厚労省でも認めているわけですから、全面的に要介護認定の見直しを求めていくことは大切ではないかなと考えております。そして、実施を凍結して、再度慎重に検討することを政府に求めるべきではないでしょうか。そして、先ほどもお話ししましたが、要介護認定制度は廃止し、ケアマネジャーなど現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度を目指していくことこそ、今求められていると思います。

また、今回の議会では、個人個人お支払いする介護保険料は引き上げられているのに、受けられるサービスは全く厳しく抑えられている、この矛盾も今以上に吹き出してくるのではないのでしょうか。そして、先ほど事業所の内容などを話されましたが、介護保険制度は利用者の方だけの問題ではなく、利用者の認定が軽度が変わるために事業所の収入が減り、報酬改定による増収分がほとんどなくなる状況が予想として出てきています。認定の新方式が各事業所の経営に及ぼす影響は一様ではないかもしれません。しかし、生活実態が全く変わらないのに要介護度を下げら

れば、利用者本人だけでなく事業所も大きな痛手をこうむることは考えられます。4月から報酬をアップする目的として政府自身が掲げた介護従事者対策とも矛盾します。このような矛盾だらけの介護保険制度を見直すように政府に働きかけていただきたいと思います。

この点を強く要望し、再々質問の答弁を求め、一般質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 介護保険制度については、今までもいろいろ改善をしながら取り組みをしてきていると思います。今問題は、制度の問題よりは、まず判定をしっかりとっていくという部分、そこにおいて審査会等々においてどのような判定になっているのか、また、不服等が出ているのかどうか、そういう部分もしっかりと確認をしながら改善を図りながら、国の制度見直し等についてというのはその段階を踏まえながら進めなければならないと思っております。安易に混乱させることもよくないと思っておりますので、まずその判定をしっかりと、二次判定時、ここにおいての判定というのが非常に大事になってくると思っておりますので、そういうご意見は審査会の方にもお伝えをしておきたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月4日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時54分）

第20回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成21年3月4日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

4番 根 市 勲

- 1．農家の所得向上対策、農産物の流通対策について
- 2．町道の除雪、排雪対策について

13番 川守田 稔

- 1．町の農業政策について

14番 工 藤 久 夫

- 1．町立病院の移転新築計画について
- 2．今後の町財政運営について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	赤石 武城 君
副 町 長	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君
総務課監理監	小萩沢 孝一 君	企画調整課長	奥瀬 敬 君
財政課長	堀内 富士夫 君	税務課長	八木田 良吉 君
住民生活課長	中野 雅司 君	健康福祉課長	有谷 隆 君
環境衛生課長	小野寺 直和 君	農林課長	岩館 茂好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建設課長	西野 耕太郎 君	会計管理者	坂本 與志美 君
名川病院事務長	坂本 好孝 君	老健なんぶ事務長	神山 不二彦 君
市場長	堀内 誠悦 君	教育長	角濱 清輝 君
学務課長	庭田 卓夫 君	社会教育課長	佐々木 博美 君
農業委員会事務局長	坂本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	立花 和則	主 幹	板垣 悦子
総括主査	岩間 孝幸		

---

## 開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第20回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

---

## 一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

4番、根市勲君の質問を許します。根市君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） おはようございます。4番根市勲、さきに通告してあります2点の質問をさせていただきます。

質問に先立って、昨今の世界経済危機の状況について私なりに考えていることを申し述べたいと思います。

今日、テレビ、新聞あるいはインターネット、どれを見ても景気後退をうかがわせる派遣切り、リストラ、企業の倒産に加え、国内の政治混乱が報道されない日々はありません。天下りや渡り、官僚による税金の際限のないむだ遣い及び浪費は、納税者の立場を全く考えない、おのれと組織の保身、既得権益の温存に走る業界と特殊法人の既成化は、人間として倫理・道徳観を見失っているようにしか思えてなりません。国も地方も大きな嵐の中で揺れている現在、町は町民のために今何をなすべきでしょうか。町民が安心して生活できるために、だれを頼りに、何を目標に日々仕事に励むべきでしょうか。

そのような気持ちから、私は農家の所得向上対策及び農産物の流通対策についてお尋ねいたし

ます。

我が南部町は、合併前からさまざまな農産物に恵まれ、県内でも地域の特色を生かした生産・販売に取り組んで今日至っております。そこで、今まで町が行ってきた施策と今後の課題についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

次に、一般的な製造業の場合、発注者と受注する側の立場は対等ではありますが、製造を請け負う受注者は、原価を計算して利益を加え、発注者と製造値段を契約した上で製造に取りかかります。しかし、農業の場合、農家との契約栽培事例はごくまれなことであり、習慣として見込みの作付、見込み生産をしているのが実情ではないでしょうか。

そこで、例えば、一個人の農家や任意のグループ生産農家に、インターネットや公共用地あるいは公共施設等を活用した新たな販売・加工方法を模索する考えはあるのか。また、全国の自治体で現在行っている事例を参考にしながら、今後町として農業者に対する支援方法をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

次に、農・工・商が連携して新たなPR、販売、付加価値向上に取り組まなければ後継者も育たないと思いますが、行政は具体策を考えているのか、また、参考にすべき事例があれば示していただきたいと思います。

我が南部町は、馬淵川と県立公園名久井岳、それを取り囲む豊かな自然にあふれた里であります。さらに、国道、鉄道、空の便でもすぐれた利便性を備えております。先人たちが築き上げた文化、芸能、歴史、資源においても他の地域に負けない豊かな恵みがあるわけですから、この地域を盛り上げる方法は、町民のやる気、創意、工夫、熱意と行政のサポートの組み合わせではないでしょうか。幸い南部町には、旧名川町の時代に生まれた「達者村」という心にしみるネーミングでふるさとをPRしています。しかし、現在、南部町で掲げる達者村の言葉だけが先行して、具体性がなく、余りにも漠然としております。

また、農家の方々は農産物を販売するためにおのおのの直売所を活用しているわけですが、ここ数年、直売所の売り上げも横ばいと聞いております。また、直売所のメンバーに入って積極的に活動しようとしても、新たなメンバーに加入できないという不満の声も多く耳にする昨今であります。本年度のように、この町の農産物は春からひょう・霜の害を受け、市場は予想外の値段で取引された現状を目の当たりにして、これでは決して達者村とは胸を張って言えないのではないのでしょうか。

そこで私は、災害・不況に負けない地域づくりを、今までの取り組みからもう一步あるいは二歩でも前へ進むことのできる販売方法はないものかと思案してまいりました。それは、新たな達

者村の創造に向けて、今までのイメージからもっと前向きにイメージアップした地元の自然や食文化、特色のある郷土の魅力を、目で見て、肌で感じ、触れ合っていたいただき、来訪者との親交をより一層深めることが大切なポイントであると考え、農家は安全で安心な農産物の生産技術を生かし、商工会や町営市場に関係する人々が流通・販売のノウハウを提供し、加工業者や飲食業者との協働連携による達者村という、新しい文化を創造する販売広場が必要不可欠ではあると思いがたりました。

いずれ広域的な視野から考えますと、さらなる広域合併や広報活動、さらに、新幹線の青森への延伸は、八戸駅が単なる通過駅とならないよう、また、南部町においても置き去りにされない魅力のある町づくりが必要だと考えます。今、硬直しているのは農業ばかりではありません。工業、商業、飲食業界、すべてが身動きのとれない状況下にあります。この硬直した現状から脱却するためには、グローバルに大きく変化した施策が必要ではないでしょうか。地産地消をスローガンとして大々的に町の活性化を図る目的の新たな拠点、販売広場には、多くの専門的な販売ブースを設け、農家ばかりではなく、市場、商工業、飲食業者をも交えた販売形式をとることでさまざまな交流が生まれ、情報の交換や食文化の全国への発信、また、町内すべての業種との相乗効果によるおのおのの収益向上や雇用の創出、町のPRには最適だと考えますが、どのようなものでしょうか。県内外の地域からの来訪者がふえることにより、今まで以上に町が活気づき、さらに流通による収益が得られることで後継者に夢と希望を与え、担い手の定着人口が増加することを強く望むものであります。それには、今以上の努力と発想の転換が必要ではないでしょうか。

いずれにしても、南部町内における各地域の、各業種各層の年代が一致団結して目指す方向をしっかりと見据え、達者村を盛り上げる努力というプロセスが大事だと考えます。この点を町長初め担当者の方々はどうにお考えでしょうか。

次に、2点目として、町道の除雪及び排雪対策についてお尋ねします。

最近、地球の温暖化の影響でしょうか、昨年12月、そして1月、2月と、例年ですと3月に入ってから降る湿った雪が多く降り、木の枝が折れたり電線が切れたり、さらに夜になり凍結するのです。高齢者の方が暮らしている家庭では除雪が大変だという声をよく聞きます。

そこで、除雪に関して、町の体制及び主な方針あるいは指針、予算等を示していただきたいと思えます。

また、町では、住民からの苦情、要望、改善等の意見や提言があった場合、どのような対応をされているのでしょうか。わかりやすくご説明をいただきたいと思えます。

また、合併して満3年が過ぎましたが、冬期間の除雪について、従前の体制のままで、今後住

民へのサービス向上を図る上で、住民との協働意識の具体化及び具現化、また除雪費用の削減を考えながらの除雪対策に対する効果的な改善方法は考えているのでしょうか。

私がなぜこのような質問をするかと申しますと、今までのように同じ体制、同じ方法で除雪・排雪作業をしていた場合、例年以上の降雪があれば住民からさまざまな苦情が出ると思われま。時代も機械も進歩しております。常に改善という考えを念頭に置かれまして住民生活の向上に努めていただきたいと思います。どのようにお考えになっておられるのかお聞かせくださいませ。

以上をもって質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、農業所得向上対策及び農産物流通対策について今まで行ってきた施策についてのご質問でございますが、南部町が合併しまして3年が経過しました。農業分野においては、合併以前に実施しておりました各事業や農業団体について検討を行い、調整や見直しなどに努めるとともに、新たな事業の実施により農業振興に努めてまいった次第であります。

補助事業等につきましては、旧町村で実施しておりました農業用施設や作業用機械の導入などはより充実した内容で実施し、作業環境の整備と高品質・多収穫を目指し、県の補助に町が上乘せする形で実施をしております。恐らく郡内においては一番の町かさ上げを含めての補助率、県内においてもかなり手厚い方になっていると思います。農業は基幹産業であるという思いで、何とか県の補助に町でかさ上げをして、せめて半分までは支援していこうということで実施しておりますことはご理解を賜りたいなと思います。

また、人材育成や生産技術の向上を目的に農業団体に対し研修費の助成を行い、人づくりを基本として団体活動を実施しております。

流通面におきましては、町内の直売所の施設の充実を進め地元農産物の販売促進を図るとともに、産業まつりなど各種イベントの開催や宣伝活動を通じて農産物の販売促進に努めているところであります。

なお、当町の町営卸売市場は地域の農業振興を目的として建てられており、大量販売が可能なことから、流通面では重要な役割を担ってきております。

次に、今後の課題についてのご質問ですが、当町は地域の特性や技術を生かしての多種類の農産物が生産されておりますが、ご承知のとおり農業は、担い手不足や高齢化の問題、経済情勢の悪化など厳しい経営環境にあります。特に担い手は、農業従事者の高齢化が進むと同時に後継者が少ないため、今後さらに減少が危惧されているところでございます。

町では、担い手の確保を目的として、平成19年度から町独自に新規就農支援事業を立ち上げ実施しております。また、農業に意欲的に取り組む経営者を支援していくため、町が認定する認定農業者の掘り起こし活動を進めているところであります。

農業の生産を安定させ、農業経営を維持していくことが求められており、今後の社会情勢を注視し、有効な施策について関係機関と連携し推進していく必要があるものと考えてございます。

次に、販売価格の維持向上対策についてのご質問ですが、昨年、青森県内は霜・ひょうにより大きな被害を受けたことで品質が低下し、収量も減少いたしました。また、景気が大幅に後退したことから販売価格の低迷が続き、今後の農業経営に深刻な影響を与える結果となっております。

販売価格は、毎年、その年の生産量や品質、消費者の需要や経済情勢などにより大きく変動するものと思います。価格安定を目的として、一部の農産物で一定の販売価格を下回った場合に補てんされる価格安定対策事業があります。この事業は、野菜・花卉で該当する品種について加入負担金の10%を助成金として基金に拠出し農業経営の健全化を図るもので、当町も実施しております。果樹関係では、平成19年度から県が独自に実施しているりんご緊急受給調整対策事業がございます。この事業は生産者に直接支払われるものではありませんが、出荷用リンゴの一部を加工向けとして隔離して価格浮揚を目指すための事業で、町では経費の15%を拠出しており、販売価格維持の有効な手段であると考えております。

農産物の価格を安定させ向上させていくためには、生産技術を高めて質の高い農産物を生産し、販売価格を維持していく必要があると思っております。今後も、生産者に研修会の機会を提供して生産技術の向上を図り、四季を通じて高付加価値型農業を推進できる体制づくりを確立するため、施設整備などの補助事業を継続して取り組むとともに、特産品のブランド化や宣伝活動など販売促進に努めてまいりたいと思っております。

次に、農商工連携の事例についてお答え申し上げます。

農商工連携とは、地域経済の基盤である農林漁業者と商工業者がお互いの強みを持ち寄り、共同で新たな商品やサービスの開発、販売等を行う事業であり、国ではこのような取り組みを促進するため農商工連携促進法を制定し、平成20年7月に施行されております。

当町においては法の施行以前から各地区において取り組みがなされており、特に達者村特産品認定制度を制定し、町民が製造する特産品について達者村特産品として認証マークを表示し、生産、製造、宣伝、販売促進に努めており、新町になりましても引き続き推進しているところでございます。また、平成20年度には、南部町商工会と南郷商工会との商工会等連携促進支援事業により、八助梅ソース、八助梅カレーを開発し、現在販売に取り組んでおります。

議員のご指摘のとおり農・商・工連携による経済の活性化は町の重要課題でもあり、今後はこれらに関する施策についての検討が必要であります。当面は、町内4直売所の整備・充実を進め、農産物及び加工品の販売促進強化を図ってまいりたいと考えております。

先ほど直売施設のお話もありました。年々まだ右肩上がり状況になっております。ただ、それがいつまで大きく上がっていくかという、ある程度の今の施設の枠内においては限度もあるでしょうし、産直施設において独自にまた販売方法、そういう部分も考えていくことによってさらなる向上につながっていくものと思っております。現在、産直施設4カ所ございますが、大体5億の販売額、売り上げでございます。県の産直施設、この販売額は青森県の農業生産販売額からすると大体3%だそうです。うちの場合は、南部町の農業生産販売額に対して5%強の販売額になっております。これはもう県の中でも私ども4カ所の販売施設は非常に売れていると、こういうことが数字的にもうかがえます。新たな販売広場というご意見もございましたが、まず南部町には町営市場もございます。そこにまたマーケットもございます。ここもしっかり活用しながら進めていくことが私は大事であると。できるだけまず既存の施設を生かしながら、特に30億という販売額を持つ町営市場、ここ等もしっかりと強化しながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、達者村についてもご意見がありました。いろいろな方々が取り組みをしていただいております。御存じのように合併前の旧名川町の時代から取り組んでいたわけですが、根市議員もその名川町の出身の議員さんでございまして、周辺にはその事業に一生懸命取り組んでいる方々がいっぱいいらっしゃいます。逆にぜひその方々にエールを送っていただきたいなど。そして、我々もまだPR不足があるのかもしれませんが。逆に町外、県外に行ったときに評価をいただけるんですが、地元をしっかりとまた強化をしながら、多くの方々が関心を持っていただいて、また多くの方々が取り組んでもらえる、そういう達者村にして盛り上げていくことが非常に大事なことで私は思っておりますので、議員からもぜひエールをひとつお願いを申し上げたいと思いません。

次に、町道の除排雪対策についてお答え申し上げます。

まず、町道の除雪体制についてのご質問ですが、町では毎年除雪事業計画を作成し、その計画に基づいて除雪を実施しており、降雪状況、気象情報等を勘案しながら、おおむね積雪10センチで作業を開始しております。また、路線によっては、10センチ以下であっても地吹雪等により交通に支障を来すと判断する場合は、その都度出動しております。

除雪作業は、担当職員の出動命令により委託業者31社が、貸付機械8台、借上機械40台で、幹線道路、一般道路、公共施設の順に約307キロを実施しております。また、住宅のある路線、集落を結ぶ路線、国道・県道へ接続する路線を最優先に行い、農道等は住民の要望により春先に1回除雪作業を実施している状況であります。

なお、排雪作業につきましては基本的に実施しておりませんが、住宅密集地域では積雪状況により必要と判断した場合のみ行っております。

また、路面凍結による交通事故防止対策として、散布車両4台で急勾配箇所や急カーブ、交差点を重点に、朝と夕の2回、凍結防止剤の散布を実施しております。

参考までに予算についてでございますが、除雪経費はすべて一般財源で、平成17年度5,800万円、18年度3,100万円、19年度3,400万円、今年度は1月末現在において3,600万円となっており、大体4,000万前後から約5,000万弱が年間の除雪予算になるのかなと思っております。

次に、住民からの苦情、要望への対応についてのご質問でございますが、大雪の場合、苦情や要望が多く寄せられておりますが、直接対応できる内容や現地を確認してから判断する場合があります、それぞれ対応を詳しく説明し理解をいただいているところであります。また、改善策の提言についても検討し、実現できるものについては今後の除雪事業計画に反映させていきたいと考えております。

次に、現在の除雪方法の改善点についてのご質問ですが、今後も除雪作業の実施に当たっては除雪事業計画に基づいて行っていくこととしておりますが、より一層降雪情報等を的確に判断し、迅速な対応を図り、住民のサービスに努めてまいりたいと考えております。

また、歩道の除雪につきましては、地域住民の生活と密接に連携することから、住民の協力による歩行者区間確保のため、町内会等への小型除雪機を貸与し実施しておりますが、今後このような地域住民活動が拡大することにより協働意識も高まり、除雪経費の削減にもつながってくるものと考えてございます。

なお、委託業者等によっては、所有する建設機械の維持費削減のため廃車にするなど、除雪業務に支障を来していくことが予想され、苦慮している状況でもあります。今後の大きな検討課題であると思っております。

さまざまな苦情が参ります。除雪をします。除雪をしますと、自宅に入る正面玄関といいますでしょうか、除雪をすると当然そこに雪が残るわけでございます。これを全部排除してくれと、除雪してくれと、こういう要望もあります。果たしてそういうことが可能なのか。それを1カ所行いましたら全世帯やらなければならない。そこはやはり、それぞれの住民の方々も大変だと思えますけれども、出入り口についてはお願いをしたいと。こういうご理解もいただきながら、町としては、まず道路、歩道をしっかりと、住民の方々に影響が出ないように、まず早く車両が通れるようにするというのも大変重要なことだと思っております。しっかりと改善計画、除雪計画で議論しながらよりよい体制をつくってまいりたいと思っております。

なお、再質問等についての詳細な部分については、担当課長等々から答弁をさせたいと思いません。よろしくお願いたします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 町長さんの答弁、町でもしっかり補助対策とか今後の振興を考えているようでございますが、宮城県の鳴子のお米中心のような地域の農産物を中央の消費者にアピールして販売している事例があります。南部町としてどのような支援策を考えているのか。

また、主に千葉県郊外の関東地方で100カ所以上の農産物直売所を設けているわくわく広場という施設もあります。それぞれの農家の生産者がその広場の中に直売ブースを設け、農産物を持ち込み、おのおのが販売する方法であります。そのような販売方法を町は検討したことがあるのか。

現在、町内での産地直売所のあり方、また町営市場のあり方について、消費者へのより深いサービスと流通価格を下げた販売方法を考えた場合、問題点はどのようなことがあるのか。また、農産物の流通・販売について、作付する時点で、生産者と流通・販売業者の間で、生産コストの採算に見合う取引価格の設定を事前に契約できるようなシステムをみんなで考える機会をつくるべきではないかと思いますが、また、地場産業育成が必要かと思いますが、いかがなものでしょうか。

あとは除雪の方ですけれども、町長さん言っている、家の前に雪を盛り上げた、盛り上がったという苦情もあると思いますが、今までも苦情があったけれども、土木の方に委託させているんだけれども、下手くそなのが来れば結局急に苦情が多く出ると思うんです。いいところはいい、盛り上がっているところは盛り上がっていると。家の前に盛り上がっているのは、これは住民が

しっかりとみんなで片づけたりするにはPRしていきませうけれども、やはり車が通るところが手抜きのやり方ではお金を払えないんじゃないかと。その辺をどう考えているのか、課長の方から答弁よろしくをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長

○農林課長（岩館茂好君） お答えを申し上げます。

まず、中央の消費者にアピールする考えはないかということでございます。さまざまな方法としてネット上で特産品をアピールする方法がございますけれども、町ではネット上での特産品の販売というのを実施していないわけでございますが、町のホームページにおきまして産直で取り扱っている商品の紹介はしてございます。それから、同じホームページですけれども、達者村特産品の紹介はしてございます。これは全国の方がごらんになっていると思いますので、PR効果はあると思っております。

それから、PR関係で申しますと、町の特産品でありますゼネラル・レクラークがございますけれども、これにつきましては、毎年、関東、関西のデパートにおきまして試食販売のPRを行っております。今年度につきましてはJALの国際線のファーストクラスに1カ月ほど採用されましたので、これは大変宣伝効果があると思っております。それから、昨年11月ですけれども、トップセールスということで知事が関東の方に赴きましてPRしておりますけれども、その際に町長も参加いたしまして、町の特産品のPRに努めております。今後もさまざまな機会を利用して町の特産品の宣伝に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、わくわく広場でございますけれども、これは産直型の大型スーパーというふうに私は思っております。この施設は産地直売所の利点を生かしております、新鮮、安心安全、それから価格が割安ということでございますので、大型スーパーでございますのでたくさんの農産物、加工品等が集まりますので、来客も多いということで、これは販売促進にはつながるものと思っておりますけれども、現在町としてはそのような販売方法は考えておりません。町内の4直売施設がございますので、それぞれが頑張って販売促進に努めておりますので、今後とも直売所施設の整備充実を図って販売促進につなげてまいりたいと考えてございます。

それから、消費者へのサービスでございますけれども、流通価格を下げた販売方法でございますけれども、産直では、安心安全で新鮮なおいしい農産物、これを割安な価格で提供をしております、消費者に喜ばれていると思っております。流通価格を下げる、販売価格を下げるため

には、中間業者を通さなければ販売価格が下がると思いますが、生産者におきましては、現在資材等が値上がりしてございます。生産コストが上がっているということで、大分安い価格で販売されておりますので、農家にとっては現状では採算が合わないといった状況もございまして、こういった問題があるかと思っております。

最後になりますけれども、採算の合う価格設定でございます。議員さんが前に質問の中でおっしゃいました契約栽培というのはございますけれども、これは件数が大変少ないわけですが、作付する時点で流通業者との話し合いということになりますと、経済情勢によって価格が毎年変動してまいりますので、これは話し合いが実現できるかどうかも含めた形で関係者が一体となって進めていかなければならない問題であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

ご質問の中で町営市場で消費者へのサービスや流通の問題点等についてのお尋ねがありましたけれども、まず消費者に対しては、町営市場では安全安心な農産物の取り扱いをしているということを広く情報提供していくことが大切であるというふうに考えてございます。

それから、農家の皆さんから市場に農産物が出荷されるわけですが、出荷された農産物は可能な限り鮮度保持に努め、新鮮な状態で流通させていくことが最も大事なことはないか。また、近年、生産者の皆さん高齢化になってきておりますので、集荷業務等についての充実をこれから検討していかなければならない、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 根市議員の質問の中で業者が上手にやるかやっていないかという質問でございましたが、まず除雪計画ですけれども、こういうふうな除雪事業計画というのをつくっております。これは、毎年11月、降雪になる前、雪が降る前に除雪対策会議というのを業者と町が一緒になって開きまして、この除雪事業計画に基づいて業者が除雪路線を全部この中に決めてあります。路線を全部、業者ごとにすみ分けをしてやっております。

その中で、町長の方からもありましたけれども、約307キロを除雪していると。その中で幹線を第一優先に行うわけなんですけれども、幹線が約151キロございます。南部町だけでですね。それから一般道路が139キロ、その他16キロということで、約307.2キロほどあるんですけれども、これを今現在、南部町の業者が31業者でやってございます。今まで旧町村時代は直営でもやってはあったんですけれども、今はもう直営の運転手がございませんで、すべて町有の機械も貸し付けをして、そういうことで31業者がすべてやっている。

その中で、車両なんですけれども、借り上げ、貸し付けをやって48台でやっているわけなんですけれども、この中でグレーダーが7台、そのほとんどが町有です。4台が借り上げです。あとは町有のグレーダーです。それから、ドーザーが3台とありますけれども、除雪ドーザーです。要するに排土板つきのやつでございます。それが13台。トラック6台とございますけれども、これは2トントラックと町有のトラックが2台ですか、7トンですね。これも排土板つきです。

一番がショベルなんです。これが22台ございます。ショベルはほとんど業者さんが持っているやつを借り上げしているんですけれども、このショベルでの除雪というのがなかなか高度なテクニックが要る。要するにショベルですので排土板でございませんで、ですのでどうしても、除雪ですのでわきに残るというふうなことが出ます。じゃあこのショベルを排土板にかえてくださいと業者さんの方に言うのはなかなか難しいなと。というのは、それ専用の除雪だけに使う排土板ですのでなかなか難しいなということで、その辺については、まず業者さんの方にできるだけうまくやっていただきたいなということだけのお願いにしております。

それで、町長も言いましたが、道路をやっていくわけなんですけれども、どうしても入り口に、うちの前に幾らか残ります。これはどうしても皆さんに片づけていただかなければならないということで、前もって除雪に入る前に各町内に対して回覧でその辺のお願いもしております。これは各家庭からも苦情が来るんです。うちの方では、その都度こういふことですよということでお願いをしてやってございます。これは県も同じです。津軽と違いまして南部地区は排雪作業をする機械がほとんどございませんで、ですので県道も国道についても同じ考え方で、要するにうちの前に残った雪は皆さんで片づけていただきたいなというふうなことで理解をいただくということで心がけておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時50分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君の質問を許します。川守田君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。私は、通告に従い以下のことを質問いたしたいと思います。

先ほどの根市議員の質問と重複する部分があったりで、ちょっと根市議員に質問されてしまったようなところがあるんですが、重複することをご容赦ください。

さて、昨今、米の生産調整撤廃の話題が、新聞紙上ですとか雑誌ですとかテレビですとか、メディアに取り上げられる機会がふえたと実感しております。米の生産調整撤廃ということが議論される時代がこんなに早く来るのかなという驚きが私にはあります。ですが、あえて議論がメディアに上がるということは、それなりの政策の転換ですとか、そういったものが裏にあるはずであります。さらに、生産調整撤廃というその行き先には、小規模、零細、大多数の日本の農家の自然淘汰を前提とした議論があるはずであります。そこで、農業立町を掲げる当町にあっては、こういった議論が世になされるということは非常にゆゆしき状況ではないのかなという認識しております。米の生産調整に限ったことではないのしょうけれども、予想されるのは、何かしら大きな農業環境を取り巻く構造転換があってしかるべきだろうと予想するのは間違いではないと思っています。

以上を踏まえて、今後の町の現状改善、現状打破について持っておられる施策をご説明いただきたいのと、二つ目に、一口で言って農業環境の大転換という言い方をしますが、では細部はどういったことになるのだろうかというまことに漠然とした内容でもあるんですが、具体的にどういったことになるのか、どういう認識を町はお持ちなのかご説明いただきたいのと、どのように対処していく姿勢であるのかということをご説明いただきたいと思います。

関連の事柄として3点目として、先日、南部町が青森公立大学に依頼して報告が出ました「果物一次加工品に関する調査結果分析報告」をパンフレットを1部いただいて目を通しました。私には、町の進むべき方向がこの中にどのように示されているのか、読み取ることはできませんでした。町はどのように分析してどのような施策を展開なさるおつもりなのか、ご説明いただき

いと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

町の農業政策についての中で、細部４点に分けての事前通告をいただいております。

まず、農業立町を掲げる本町の計画についてのご質問でございますが、食料・農業・農村基本法に定められた食料・農業・農村基本計画が平成17年３月に、これまでの政策のあり方を大胆に見直し、我が国の農業・農村が有する可能性を最大限に引き出す新たな農政の確立を目指して改正されました。消費者の視点に立った政策の推進を基本に、農業者を一律に支援するこれまでの政策を見直し、やる気と能力のある農業者を後押しすることにより構造改革を進めていくことや、高付加価値型の農業生産、高品質で安全な農産物の輸出など、創意工夫に満ちた「攻め」の取り組みを積極的に支援していくなどを打ち出しております。

昨年策定されました南部町総合振興計画は、新たな食料・農業・農村基本法に基づいて、活力に満ちた産業の振興を施策の大綱に掲げ、事業を推進していくこととしております。施策の主な内容でございますが、第１点は農業生産基盤の整備、次に農業の担い手などの育成、次に農地集積及び耕作放棄地発生防止、次に新規就農者及び後継者の発掘・育成・確保、次に産直施設の整備・充実などの推進であります。

町では、総合振興計画を基本として、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るための施策に取り組み、農業振興を推進してまいりたいと考えております。生産調整の内容につきましては、現在国において検討中であり、関係団体と連携して対応策を検討してまいりたいと考えてございます。

個々の特に生産調整でございますが、実は先般、青森で、30の町村長、30の議長さん方、加えて県選出の国会議員の方々との意見交換がございました。ある首長さんは、もうすべて減反をやめてフリーにしたらどうかという提案を申し上げます。選出国会議員の中でも農政部門のそれぞれ役割分担があるようでございまして、農業関係を担当している国会議員さんからは本当にいいのかと。今、一つは国が米の価格にプラスをして取引をせず支援している、本当にそれがなくなってもいいのですかと逆質問的になりましたが、やはりそこには答えることが質問者もで

きませんでした。我々も、今どういう形で生産調整によって米農家が守られているかということもしっかり考えながら、生産調整について本当になくしていいのかというものは議論していかなければならないと思っております。安易にもうなくしていいと。その分、恐らくブランド化している米はそれでも勝ち抜くことができると思います。そうじゃない米の場合に、今以上に価格が間違いなく下がるであろう。我々の地域のお米は、どちらかという米生産地域中心ではないと思っております。そういうのもやはり我々考えながらこれは取り組みをしていかなければならないと思っております。

次に、農政の大転換への対応についてのご質問でございます。

法制度等につきましては先ほど申し上げましたが、新たな基本計画では、一律支援の政策を見直し、やる気と能力のある経営者を支援する方針に転換されており、既に政策転換は進行しているものと認識をしております。

近年の情勢から見ますと、消費者ニーズに対応するために農業者みずからが取り組まなければならない課題として、環境、経営、安全、販売などの課題が山積しており、それらの課題を解消する一つの方法として農業の法人化も考えられます。生産のプロとしてだけでなく、商品化から販売までを含めた経営形態を目指す方向性も必要かと思えます。

また、小規模や零細農家は、諸問題の解消とコストの軽減を図るため、集落営農組織等で構成する特定農業法人に参画して経営を維持していくこともまた一つの対応策として考えられます。

今後関係機関と連携をとりながら、また、国、県などの状況、指導もいただきながら、よりよい農政を築いていくために検討してまいりたいと考えております。

次に、青森公立大学においての「果物一次加工品に関する調査結果分析報告」についてでございますが、この調査は、当町で生産される果物を初めとする農産物のほとんどが生食として出荷されており、農産物価格が下落した場合、農家所得も大幅に落ち込むことから、一次加工の可能性を含めた農産物消費拡大を図り、所得向上につなげるための方策として調査を依頼したものでございます。

この調査であります。加工形態を工夫することで需要増加の可能性があり、首都圏は果物の一次加工品に対して常に需要があり、「おいしさと安全性」をキーワードに、加工メーカーや商品製造業者あるいは食材卸売業者、飲食店への販売開拓がそのまま効果に直結することが予想されるようになっており、また、県内においては、加工方法の研究、保存、流通への対応を企業との連携により進めていくことが重要であるとの結果報告をいただいております。

なお、この調査の監修・分析を行いました青森公立大学の香取教授でございますが、県内有数

の果樹生産地であり、また、達者村などの各種事業を展開している当町をモデル町とした農産加工品需要拡大研究プロジェクトを計画し、青森県市町村戦略会議の支援を受け、平成20年度からの2カ年にわたり調査研究することとしており、当町も積極的に協力していくこととしてございます。

さらに、関連事業といたしましては、今月24日から27日までの3泊4日にわたり、首都圏等の若手飲食業関係者が当町を訪れ、地元の食材や食料生産の実態について学ぶための農林水産省で行われている「田舎で働き隊」事業が実施されることになっており、これらの機会を有効に活用しつつ、今回の調査結果を踏まえた農産物消費拡大及び所得向上につなげてまいりたいと考えております。

今後は、平成19年度の調査結果及び平成20年度からの研究プロジェクト結果をもとに、農商工連携促進等による地域経済活性化のため、農業・商業・工業の事業者等への普及啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございますが、再質問等の詳細についてはまたそれぞれの担当課長から答弁をいたしたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 答弁ありがとうございました。

新たな農政の確立、やる気と能力のある農家を対象にと。これは今始まったことではなくて、いつごろなんでしょう、随分前から、不特定多数の農家に対して一律に補助をするという姿勢が消えて久しくなっているんですね。多分そのころからのずっと継続なんだと思うんですが、しからば、そういったことにどれだけの各農家が今までついてきたのかなということ、非常にそら恐ろしい状況があるような気がします。農家の高齢化ですとか後継者不足ということが騒がれてもう5年や10年や20年ではないと思うんですが、この地域においては余りその対策と改善が功を奏しているような状況は見当たらないんですよ。それはどういうことなんだろうと考えるんですが、そのことは今回は別にしておきますが、とにかく高齢化、あと5年たったらどれだけの農家が残るだろうということが言われています。

先ほどの市場長の根市さんへのご答弁にも含まれておりますが、まさにそのとおり、確実に進んでいることだと思うんですよ。あきらめともとれる、悲鳴ともとれるメッセージを発するわけです。ですが、国ですとか県ですとかそれに追従する町の政策というのは、あくまでやる気と能

力のある人しか拾いませんよと、そういう建前が長く続いております。それがいいことなのか悪いことなのかは、私が論ずる価値観は私はまだ持たないんですが、目の前にそういった人たちがいるということをどのように考えればいいんだろうかということを考えてしまいます。

そういうことを考えながら、この質問を今回するに当たってさまざまな人の意見を聞いたりいろいろのぞき見てきましたが、そういうことをすればするほど、絶望的な状況しか見当たらないんです。あんたたちはもう農業やめなさいと。深みにはまらないうちにやめたらどうですかと言ってあげるの親切なのかもしれません。農地も山も必要なくなったら売って、もう生活の糧にしたらどうですか、そういったことを裏には何かそういう思いは暗黙の了解として皆さん持っているような気がするんです。ですけれども、そういう人を対象に、相談窓口とかそういったたぐいのところでそういう言葉は行政としては発せられないと思うんですよ。

そういう状況の中で、結局そうするとエンドユーザーに渡るまでの価格の市場での取引、大体20%から30%ぐらいの価格しか生産者には渡らないはずなんですよ、多分。ということはさらにどういうことかということ、結局は、中間マージンですとか仲買人の手数料、そういったたぐいのものを排除するしか生産者に向ける方法はないような気がするんです。そういう意味での付加価値のつけ方としてこの一次加工ということが非常に魅力的に思えたものですから、去年の予算委員会でこういう予算がついたというので私はずっと気にしていたんです。この結果をどのように利用するかというのはまた別な問題として考えるべきなんですが、結局、生産からエンドユーザーまでの流通のシステムを新しい流通のスタイルを確立する以外には、非常に小規模な零細な、兼業で高齢化した農家の現状に対して一条の光を当てる方法は、それ以外ないような気がするんです。ですから、願わくはですね、行政として一助になれる方法はこういったことがあるのかというのが今回の質問の趣旨の一つであります。

そこで伺いたいのは、農業政策というのは、好むと好まざるにかかわらず国からおりてきます。町はその政策に従うしかないのが現状なような気がします。かといって、国の政策が何でもかんでも間違っているのかといたら、そうでもないような気がします。やむにやまれない事情を背負ってのことだと思えます。

ですが、しからは、町として政策を取り次ぐですとか新たな政策を起こすとか、そういう場合に際して町長の考え方を伺いたいのは、そういった場合に行政の責任というのはどういうことなんだろうということを改めて考えさせられたんです。何かおりてきた補助金を規則に従ってぼんぼんぼんぼんぼんと張りつけていく。それは仕事の一つなんだろうと思いますが、ですが、例えば国、県の補助に町が上乘せして行っていると。そうしたら、補助をしたらその結果がどういうふうにな

ったということをちゃんと把握するのは一つの使命のような気がするんですね、私は。願わくは、食いつぶしてしまわないように、有効に補助金が生きるようにというふうな、そういう方向に持っていくこと自体が政策なのかなと思うんですが、どうも今までの農政のあり方というのを見ると、補助は落とすけれどもあとはやる気と能力のある人という前提に立って、あとは関知せずという、何かそんな姿勢がそこにあったような気がするんです。それに追随していました私たち議員もそのとおりであると思うんです。そういった意味では、私ら議員にも、今の現状をかんがみますと責任の一端はあるんだろうと思います。

それで、伺いました行政の責任をどのように町長はお考えなのかということと、であれば、個々の農家にもその責任があるんだと思うんです。それを行政の理事者の方々はどう考えるのかなという疑問がわいてきます。ということは、南部市場、町営市場というのはどういう責任を担っているんでしょうかねという思いもありますし、その経営にかかわって関連している仲買人の人たちはどういう社会的な責任を持っているんだろうなということも考えてしまいます。そういったところ、お感じのところがありましたらご答弁ください。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、新たな農政、やる気、元気のある、これは、一つは国の政策の中の認定農業者を育てていこうという方向なわけです。国においては、まずは小規模化では経営がなかなか厳しいだろうと、そういう方針を打ち出しております。そこにおいて、認定農業者になれば当然補助事業等の条件が受けやすくなると。そういう中で我々も、認定農業者含めながら、しかし小規模農家、そういう方々も、見捨てる、そういう政策はできないわけでごさいます、同じ農家をやっても、大規模農家、小規模農家、意見が違います、同じ農業者であっても。私もいろいろな農業団体へ行きますが、果樹中心の農家の方、畑作中心の農家の意見、全く違います。そういう中で我々は両方をどうやって、100%満足はならないんですが、お互いに理解をしてもらいながら進めていく、これも行政の一つの大事なことであると思っております。

高齢者、現実にそういうことが起こっております。何もやっていないじゃない、だからこそ19年度に県がやらない町独自の新規就農者支援と、こういうこともやっているわけです。ですから我々も、少しでも、一人でも二人でも何とかふやす方法はないのかと。これがまた行政の責任、やるべきことだと思っております。そこには予算も伴うわけでごさいます。議員はいつも責任、責任ということをおっしゃいますが、どういうことを望んでいるのか、それに対して当然予算も必要

になります。その予算のときは、できるだけ町負担が少ない補助事業を活用しながら支援していく。現に農家の方々はそういうことで、半額の負担でもって新しい機械も購入できたと、こういうこともあるわけです。ですから、我々の責任というのは、何とか今の危機を打破しながら一緒になって取り組んでいく、そういうことが私は責任であると思っております。

細部については担当課長からも答弁をさせたいと思いますが、私は基本的にそう考えておりません。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 町営市場の責任ということでお答えしたいと思います。

町営市場は、あくまでも出荷された農産物を適正な価格で販売、取引できるように努めているところでございます。

まず、どういったところに市場としては取り組んでいるかといいますと、売買参加人の適正な配置ということを中心に心がけてございます。また、買受人の方々には、販路の拡大、それからいろんな多方面にわたる取引先相手の確保、そういったものに努めるように研修会等を通じて取り組んでもらっております。また、農家の皆さんには、どうしても安全安心というのが今一番叫ばれていますので、そういった誓約書をいただきながら、適正な価格で販売できるようにということで進めているところです。責任というよりは、販売価格での向上対策といいますか、安定した取引ができるようにというのが一番の主眼に置いているところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、行政の責任ということでございますけれども、農家の方々につきましては、人が生きていくための食糧を生産するという大事な責任という役割を担っているわけでございますけれども、同時に、経営を支えなければならないと、そういった現状もございます。農業経営を継続していくためには生活費を稼ぐと、そういったことになるわけでございますけれども、そうした場合、現在は農作物の価格が大変安いわけでございます。生産して販売して利益がなければ農業を継続できないという現状でございますので、私たちは、生産者がよいものをつくり高く売って

いただきたいと、そういう思いでございます。

そのためには、個々の農家の方の技術力というのが必要になってございます。町といたしましては、技術指導とか人づくりということに重点を置きまして事業を進めております。県りんご協会で行っている基幹青年の育成事業とかそういった事業も実施しておりますし、農業団体活動の技術の向上ということで、視察研修とかさまざまな事業に対しての補助も実施しております。今後とも人材育成の事業を中心としてさまざまな事業を通じて農業の振興に努めてまいりたい、それが我々の役割ではないかなと感じてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 予想どおりの答弁といたしますか、多分行政としては、私ら含めてですね、そういうところでとめておかないと、そこぐらいまでしか私らは何ともしあげられないわけですよね。確かにそうなんですよ。

だからといって、その解決策を私らがつくってあげましょうといううぬぼれたことを申すつもりもありません。あくまで農家個人の責任ということが一番大事になる今の農政の仕組みであると私は認識しているんですが、先日ですね、ある方の、今は過ぎましたが申告時期だったものですから、その内容を聞いたんですよ。そうしましたら、さまざまな果樹だとか畑だとか田んぼだとかなんでしょう、いろいろ作付してまして、全部で1町8反歩やっているそうです。その中の去年の売り上げが300万あったそうです。「300万というのは、経費差し引いたら300万残ったのかい」と言ったら、売り上げが300万だと。「1町8反歩もやっていて、経費300万で済むのかい」と言ったら、多分済まないだろうなと。何かそんなことだそうです。奥さんは働いていて、おじいさん、おばあさんは年金もらっていて、その辺で何とかするんだよと。農業経営ではないんですね、経営ではないんですよ。ですが、農業というのはあくまで自分の生活の糧を得るための職業なわけです。生活が成り立つような農業経営が成り立たないというこの現状がある。

また、別な話として、先日イチゴ栽培の講習会にちょっと顔を出してみたんです。まるっきり興味本位でした。行ってみましたら、害虫の駆除のことですかそういった講習が、農業経営のことも1時間ほどあった。そうすると、イチゴの単収が、これは経費差し引いて大体100万から最高にいい人で190万ぐらいとかと。それが正しく申告されていくのかどうかはわかりません。ですけれども、イチゴ農家の経営というのはそういうことだそうです。ですが、一家総出です

よ、一家総出でイチゴを栽培して100万円。100万円で1年暮らせるんでしょうか。それも県がつくった資料なものですからね、一体全体どういうことなのよと。言ってもしょうがないですね、そういう現場で。言ってもしょうがないんですよ。そういったこととか知りました。

生産することは、さあつくれつくれ、どんどんつくれ、さあつくれつくれ、補助金上げますよ、そういった時期がありました。今もそうなのかもしれません。ですけども、売り先ですとかそういったことは、既存のルールに従って市場に出すか、自分で販売のルートを見つけるか。それにしても、日本の農家すべからくが生活の成り立つような農業経営ができるとは私はちょっと思えません。何か早い者勝ちで決まっちゃうなという感じがします。

さっきも申したように、スーパーマンが解決策をどうのこうのという気もありません。ただ、調べれば調べるほど絶望的になっていくという現実があります。同時に、農家は悲鳴を上げていると解釈するような内容のことをお聞きします。

先ほど市場長が適正な価格ということを申しました。適正な価格と言ったので、じゃあそれはどういう価格なんだとちょっとへそ曲がりな思いが。それは90何%が競りによって価格が決められているとのことでしたので、今も多分その現状は変わっていないんだと思います。ですけども、一つの方法として相対取引の方法をもっと進めたらいかなものなのかなという気がするんです。こういう現状を見てしまうと、南部市場自体が90何%が競りです、それは規則によってあれているのかもしれませんが、そういう取引の方が不自然なんじゃないのということを市場関係の知り合いの方に聞くと指摘される。相対で大体7割8割やっちゃうでしょうと。売れ残った10%20%、それを市場にかけたら、競りに左右されない価格で例えば70%が売れるとすれば、生産者にとってはそっちの方がいいんじゃないですかという指摘をされるんですよ。

事実、南部市場でサクランボが競りにかけられるとします。朝の価格と夕方の価格という、同じ品物でも随分と価格差が出てしまうんだそうです。そういうのはやっぱり、不公平ということではないんでしょうけれども、価格の安定化ということにはつながっていないような気がする。朝市場にどんと集めて、例えば全部5,000円で売ります、相対取引で大体5,000円で売ってとか、そういうふうにシステムをシフトしていけば価格の安定化の一助にはなるような気がするんです。ただ、相対取引をするにはちょっとした手続とか許可が必要だと聞きました。素人考えからすると、先入観なしの話でいきますと、いろいろご事情もあるんでしょうけれども、そういった方にシフトするのはいいことなんじゃないのかなという一つの感想がありましたけれども、ご所見をいただいて質問を終わりにしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

まず、価格の決定ということのご質問がございました。市場では現在競りによる決定をしているわけですが、どうしてもやっぱり需要と供給のバランスというのが一番左右される原因になります。価格が安定しているというのは、私から見れば大量に物があって安定しているときもあるんですよ。ということは、南部市場に來ればリンゴが例えば5トンなり10トンのものが入ると、そういう安心感があるので安定して取引される。それから、例えば干し菊とか干し柿、そういった加工品なんかは希少価値で今度価格が安定してくる場合がございます。どうしてもそのものが欲しいと、ほかにはないから欲しいんだという価格の安定、そういったこともございます。

総じて言えることは、自然災害等が発生しますと極端な高値、通常、ネギ5キロ1,000円、2,000円のが5,000円、6,000円という値段がつくこともございます。反対に、ことしのリンゴのように被害果が大変多くなってくれば、そういったものが極端に多くなりまして県内または東北管内の加工業者に納めるものが大量に出回って、業者間でも受け付けないと、加工業者さんでももう受け付けられないんだと。となれば、本当に箱代にもならない、1箱数百円というのも実際にあります。そういったときは私たち職員とすればもう本当に悔しくて、これで本当に農家がという、農家の方々にもしよっちゅう言われます、そういうときはですね。大変な思いをするわけですが、先ほど言いましたように価格の決定というのはどうしても需要と供給のバランスというのが一番になります。

それから、相対取引の話がございました。私どもは、現在扱っているのは委託販売という方式ですので、買い取っているわけではございません。委託でまず扱っているわけですから、完売を目指しているということで、どうしても現在は競りの取引をしているということです。

相対でいきますと、確かに安定した値段になることも考えられますけれども、逆に買受人の方々に言わせると、生産されている等級から個人の味、色、そういったものにすごく価格が左右されます。相対ですとなかなか一定のものをそろえるという、可能とすれば長芋の等級別、それからニンニクの等級別、ネギの等級別、そういったものは割合と相対は向くものかなという考えもございます。ただ、先ほど言いましたように委託されている状況でつくっていますので、買い取っていませんので、なかなか値段をどこで納得してもらうかという難しい問題も出てきますので、今のところは競りで行っているという状況でございます。

それから、前の質問で農家の方々が大変減っているというお話もございました。私どもの市場

で10年前におつき合いしている農家の方々というのは、今細かい数字ここにございませぬけれども、おおよそ4,300人程度ございました。10年後の去年1年間では3,300人。1,000人ほど減っているんです。ただ、じゃあ生産量がそんなに25%も落ちたのかといえぬそうではなくて、生産量は若干落ちたぐらいでそんなに響いてはいない。ただ、価格がそのときの値段によって相当左右されますので、30億売るときもあれば25億程度に下がるという、いろいろな変動を続けてきているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤君。

なおですね、工藤君はけがをしているため、特別にその場で質問することを許可いたします。

○14番（工藤久夫君） お許しをいただきまして、自席からの質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、けさの新聞を見ますと、旧名川町の議員を12期務められました有谷善一先輩が昨日亡くなったそうでございます。有谷さんのご冥福をお祈りしながら質問に入りたいと思います。

私は平成20年度の最後の南部町議会の一般質問になると思いますが、させていただきます。

今回は大きく2点、1点目は町立病院の移転新築計画について、2点目として今後の町財政運営について通告順にお尋ねをする予定ですが、質問に先立ちまして、昨年来の世相といいますが、日本の国内のみならず海外の動きについて私を感じることを述べてみたいと思います。

昨年秋のアメリカ発の世界同時不況という動きと、それに右往左往する世界じゅうの企業、製造業から金融・サービス業等への大きな影響はなぜ始まったのでしょうか。また、今、国内で大きく問題になっている政治と金の問題や官僚、特殊法人の天下りとか、官と民、正規・非正規という雇用の格差とか所得の格差はなぜ始まったのでしょうか。

生物が進化してその頂点にある最も進化しているはずの我々人間社会が、今世紀に入って何か後退しているように思えるのは私だけではないと思います。それは、自分さえよければ、自分たち家族さえ、あるいは自分たちの組織、自分たちの会社さえよければ、自分たちの国さえよければという生き方を私たちは選択して、それに対してほとんど疑問を持たずに、あるいは心ある疑念を無視して、私利私欲を満たす生き方をしてきた結果、社会は間違った方向へ進んできたからではないのかなと思っております。私たち南部町民のみならずだれでも、これからは地球の環境を考えながら、自然の節理にかなう生き方を考えて実行していかなければならない、そういう時代に入ってきたと思います。

ノーベル平和賞を与えられたマザーテレサの言葉に「この世で一番の苦しみは貧しさや病ではありません。ひとりぼっちでだれからも必要とされず、愛されていないと感ずることです」というお話があります。恐らくこれから数年は続くかも知れない混沌としたこの時代に、この町も地域もお互いを思いやる気持ちを持って、だれからも必要とされ、愛される生き方を心がけ、実行することが大事ではないかと私は思っております。

そんな思いを胸に本題に入ります。

まず、町立病院の移転新築計画についてであります。私はここ数日の時間をかけて、合併後の議会の議事録などに目を通したり、あるいは全国の自治体病院の事情とか民間の病院の現状をいろいろ調べてみました。また、ここ何日かの間でも、たしか2月の末には「朝まで生テレビ」という番組でも医療の問題を大きく取り上げたり、また、別な深夜番組では、本県の外ヶ浜町の町立病院や医師、医療の関係者のことが特集の記事でしばらくの間放送されました。

私が調べた全国自治体病院の問題点は主に次のようなものだと思います。全国におよそ1,000の公立病院といいますが自治体病院があるようですが、その中の60%が税金を投入してもなお赤字であるという事実。また、税金の投入がなければ90%以上の病院は採算が合わない。そして、一般的には民間病院と比較して医療従事者の人件費は二、三十%は高く支払いされており、お役所体質といいますが、地域住民に目を向けて働く意識が低かったり、努力した者が報われる体質ができていないとよく言われております。

したがって、自治体病院の場合は、よいスタッフがいて頑張っってよい結果を出しているうちに改革に着手しないと、その病院は閉鎖せざるを得なくなる。現実に、ここ数年間で300ぐらいの自治体病院がいろんな意味で経営方針を変えております。改革というのはトップの決断とスピードが大事だと言われております。多くの自治体病院の場合、民間のアイデアとか発想はあっても、がんじがらめの縛りがあって親方日の丸的な体質を変えることは難しいと言われております。

さて、昨年6月の定例議会での根市議員の一般質問のときの町長の答弁によりますと、ぜひ議員も参考にすべきという大分県佐賀関の病院のお話を伺い、1月中旬に私どもは視察に行っていました。結果は、町長の言うとおりの素晴らしい病院でした。ここに計画段階からの資料があるわけですが、この病院の現在のありようは、ほぼ我が南部町が目指すような事業を民営化して、非常に地域住民からも評価される成功した事例であります。それでは、なぜこれを参考にして民営化しようとししないのか。私は現時点での町立で運営するという方向に対して、昨日の夏堀文孝議員の質問にもありましたが、いささか検討が必要ではないかなと思っております。

それでは、この病院に関して細かく7点の質問をさせていただきます。

1点目として、町立病院の改築の構想、計画、検討の経過の説明は2月12日の全員協議会まではほとんどなかったように思いますが、その理由はなぜなのか。

2点目として、昨年3月にはこの病院の建設のマスタープラン報告書が作成されているわけですが、これを踏まえて庁内にプロジェクトチームが発足したようであります。これも1月に九州へ視察に行くまで私どもは知りませんでした。その理由はなぜでしょうか。参考のためにこのマスタープランに一通り目を通してみましたが、17ページには、病院施設の抜本的整備を図ることになれば資本負担が大幅に増加するから、運営形態の検討や徹底した経営改善への努力が必要ということが書いてあります。このような計画は、どのようなメンバーで、どのような協議がなされて発表されたのか。また、26ページには「建設地については現在地の近隣とする」と書いてあります。

次に3番目として、計画を進めるのであれば、まず公設公営とか公設民営とか民設民営等の運営形態の議論が最も重要だと思います。その後、移転の規模とか場所とか予算等の議論に入るのが順当だと思いますが、この手順を踏まないでここまで来た理由はどこにあるのでしょうか。

次に4点目として、総務省から一昨年出されている「公立病院改革ガイドライン」という要綱が出されております。この要綱に基づいて「名川病院の改革プラン」が作成されたものだと思います。この総務省からの改革ガイドラインの要綱に対する町の見解、感じている問題点とか課題、その辺はどのように感じているのでしょうか。

5点目として、昨年の秋から指定になった広域事務組合を構成する自治体で議論が始まる予定の定住自立圏構想の進捗状況との兼ね合い、あるいは近隣町村、町内外の医療関係者との協議はどのようになされているのか。また、その方々との協調という視点ではこの病院のあり方をどのように考えているのでしょうか。

次に6点目として、2月13日のデーリー東北の記事には「町立病院の移転候補地を旧名川町内

の4カ所を白紙に戻し、旧福地、旧南部を含め検討するとの方針を議員全員協議会に報告した」との記事が出ております。たしか私の記憶だと、2月12日は説明の時間がオーバーしたため、実際はこの話はだれも聞いていなかったと思いますが、なぜ報告しないことが記事に載ってしまったのでしょうか。この記事を見た町民とか町内外の医療関係の方々から多くの意見とか反応がありました。そして、今までの町の方針は転換したのかと、そういうやり方に対して不信感とか不安を感じるという声が私の方に届いております。私は、建設場所は現在地かその近隣という方針をはっきり示しながら、今まで名川病院を利用し頼りにしてきた町民と設立当初から設立にかかわった関係者が大きな失望を受けない、町政への不信を招かないような方法で場所の選定を進めるべきだと思います。町長は、この点、どのような気持ちでこの記事を載せたのか、また、この方針はどのようなプロセスを経て出されたのか、伺いたいと思います。

最後に、この病院の新築の計画については一度白紙に戻して、ゼロからの議論も必要ではないかと私は思います。決してこの病院が不要だとか必要がないというのではなくて、病院はどうあるべきかという原点に戻った議論が必要ではないでしょうか。それに基づいて運営方法とかオープンな議論をして進めるべきだと思います。もちろん、3町が合併して、合併前の名川町の計画は引き継ぐという大前提があることは私も十分理解しておりますが、現在の経済状況、また、今までの経過の説明とか協議不足は、やはり町民はこのままでは大きい不信と不安を抱かざるを得ないと思います。将来の医療の制度はどうなっていくのか、医療収入の見通しなど町民への開かれた情報の開示はどうしても不可欠だと思いますが、この点いかが考えているでしょうか。

次に、大きな2点目として今後の町の財政運営についてお伺いします。

今、大変な経済危機だと言われており、町がどう町財政に取り組むかということは大きな問題だと思います。

先日、鹿児島県の阿久根という市の市長が、市役所の職員の給与をネット上で高い方から順番に公開しました。これについて賛否両論いろいろあるわけですが、現在南部町の多くの町民は、この我が役場の働いている方々の平均的な所得のレベル、それはどんなもんだろうと、どういう思いで考えているだろうなと思ったり、逆にこの役場で働いている職員は、今の自分らが得ている給料、それはどのようなレベルにあると考えると日々働いておられるのか、それを考えてみました。

私は、未曾有の経済危機だ、この先恐らくいろんな意味で国も地方も大変な状況になる、そういう場合に、言いにくい話ですが、町のリーダーというか指導者である理事者を初めここにおられる私たちは、職員の給与とか所得とかそのようなことにどのような思いを持ち、また町民の所

得はどのレベルにあるのか、その辺を考えると、じゃあ、ラスパイレス指数と言われる全国の自治体を比較しての給与レベル、あるいは仕事がないからみんなで雇用は維持しながらワークシェアリングをしようとか、あるいは、役場職員の現在の定数とか分限処分とかいろいろ法律も変わっているわけですが、その辺について、ある程度、最悪の場合はここまで考えなければならぬとか、そういう現在の給与のレベルについての考えは、我々議会からではなくリーダーの方から多少は口に出してもいい時期ではないかな、あるいはそういう議論をしてもいい時期ではないかなと最近感じております。そういう今までの議論の中で、役場のかかわっている仕事によっては、民営化とかあるいは民間に業務を委託するとかそういう話もあったわけですが、実際はほとんど民営化とか民間に任せるといような改革は行われていないと思います。

私は調べてみたら、全国の自治体でラスパイレス指数が一番低いのが夕張市の69。次が、大分県の国東半島の沖にある姫島村というところが、人口2,500人ぐらいでしょうか、ここが70ぐらいです。いずれにしても、官と民の所得の格差が現時点では非常に拡大する一方のような気がする。役場というのは町の最大のサービス産業であると思いますが、この役場のあり方は住民の目線で行政を考え直す時期に差しかかっているのではないかという疑問を持ちながら、この質問をしているわけです。ですから、別に今、急にどうしろこうしろということはないですし、余り悪くなるということをお考えたくはないんですが、今の不況というのはじわじわと現実味を帯びて悪い方向に向かっているという思いで質問します。

また、今、民間の企業でもそれぞれの家庭でも、乾いたぞうきを絞るように節約をしながら何とか生活をしているのが実情ではないかと思いますが、この町の行政はどうあるべきか、町長の思いを聞かせていただければと思います。どうか見解をよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、町立病院の移転新築計画に伴う議会への経過説明についてのご質問でございますが、町立名川病院の移転新築計画については、合併時より既に町の重要施策として掲げ、平成19年1月の全員協議会において説明をしているところでございます。この全員協議会においては具体的な構想が見えにくいとの意見もあり、平成19年度、マスタープランを作成し、さらには町の総合振興計画の重点プロジェクトにおいても明記、説明しているところでございます。なお、このこと

は平成19年11月に開催した議員全員協議会においても説明したところでございます。

しかしながら、医療制度改革や平成19年12月総務省における国の公立病院ガイドラインの策定義務の位置づけ、さらには公立病院の機能再編成など、公立病院を取り巻く環境は変化していたものであり、その動向にも留意しながら検討してきたところであります。このため、国や県の動向との整合性や構想の実現性を考慮しながら内部検討を行ってきたものであります。

去る6月定例議会における根市議員の病院建設に係る質疑においてマスタープランの作成などについて説明するとともに、7月の教育民生常任委員会では、その詳細及び7月24日に起きた岩手県沿岸北部の地震による病院の被害状況調査を行ったところでございます。

このような状況も踏まえ、先般、議員研修においては病院建設に向けた視察を行い、マスタープラン等の詳細について、去る1月12日の全員協議会において説明をしたところでございます。

また、佐賀関病院の視察でございます。ここにおいては大きな二つの目的を持って視察をお願いしたい。当然、民営化で行っている部分、そして、通常、公立病院は平米単価は非常に高いんですが、あそこは非常に安い価格で建てていると。こういう病院もできるんだと、そういう部分もぜひ見てきていただきたいという考えでありました。

次に、マスタープラン報告書及び庁内プロジェクトチームについてのご質問ですが、マスタープラン報告につきましても前質問において答弁したところでございます。

庁内プロジェクトチームについては、総合振興計画に基づく医療健康センター構想の具現化に向け、昨年9月、庁内の関係課長会議とともに、総務課、財政課、企画調整課、健康福祉課、名川病院事務局を含めたプロジェクトチームと称し内部検討を行っているところであります。今後、財源計画、国や県などの関係機関との調整事項、組織体制などについて検討してまいります。検討内容によっては、当然必要に応じまして議会へ報告してまいりたいと考えております。

次に、計画を進める手順についてのご質問ですが、計画を進めるに当たっては、財政負担や移転場所の問題があります。

財源につきましては起債による建設が想定されますが、このことについては県との協議及び国の許可が必要となります。また、医療計画に基づく病床数や八戸圏域における自治体病院の市町村関係者との協議も必要となります。当然、議員の皆様と協議しながらこのような協議事項を経て、今後は町民も含めた建設委員会等を設置し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公立病院改革ガイドラインへの見解についてのご質問ですが、公立病院は地域医療の確保のため重要な役割を果たしておりますが、近年多くの公立病院において、損益収支を初めとする経営状況の悪化や医師不足に伴う診療体制の縮小を余儀なくされているなど、その経営環境や

医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にあります。その状況を踏まえ、全国の公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供するため、改革プランの策定が義務づけられたものであります。

ガイドラインでは、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の三つの視点に立った改革を推進することとされております。名川病院については、平成15年度から黒字経営しており、経営の健全性は保たれているものと考えております。再編・ネットワーク化については、平成21年度において八戸地域保健医療圏内の計画を策定する予定であります。経営形態の見直しについては、経営の健全性が保たれ、包括ケアの中心的な役割を果たすため、現在の公設公営の経営形態を維持したいと考えております。

公営企業法の全部適用については、県内の公立病院では2病院、県立中央病院、八戸市立市民病院のみであり、ここにつきましては現場の院長及び医局の医師等の意見を踏まえながら検討が必要であると考えております。

次に、近隣町村医療関係者との協議についてのご質問ですが、八戸地域保健医療圏内の公立病院については、平成16年、県が再編成計画を策定したのですが、その内容は否決され、名川病院の考え方についてはご理解をいただいたと思っております。しかしながら、国の公立病院改革ガイドラインにおいてその再編成の検討が必要とされたことから、現在、八戸市立市民病院が事務局となってその協議を進めているところですが、八戸圏域の自治体病院を有する市町村へ再度ご理解を求めていくものであります。

また、八戸市で進める定住自立圏形成協定においては当町も参画しており、医療、福祉の生活機能の強化に向けた連携について、現在の名川病院として機能していく上で協議される予定であります。

近隣町村、町内外の医療関係については、現在においても病院間の連携や診療所との連携体制をとっているところであり、今後も周辺医療機関との連携を図りながら、地域医療の一層の充実に努めていきたいと考えております。

次に、新聞記事についてのご質問でございますが、「旧名川町で答申を受けていた候補地4カ所について白紙に戻す」とされております。これは、新たな南部町において、合併後の利便性も考え、改めて検討することも必要となってくると、こういうことを申し上げました。これは、同席に東奥日報さん、デーリーさん、お二方同時にいてお話をしたわけでございますが、全員協議会においても議員の皆様には、候補地をまず早く決めていかなければならない。この場合には、ある程度絞って提案して協議していく手法、または広く意見を聞いて決定していく手法、さまざま

まな手法があると思っておりますが、このことにつきましては議員の皆様にも混乱を招かないようにできるだけ早く決めて進めていきたいと、こういうことでございます。

また、用地買収の経費については、今後の関係機関との協議を重ねながら、でき得れば、老朽化も進んでおりますので入院している方々が不安にならないように進めていく上でも、9月補正での予算計上についても想定し進めていきたいと考えております。

次に、計画を白紙に戻すことについてのご質問でございますが、医療健康センターの移転新築計画については、既に合併後の南部町総合振興計画においても承認を受けているものであり、地域医療の必要性と住民の安心を考えたときに白紙にすることは考えてございません。

名川病院については老朽化が著しいものであり、現在の黒字経営とともに、地域住民の医療だけでなく、保健・福祉分野までの広い範囲におけるサービスの提供を維持していけるものとし、国保直診病院の理念とともに当町の包括ケアシステム構築のため、その支援を継続していくものであります。

次に、今後の町財政運営についてお答え申し上げます。

まさに100年に一度の危機と言われていた現在の危機的な経済状況への取り組みについてのご質問ですが、町では、国の景気対策に沿った形で事業を展開し、少しでも早い経済状況の好転を目指し事業を進めているところであります。

一つ目としましては、今回の補正予算に計上しております定額給付金でございます。その内容につきましては、昨日の一般質問でご説明申し上げましたので省略させていただきますが、消費拡大に寄与できるものと考えております。

二つ目も、今回の補正予算に計上しております地域活性化・生活対策事業でございます。主に小中学校の耐震改修事業や公共施設改修事業等の公共工事を実施することで、地元企業の活性化に寄与できるものと考えてございます。

三つ目としましては、平成21年度当初予算に計上しております緊急雇用対策事業がございます。学校や道路等の環境美化に資するための臨時職員を雇用することで、雇用情勢の改善に寄与していきたいと考えております。

今後の財政運営につきましては、厳しさが一段と強まるものと想定しております。世界的な経済状況の悪化による急速な景気後退に伴い、企業収益の赤字により法人税は大幅な減額が見込まれております。南部町における法人税は約4,000万円と町税全体の2.5%となっていることから、税収についての影響は少ないものと考えられます。しかしながら、地方交付税の原資となっている法人税の大幅な減額は町への影響は甚大であります。原資の落ち込みは配分額の減に直接関係

し、さらに、今年度まで普通交付税の不交付団体であった東海地方等の地方公共団体が法人税の大幅な減額により次年度以降は交付団体になることから、配分額の減は避けられないものと考えております。仮に10%減に地方財政計画が策定された場合、町への影響額は約4億7,000万円減額と非常に大きな影響となります。

来年度の地方交付税は配慮された額となっておりますが、平成22年度以降は見直しのできない状況であることから、事務改善の実施や町村合併時からの懸案事項の見直しにより、さらなる歳入確保と歳出削減等に向けて職員一同力を出し切っていくこととしてございます。

現在、町では、公債費負担適正化計画や財政運営計画等を策定し、毎年計画額に対しての実績額の検証を行い、財政健全化に努めていることから、今後も町債発行額を元金償還額の範囲内にとどめ町債残高の縮減を図ることを基本としておりますが、国の方針により臨時財政対策債の増加を余儀なくされている現状においては、建設事業に充当する通常債の残高を増加させないことを原則として取り組んでいき、健全な財政運営を目指してまいりたいと考えております。我々も常にコストの削減等々を検証しながら、今後も健全な南部町の財政運営が図られるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 非常にこの先厳しくなるという視点で考えると、今の町長のお答えというのはいささか期待外れというか、まだ認識がちょっと甘いのかな、そういうちょっと辛い点数をつけないといけないかななんて考えたりしています。

再質問ですが、実は病院のことでいろいろ調べてみますとおもしろいことがわかったといえますか、旧南部の中に南部病院というのがあるわけですが、南部病院が今年の11月ですか、全国医療法人が4万あるわけですが、その中で12番目か13番目で財務省から社会医療法人という認可をいただいたと聞いております。それまでは特定医療法人。特定医療法人というのは4万の中で約400全国にあって、いずれも青森県内では南部病院さんだけだと思えます。ここは院長さん初めスタッフも一生懸命頑張っていて、その辺の地域に対する貢献だとか今までの実績が評価されて国からそういう認可をいただいたものだと思っております。たしか私の記憶ですと、一般的な法人というのは所得の三十八、九%ぐらいが所得税で持っていかれるわけですが、特定医療法人は23%、社会医療法人はたしかゼロ%でなかったかと思えます。そのかわり地域に貢献してください、そういう医療機関に青森県で初めて選ばれた。

また、もう一つ、お隣の三戸の町立病院があるわけですが、ここは移転して約10年ぐらい経過していると思いますけれども、毎年建設費の返済額だけで2億ぐらい持ち出し。医師が不足している影響もあって、2階の病床はせっかく立派な建物がありながらクローズして、そして毎年3億からそれ以上の赤字を出して大変な状況だと。いろいろお話を伺いましたら、今までの累積赤字とか、あるいは毎年返済しなければならない2億は何とかいいけれども、個人的には町長さんは「新しく建てないで、おら方使って何とかうまくやってくれば助かるな」と、そういう話も雑談の中でしておりました。

そういう二つの医療機関がすぐ近くにあると。そういう中で伺いたいんですが、10年前に三戸の町立病院をつくる時に、恐らく旧南部、旧名川あるいは田子町、三戸町とのいろんな話し合いとか、裏約束というか約束事とか条件とか、そういう話し合いがあったのかなかったのか。また、これからも定住自立圏構想とかいろんな話し合いの中で、三戸町さんの方から「手を結びませんか」なんていう話来ないとも限らないと思うんですが、その場合に話し合いの余地があると考えているのかどうか。

また、佐賀関病院というのを見て、院長さんから大分親しく話を聞いたわけですが、我が南部町で考えているマスタープランを見ますと、ベッド数66、それから包括ケアシステムというんですか、そういうのを全部含めて22億の予算。片や佐賀関病院というのは、そういう包括ケアまで含めた対応できるような施設で、ほぼ建物の面積も同じように感じていますが、90のベッド数で、建物が本体が11億、診療所の方が約1億、それに備品含めて15億2,000万できています。私らいろいろ1時間半ぐらい話を長松院長から聞いたわけですが、彼の話によれば、いろんな医療機器でも建物でも、自治体向けの値段と民間病院向けでは、言いたくはないけれども価格は二重になっているようですよと。そういう話だとか、あるいは、当初売り上げを13億に見越して、12億で経費を賄うように計画をつくったから、働いているスタッフの皆さんには苦しい思いをさせたけれども、約20%給料を我慢してもらった。でも、地域の人からも感謝され、スタッフからも接遇とかそういう向上によって生きがいとかやりがいを感じるようになったと。人件費は町立病院時代から見ると約2億削減して、今、地域からも喜ばれる医療を提供していると。と同時に、この町が目指している包括ケアでもうまく対応していると私は聞いて見てきた記憶があります。

なぜこれを参考にして民営化というところまで切り込めないのか。私は今一番大事な時期だと思いますからあえて言わせていただきますが、野球でもバスケットでも選手にルールを「あんたらしいように決めてくれ」と言ったら、なかなか周りがいいようなルールは決めないだろう。自分らがプレーしやすいルールを決める。ですから、今はもっともっと話し合いを密にしながら、

やはりあくまでも今民営で進むという前提の協議がどうしても必要ではないか。それをやっておかないと、この先非常に景気が厳しくなるということを考えると、将来大きな禍根を残すのではないか。再度その辺のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 病院形態についてはいろいろ形態があるわけですが、他病院は別にして、一つはその中で、他の病院でございますので誤解をされるとまた大変ですが、三戸病院さんがあいていると。そこでどうかという話も出ました。我々南部町、名川病院、平成11年から経営改善をしなければならないと。そういうときに、縮小も図りながら、一般病床から療養型に変えながら、黒字経営に変えてきてございます。そのことによって今医師の確保もできてございます。

議員からは先ほど場所についても、全町含めてのという部分で地域の方々から非常に不安視されているという言葉いただきました。逆に、今議員からのご質問で、三戸病院の方に、あいているところという話が出れば、これはもっと地域住民が不安を抱くわけございまして、我々の地域医療というものをしっかりと確立していかなければならないと思っております。自治体病院が大変経営が厳しいと言われている中で、15年から名川病院、院長、医局、スタッフ含めて改善をしながら努力をして黒字経営という部分を行っているわけですので、ここはご理解を賜りたいと思っております。

そして、三戸病院の建設の際で話し合いがあったかということですが、10年前ですので、まだ私が就任する前にあったのかどうかわかりません。就任してからはなかったように記憶しております。比較的関連町村の場合は、その自治体の方針というものを承認するという部分での会になっているのではないかなと思っております。ですから、三戸病院さんがその当時の建設、今思えば規模的にはどうだったのかという部分も、検証は当時はしたと思いますけれども、経営的には医師不足もあり現在のような状況になっていると思います。今、私どもがしっかりと当病院の医師を確保して、そしてまた地域医療、住民の方々安心して行く、できる、そういう体制をとることが大事なことだと思っております。

形態いろいろあるわけですが、やはりスタッフも当然違います。それぞれ病院の経営形態が違うのと同時に、また病院スタッフの考えというのも当然異なるわけございまして、そういう中で我々名川病院としてはどういう方向で、医師も、そしてまた住民も安心した中で医療

体制を組んでいけるかということも考えることが大事だと考えてございます。今後、議員の皆様からもしっかりとご理解をいただいて、早く体制を整えるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） 時間もあと10分ぐらいですから。

この運営形態というのは非常に大事だと私は思うんです。これは町長が町のことを当然考えて町営でそのまま続けるという方針を示していると思うんですが、自治体病院の必要性という観点、その辺から考えた場合に、ここは半島部でも行きどまりの場所でもない。周辺にも、ここから10キロ15キロの圏内にはそれなりの医療機関はあるわけです。ただ、終末期医療とか包括ケアシステムという今やっていることは非常に大事なことで、私もいいことだと思うんですが、基本的に佐賀関病院でやっていることは、恐らくスタッフは若干向こうが多いでしょうけれども、やはり民営化と公営化では人件費の部分で1億5,000万ぐらいは違うんじゃないか。きのう夏堀議員が質問しましたけれども、交付金で入ってくるからそれは収入とみなしていいんだという考えもあれば、やはり一種の公的な助成でいつまでも続くもんじゃない、いつ政府の方針が変わるかわからないという視点からいくと、民営化も前提に入れた話し合いというのは私は避けて通れないし、やはり今どの民営化した病院のスタッフ、結果を聞いていまして、今やるべきことはそれをちゃんと議論することだと。

私は前からも言っていますけれども、幼稚園とか保育所とかそういう民でできることは極力民間に任せるという方針にしていかないと、だんだんだんだん財政の硬直化が進んで、ここは恐らくあと20年か25年という人口は1万5,000を割るでしょう。老人ばかりがふえて、財政の硬直化が今以上進んだら、やはり後で評価されない決断だったということになりかねないんじゃないか、それを一番恐れるわけです。ですから、十分その辺を検討して、もう決めた方針だからこれでいくんだじゃなくて、やはり運営形態そのものは最後まで慎重に議論を交わしながらやるべきだ。特にこの周辺で民間の医療機関を運営している方々の貴重な意見を聞きながら、そうしないと後で大きい悔いを残すような気がするんです。そこを要望して私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

---

## 散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月5日は議案熟考のため休会とし、3月6日は午前10時から本会議を再開いたします。  
本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時52分）

## 第20回南部町議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成21年3月6日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 平成21年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 号 平成21年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第 3 号 平成21年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第 4 号 平成21年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第 6 号 平成21年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 7 議案第 7 号 平成21年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第 8 号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 9 議案第 9 号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10 議案第10号 平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 11 議案第11号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 12 議案第12号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 13 議案第13号 平成21年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 14 議案第14号 平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 15 議案第15号 平成21年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 16 議案第16号 平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 17 議案第17号 平成21年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 18 議案第18号 平成21年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 19 議案第19号 平成21年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第20号 平成21年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 21 議案第21号 平成21年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 22 議案第22号 南部町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 23 議案第23号 南部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第 24 議案第24号 南部町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

- 第 25 議案第25号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第26号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第27号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第28号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第29号 南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第30号 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議案第31号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議案第32号 南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議案第33号 南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議案第34号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議案第35号 指定管理者の指定について（剣吉山集会所（剣吉山生活館）他22施設）
- 第 36 議案第36号 指定管理者の指定について（南部町斗賀・新開地地区介護予防拠点施設げんき館他3施設）
- 第 37 議案第37号 指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他2施設）
- 第 38 議案第38号 指定管理者の指定について（南部町名川共同高等職業訓練校）
- 第 39 議案第39号 南部町道路線の認定について
- 第 40 議案第40号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 41 議案第41号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 42 議案第42号 平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第 43 議案第43号 平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 44 議案第44号 平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 45 議案第45号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 46 議案第46号 平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 47 議案第47号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 48 議案第48号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 49 議案第49号 平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
- 第 50 議案第50号 平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）

第 51 議案第51号 平成20年度南部町大字平財産区特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
総務課管理監	小萩沢孝一君	企画調整課長	奥瀬敬君
財政課長	堀内富士夫君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	中野雅司君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	小野寺直和君	農林課長	岩館茂好君
農村交流推進課長	小笠原覚君	商工観光課長	大久保均君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	坂本與志美君
名川病院事務長	坂本好孝君	老健なんぶ事務長	神山不二彦君
市場長	堀内誠悦君	教育長	角濱清輝君

学 務 課 長 庭 田 卓 夫 君 社会教育課長 佐々木 博 美 君  
農業委員会事務局長 坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 立 花 和 則 主 幹 板 垣 悦 子  
総 括 主 査 岩 間 孝 幸

---

## 開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第20回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案審議に入ります。

（午前10時02分）

---

## 議案第1号から議案第21号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。この際、日程第1、議案第1号から日程第21、議案第21号までの平成21年度南部町各会計予算議案21件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第21号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました議案21件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第21号までの議案21件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により委員会で互選することになっております。

よって、委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日、本会議終了後この議場において開催いたしますので、ご了承願います。

.....

#### 議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第22、議案第22号、南部町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 1ページでございます。議案第22号、南部町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由でございますけれども、定住自立圏構想の推進のため、中心市と周辺町村が1対1で定住自立圏形成協定を締結するにあたり、当該協定の締結等に関し地方自治法第96条第2項の規定、この規定でございますけれども、この規定は議決事件を定める条項でございますして、第1条では予算や契約の締結など15項目を定めてございますが、この15項目のほかに「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる」という条項がございます。これに基づく議会の議決すべき事件として定めるため条例を制定するものであります。

2ページをお開き願います。第2条でございますけれども、議決すべき事件、「町長は、定住自立圏構想促進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または廃止を求める旨の通告については、議会の議決を経なければならない」というものでございます。

それで、形成協定を締結、それから変更、廃止する場合は中心市の八戸市及び南部町双方の議会の議決が必要でございますして、廃止の場合は廃止を求める側の議会の議決が必要となるものであります。

なお、この条例案につきましては、先行実施団体に選定されました八戸圏域の8市町村で3月の議会に提案しております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第23、議案第23号、南部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第23号、南部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険制度の改正、介護報酬の改正に伴い平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料の上昇を抑制し、1号被保険者の負担軽減を図るため、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものであります。

次のページをお開きください。基金条例でございますが、第1条には設置を制定しております。平成21年4月に施行される介護報酬の改定に伴う平成21年度から平成23年度までの年度分の保険料の上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るため、南部町介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置するものです。

第2条につきましては、積立てを設置しております。

第3条は管理を定めておりますが、基金に属する現金は、金融機関への預金、2号にその他有利な有価証券と定めております。

第4条には運用益の処理、第5条には繰替運用。

第6条には処分というものを定めておりますが、基金は介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てるとき処分ができる。2号には事務処理に関する情報システムの整備及び軽減に係る措置の円滑な実施の準備経費等の財源に充てることができることを定めております。

第7条には委任、次のページをお開きください。附則になりますけれども、2号に「この条例は平成24年3月31日限り、この効力を失う。」と定めております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今説明を受けたわけですが、この基金を設置するためにはその基金となる財源はどちらからのものなののでしょうか。国からの予算措置だけで行われるものなのか。介護保険加入者の負担はふえないものなのか。介護保険料を引き上げる要因になる項目ではないのか、まず質問します。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

この財源としましては、国庫補助が平成21年度には3%増額分の全額が国庫負担となっております。22年度には国庫負担が2分の1ということでありまして、3年間を平準化しますと国庫負担は2分の1ということになります。よろしいでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） この前全協で、南部町介護保険条例の一部を改正する条例についての改正の概要 から が書いてありまして、 には介護保険法の改正による介護従事者処遇改善のた

めの介護報酬の引き上げの影響ということが書いてありますが、これは先ほど国の予算もあるということですが、最終的には介護保険加入者、40歳から入るわけですが、その方々の保険料とか今回引き上げが予定されております介護保険料にはまったく跳ね上がっていないのかどうか、この点をお聞きするものです。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 今回第4期の介護保険料の金額を制定するに当たり、この3%の上昇も加味した保険料となっております。それに対しまして、国では平成21年度に全額国庫負担分を歳入とするため、その基金条例を制定するものですが、その基金の財源となる金額的には1,322万8,274円という金額を前回の全員協議会でもご説明申し上げました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） この基金を設置して、恩恵を受ける、恩恵を受けるといったらおかしいでしょうか、どういった方々に対しての基金なんでしょうか。ご説明願います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） どなたが恩恵を受けるかということになりますと、保険者全体が、保険料を納める方全員が恩恵を受けるという言い方になります。この国庫の1,300万相当の歳入を見込んでおりますので、それに関わる保険料は保険者の納入者の全員が抑制されているという考え方です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） そういう意味じゃなくてですね、介護従事者なわけですよ。ですから、それがどういう、どこのどの、具体的に言えばどこの施設のこういった従事者ですよ。そういうことを聞いたつもりです。

それとですね、もう一つ、基金に属する現金、3条の2ですか、最も確実かつ有利な有価証券云々とあるんですが、これは具体的にどういう保有の仕方をするのか。なんでお聞きしたいかという、以前ペイオフ対策として、町の予算も国債にかえてみたりどうのこうのというそういうすったもんだした時期があったのを経験しているんですが、その辺が今どういうふうになっているんだらうなというのが考えてみると良くわかっていないところもあるもんですから、あわせてご説明いただければと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

3%の影響額というところでございますが、従事者への給与を施設等で3%相当を上乗せすることにより、当然報酬もそれなりに上昇するというを想定して3%の上乗せを決定したということでございます。

○13番（川守田稔君） どの施設の方ですか。

○健康福祉課長（有谷隆君） 介護事業所ということで、介護サービスを提供する事業所ということになります。そこで働く方々の給与を3%程度上げるというんですか、給与を上げるというそのための3%と解釈しております。

それから、有効な有価証券というものは、今のところは経済が低迷しておりますので定期預金等になると思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 会計管理者。

○会計管理者（坂本與志美君） 先ほど有価証券とかそれからペイオフの話がありましたけれども、現在もペイオフについては実行されておまして、1,000万以上の預金にかかります。今、有価証券、国債とかそういうものなんですが、今現在そういうのは当町ではやっておりません。預金、定期で運用しております。それも、一時ペイオフが始まった当初は、無利子のそういう預金に積み立てるということでしたけれども、現在は定期預金にも積み立てて運用しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 先ほどに続いての質問なのですが、介護報酬を3%を引き上げても基準単価が変わらないために、介護従事者の給料は引き上がらない例が多いという話を聞いておりますが、こういうことが実際に起こっておりますけれども、そういう意味で基金を設置しても介護従事者に対しても、またそのために介護保険料が引き上げられるとういう要因になるのであれば、この基金というものは大変重いものになるのではないかと思います、その点どのようにお考えになっておるのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

給与を上昇させるかどうかということは、介護事業所の理事者等の考え方次第だと解釈しております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第23号、南部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について討論を行います。

介護保険制度の仕組みが介護保険加入者の負担を重くする仕組みとなっているため、また基金を積むことによってより重い負担増を引き起こすという理由から反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第24、議案第24号、南部町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第24号、南部町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由であります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものであります。これは、事業所の緑地等の面積を10パーセント緩和するものであります。

次のページお願いいたします。条例であります。第1条、第2条に趣旨、定義を定めております。

第3条に区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合ということで、この条例を適用する区域は法第5条第1項の規定により作成し、同条第5項の規定により同意を得た青森県南・下北地域の基本計画に定める第一福地工業団地及び第二福地工業団地とし、適用区域における製

造業等に係る工場または事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、緑地については100分の10以上、環境施設については100分の15以上とするというもので、それぞれ10%を緩和しております。

附則としまして、施行期日としましては、この条例は平成21年4月1日から施行する。

既存工場等に係る面積の算定であります。第2条にうたわれておまして、次のページ、8ページ、9ページにそれぞれの面積を計算する計算式が定められております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） タベ私今日のいろんな議案を見ようと思ってここまで来たら、次の8ページ、9ページのこの書きものを見たら具合が悪くなって、さっぱり理解できなくなってもう寝たんですけどもね。これを見て感じることは、もっとこういうややこしい、これを見て理解できる人この中に何人いるのかと、私はさっぱり理解できなかったんですよ。だから、もっとこういう難しいような表現しているのは、簡単にいえばこういうことですよというただし書きの説明のようなものがあつたら準備してもらえば助かるなという願いが一つ。

それから、あんまりこういうめんどくさい条例、理解できないようなことを書いていけば、ここに進出するかなと考えている企業の人も「こんなしち面倒くさいのって」とやめれば大変だなと思ったんですよ。

だから、次からはこういういろんなのでたときに、これはちょっと理解に苦しむなというときは簡単に言えばこうですよという資料を支度してもらえれば助かります。はっきり言って数式みたいなものを見たとき、ちょいとわかる人少ないんじゃないのかなと思ったもんだから、要望ですな、質問というよりも。お願いします。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

---

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第25、議案第25号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) 議案第25号についてご説明いたします。

特別職の職員で非常勤のもの、あるいは一般職の職員等の旅費及び費用弁償の支給区分や宿泊料等の見直しをするものであります。

次の12ページをお開き願います。第1条、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。第2条及び第4条第2項中別表第1及び別表2、これ二つに今まで分かれておりましたけれども、これを一つにして別表に改め、別表を次のように改めるというものであります。

次の13ページをお願いします。左の区分ところでありますが、すぐ下の欄の選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員及びその下の欄がありますが、農業委員会委員は第1表でありました。その下の選挙長以下の各委員でありますけれども、第2表でありました。この二つの表を一つの表とし、別表とするものです。

右の列の旅費についてであります。改正するところをご説明いたします。車賃について、1キロメートルにつき37円であったものを25円にし、それから宿泊料は甲地方の13,000円であったものを10,900円に改めるほか、日当2,200円を廃止し、旅行雑費一日につき1,400円とするもので

す。

次の16ページをお開き願います。第2条、南部町各委員会等において出頭を求めた者に対する実費弁償支給条例の一部改正についてであります。議会及びその他の機関が出頭を求めたときは費用弁償を支給することとしていますが、その金額等を改正するものです。別表についてであります。車賃は1キロメートルつき37円であったものを25円に改める。日当2,200円を廃止し、旅行雑費一日につき1,400円とするものです。

次、第3条ですが、南部町外国語指導員の給料、住居手当及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。第6条、旅費の改正です。外国語指導員に支給する旅費は、職員の旅費の例によるとするものです。

次、第4条、南部町職員等旅費に関する条例の一部改正についてであります。主な改正についてご説明いたします。旅行の種類について、日当を削り旅行雑費を加えるものです。海外旅行に關することで支度料を削り、旅行雑費を海外旅行雑費に改めるものです。町長、副町長、教育長及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員、これは医師のことについてですが、このことを指定職に改めるものです。旅行雑費については別表第1に表示するものですが、青森県内、岩手県二戸市、一戸町、九戸村、軽米町及び洋野町への出張は、旅行雑費を支給しないこととするものです。以上に関し、条項の繰り上げ改正等伴っております。

次に、別表についてご説明いたします。18ページをお開き願います。別表第1、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費についてです。区分の下の欄ですが、四つの区分となっていたものを二つとし、町長と副町長、教育長、医師を指定職に、行政職4級以上の職にあるものと3級以下の職にあるものを指定職以外の職員にそれぞれ改めるものです。車賃、宿泊料及び食卓料の金額を表のとおり改めるほか、日当を廃止し旅行雑費を加え、その金額は一日につき1,400円とするものです。

次の19ページをお開き願います。別表第2、移転料についてです。区分の下の欄ですが、先ほど第1表で申し上げましたように、指定職と指定職以外に改め、金額については改正前の副町長、教育長、医師の金額と同額としており、指定職以外の職員につきましては、改正前の3級以下の職員の金額と同額としております。

次に、別表第3であります。外国旅行に関する旅費についてです。区分の下の欄は、第1表と同様、指定職と指定職以外に改め、宿泊料、食卓料、死亡手当の金額を表のように改めるほか、日当及び支度料を廃止し海外旅行雑費を加え、その金額は表のとおりであります。

以上、第1表から3まで説明いたしましたが、金額は全般的に減額としております。

次に、20ページをお開き願います。第5条、南部町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関

する条例の一部改正についてであります。別表第3の改正についてご説明いたします。団員が公務出張したときは旅費を支給することとしており、その額等を改めるものです。区分の下の欄、これは一番下のところではありますが、分団長、副分団長が一つ、部長、班長、その他の団員が一つになっていたものを表のように一緒にするものです。旅費の額については、団長、副団長は指定職の旅費の額とするほか、分団長からその他の団員までは指定職以外の職員の旅費の額に改めるものであります。

附則です。この条例は平成21年4月1日から施行する。

第2項であります。改正後の条例は施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行につきましては、従前の例によるというものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----  
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第26、議案第26号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第26号についてご説明いたします。

平成21年4月から横浜市との職員人事交流を計画しておりまして、国や県において地域手当が支給される地域に勤務する職員に、地域手当を支給する等の改正をするものであります。

次のページをお開き願います。第9条の3として地域手当を定めるものであります。地域手当は当該地域における民間の賃金水準、物価等を考慮して、規則で定める地域に在勤する職員に支給するものです。これは、大都市圏に勤務する職員に対する手当ということになります。第2項に、地域手当の額は給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計に、その地域の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とするものです。1級地から6級地までの六つの区分とし、具体的な都市につきましては規則で定めることとしておりますが、横浜市は3級地に属し、支給割合は100分の12とする予定となっております。

以下、12条以下につきましては、給与の減額を必要とするときとか時間外の計算をするとき、あるいは期末手当、勤勉手当につきまして、この地域手当を加算して計算をするということの改正であります。

附則であります。第1条、この条例は平成21年4月1日から施行する。

第2条、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、介護休暇で休んだ場合はその時間分を減額することとしているものですが、1時間当たりの時間を算出するときに地域手当を加えて算出するものです。

第3条、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、育児休業の部分休業で休んだ場合減額することとしておりますが、これも1時間当たりの金額を算出するときに地域手当を加えて行うものです。

次の24ページをお開き願います。第4条、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正及び次の第5条の南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正であります。両条例とも期末手当の額を計算するときに、この地域手当を加えて行うというものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第27、議案第27号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(八木田良吉君) 議案第27号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について  
ご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年4月1日から施行  
されることに伴い、条例の改正を行うものでございます。

26ページをお開き願います。南部町町税条例の一部を改正する条例でございますけれども、第24条  
第1項、これは寄附金の税額控除、ここに1号を加えるものでございます。加えるものは所得税  
法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金と  
して規則で定めるものを加えるものでございます。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

経過措置として、町民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する寄附金に適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この条例の目的はどのような目的で改正するのかということと、この際関連で伺いたいんですけども、ふるさと納税というのは今年度から始まったと思うんですけども、どの程度数字があがっているのかその辺を説明していただければと思います。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 目的でございますけども、寄附金を拡大しまして公益社団法人等の寄附を寄附金控除に加えるものでございます。学校法人とかそれらのものですね、教育科学振興等に向上するものということで、財務大臣の指定を受けたものですね、それらについて寄附金控除をしていくと。前に改正したときには、県とか市町村に寄附するものと日赤等に寄附するものだけだったんですけども、今回これを追加したということでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 先ほどのふるさと納税の今年度の状況ということでご質問ありました。今年度2月末までに当町で寄附を受けた額は、6人の方からトータルで102万円の寄附をいただきました。そういうことでございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） そうしますと、南部町の社会福祉協議会の何と言うんでしょう、またそろそろ集めて回らないとならないと思うんですが、会費ですか、ああいったのは控除の対象にな

るものですか。本来ですね、何であうというのが町内会を通して半強制的に集められるというその性質自体が私不思議なんですけれども。ですけども、実際町内会の組長さんに聞いてもですね、はてなマークが飛ぶんですね。ですが、あれもいわゆる寄附なのかどうなのか、そういったものはいっぱいあるじゃないですか。例えば赤十字なんかもほとんど強制的に集められる。金額を指定されて集められます。赤い羽根も青い羽根はどうですかね、そういったものも回って来ますよね。

ああいったもろもろはどうなるんでしょうか。ご説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

社会福祉協議会の会費についてであります。社会福祉協議会の原資となるものは町民の皆様の会費をもって成り立つ団体でございますので、会費という扱いになりますので寄附金とは扱われないもので、控除の対象にはならないということになります。

それから、赤十字に関しましては、高額寄附金は控除の対象になると以前から定められております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） それは対象にならないというのはわかりました。じゃあ、いつその社会福祉協議会の会員になっちゃったのかなという疑問があるんですよ。ですから、どこの町村もそんなふうにして、何か皆さんおりこうさんに納得して払っているんだらうなと思うんですが、どういう、何か契約を結びましたかとそういうあれですね。じゃあ、会費払っていない人は社会福祉協議会の恩恵にあずかれないわけですかということになるわけですね。その辺ちょっとご説明いただけますか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

社会福祉協議会の法人化を行うときには、町民の皆様には、町民の皆様が会員として会費を納入していただくようお願いしてあるということで、契約書等はありませんけれども会費の納入書によって入会したという考え方であろうかと思えます。

それから、恩恵に対しましては会費は払っていないけれどもという部分ですが、名前からして福祉ということを行う団体でございますので、それには限らず町民全員に福祉を提供するという考え方だと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

.....

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第28号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第28号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、介護納付金課税に関わる課税限度額の引き上げによる額を定めるため、条例の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。南部町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第4項及び第23条第1項中、かぎ括弧になりますが9万円を10万円に改めるとあります。この4項は課税額について定めており、23条には国民健康保険税の減額を定めております。課税限度額の9万円を10万円に改めるということになりますと、40歳以上64歳までの国民健康保険の加入者が対象となりますが、影響を受ける世帯は現在のところ141世帯となっております。この限度額の引き上げに関しましては、平成21年度から第4期の介護保険事業が実施されるわけですが、それに伴う増加ということになります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） 今説明を受けましたが、介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げは、介護保険料見直しに伴って毎回引き上げられていくものなのでしょうか。まず一点。

次に、今後据え置きとか引き下げなどはないのでしょうか。どの金額まで引き上げていく予定なのか。もう少し国からの福祉に対する予算の増額というものは求められないものなのか、この点を質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

介護保険の納付額の金額につきましては、平成12年から14年までは1期でありましたが上限額は7万円。第2期の15年から17年までは8万円。18年から20年までの第3期は9万円。今回の第4期は21年度から10万円に改めるもので、必ず毎年上がるとは言えませんが、介護の需要に対しては上昇するものかと思っております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） そうしますと、課税限度額も今の説明のとおり年度が来ると幾らかずつ

でも上がっていくということは大変な金額を予想されますが、もう少し改善されるような国の動きなどはまったく期待できないものなのですか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 国民健康保険法の施行に伴う上昇ということで、町独自で決めているわけではないということをご理解いただきたいと思えます。

それから、限度額9万円から10万円とありますのは、あくまでもそれを超える高額所得者を減額するということになりますので、あくまでも救済制度という考え方でありませう。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めませう。これにて質疑を終結いたしましませう。

討論に入ります。討論はありませうか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第28号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

介護保険制度の仕組みそのものと国の社会保障制度の改悪を理由に、課税限度額の引き上げに反対するものでありませう。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許しましませう。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めませう。これにて、討論を終結いたしましませう。

採決いたしましませう。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願ひませう。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

---

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第29、議案第29号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第29号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、学校教育法の一部改正に伴う条例の改正となっております。

次のページをお開きください。南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を次のように改正する。第2条中の「盲学校、ろう学校もしくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。第4条第1項第1号中、「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。このとおり、今までの名称を特別支援学校と改めるものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。川守田君。

○13番（川守田稔君） 盲学校、ろう学校、養護学校なわけですね。これは、これが特別支援学校という語句の変更と解釈するんですが、特別支援学校というのはそうするとどうなんでしょうか、これ以外にも障害を持った方はいらっしゃるわけなんですが、これはどういう理由で盲学校、ろう学校もしくは養護学校というようなくくりであったのかご説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

学校教育法の一部改正に伴うものであり用語の変更ということになりますが、直接その変更の理由等はこちらの方には示していただいておりますけれども、今般の自立支援法等の改正によりまして、差別用語等の疑いがあるものに対しては改正を行ってきているという部分でその一環と解釈しておりました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第30、議案第30号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第30号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領及び市町村給付条例

準則の一部改正に伴い、条例の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を次のように改正する。第2条第4項中「第6条の3」を「第6条の3第1項」に改める。第3条第2項第3号中「委託されている者」の次に「又は小規模住居型児童養育事業を行う者」を加え、同項に次の1号を加える。「(6)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付を受けている者」とございます。これに関しましては、児童福祉法の改正により新たに小規模住居型児童養育事業を行う者に加え、次に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援の規定による支援給付を受けているものは、医療費給付の対象者としなないということを含めたものであります。

以前はですね、児童福祉法では里親という制度がございまして、この里親の制度を児童福祉法で改正を行いまして、小規模住居型児童養育事業を行う者というものを加えております。新たな事業所ができていくということで、この事業を行う者はひとり親の医療費給付は行わないということを含めたものです。

次の6号には、中国残留及び永住帰国後の自立の支援に関して国が支給する給付を受けている者は、ひとり親の医療費の給付の対象者にしないということを含めたものであります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前10時57分)

---

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

---

### 議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第31、議案第31号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第31号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

提案理由でございますが、介護保険制度の改正及び第4期介護保険事業計画に基づき、今後3年間の保険料を改正するため、条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。南部町介護保険条例の一部を次のように改正する。第2条中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改め、同条の表中「27,762円」を「29,400円」に、「41,643円」を「44,100円」に、「55,524円」を「58,800円」に、「69,405円」を「73,500円」に、「83,286円」を「88,200円」に改めるということになります。

これは年額で表示しておりまして、全員協議会でご説明した部分では月額をお示した次第であります。第1段階の月額は2,450円。第2段階も月額2,450円。第3段階を3,675円。第4段階を4,900円。第5段階を6,125円。第6段階を7,350円の月額に改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） 余りにも簡単な説明だったのでとてもびっくりしておりますが、全協であんなに詳しくお知らせしたのはまったく文書などには残っておりません。ですので、その内容をもう一度ここで説明していただきたいと思います。

また、介護保険料を引き上げてきたわけですが、介護保険料についての加入者からの相談とか引き下げてほしいなどそういう相談件数などはつかんでおりますか。それとともに、在宅サービスの支給限度額いっぱい使えている世帯や支払いに困難があるためサービスを減らしている世帯など、具体的な例を挙げていただき介護保険制度の実態をお知らせしていただきたいと思います。

まず、この点についての説明を詳しくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

全員協議会でご説明しておりご理解をいただいたものと思っております。今回の介護保険制度の改正に伴いましては、介護保険の負担割合の増は18年から20年度までの分は19%の負担ということになっておりましたが、21年度から23年度の今計画の策定に関しましては20%という国の数字を示されておりますので、これを加味した保険料の策定となっております。

また、介護従事者処遇の改善のために3%の増額を、これも国から示されているところであります。これらを加味して策定した保険料となっていることをご理解いただきたいと思っております。

それから、介護保険に対しての相談件数というものは、具体的には当町には来ていないという解釈をしておりました。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 全協でいただきました資料1の5ページには、ここに大変な数字が書いてあるんですが、第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推移。これは、平成12年度から平成19年度の現状であります。平成19年度の要介護認定高齢者は980人、高齢者人口に対する出現率は16.0%。介護保険が施行した12年度に比べ3.1ポイント上昇しています。介護度別では、

要支援 1、要支援 2、要介護 1、要介護 2 の層で約 5 割、50.6%。要介護 3 から要介護 5 で約 5 割、49.4%を占めています。そして、ここには19年度までの推移が書いてあるんですが、年を追うごとに要支援から要介護 5 まで、加齢もありますので、重くなっていくにしたがって、介護保険料が引き上げられていく。その負担が全部介護保険加入者に重くのしかかれば、大変な負担になると思います。それを簡単に、こういうふうに介護保険料の数字によって簡単に表しているんでしょうけれども、払う人は本当に大変な思いをして払っておりますし、もう将来介護サービスを受けられなくてもいいので、「払えないものは払えない」と言って払っていない世帯もあると聞いております。

そういうことから、これは自治体の問題でもありますけれども、国の介護保険制度や福祉の問題にも係っていると思います。ですから、町独自の政策をとられることとともに、国に対してももっと福祉に対して予算を増額するような訴えを行っていただいているのでしょうか。今以上に高齢化していく中で、改正するごとに介護保険料が引き上げられては払う人は大変な思いをしますが、この点どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 先に渡した資料の 5 ページでは、19年度までの介護状況を示しております。お手元にあるかないかは確認できませんが、6 ページの方には第 4 期の介護の件数、予想等を掲示しておる部分でございます。

これらの介護が上昇することにより、保険料は上がるわけですが、これらを防ぐためには今後町では介護予防に重点を置いてこれに努めるということになります。

また、滞納者につきましては、介護給付制限というものを先般定めておりますので、例えば施設に入所し、30万 1 カ月かかる方が保険料を滞納することにより、本来であれば 1 割の負担であります。介護給付制限がかかりますとほとんど 7 割近く負担しなければならないということになりますので、滞納は行わないようにという指導を徹底しているところであります。

また、国の交付金の増額は大変望むべきではありますけれども、国全体の部分でございますので一町村で要望してもというところでございます。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 議案第31号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
討論を行います。

介護保険制度自体、介護保険加入者に負担を押し付ける仕組みになっております。不況、倒産、  
低所得者が増加している時勢に介護保険料を引き上げることは、支払能力からいっても重い負担  
を押し付けることになり、将来介護サービスからはじかれる人をふやすだけです。町独自の介護  
保険料や利用料の減免や免除制度を拡充することを強く要求し、反対討論といたします。反対討  
論を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

.....

#### 議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第32、議案第32号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改  
正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 議案第32号、南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、上名久井地区農業集落排水事業が20年度で完了することに伴い、上名久井処理区の全域を供用開始するため、処理区域を改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。上段に18年度に制定していましたが、次の段の四角く囲んだ地区が最終的な地区になると。上の段より7字ふえてございます。一つは、下名久井地区の白山、それから高瀬地区の上川原、川久保、小沢田、根岸、昼ヶ内、櫓長根、この7字を追加するものでございます。この条例は、21年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

.....  
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第33、議案第33号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それでは、議案第33号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等の額を改めるものでございます。

次のページをお開き願います。今回の改正の趣旨及び背景でございますけれども、平成8年4月に占用料が改正されて以来、占用料等の見直しが行われておりません。近年の全国的な地価水準の下落が反映されていないこと。それから、市町村合併の進展等があり、地域ごとの見直しが必要になったことが、趣旨及び背景でございます。

具体的な改正内容でございますけれども、占用料の改正でございます。これは、1割から約3割の減額になりました。次が語句の修正、それから新たな占用物件として応急仮設建築物の追加が入っております。ちなみに、法第32条第1項第1号に掲げる工作物とありますけれども、この中で第1種電柱でございます。1本につき1年、530円の改正になってございますけれども、改正前は770円ございました。それから、第2種電柱が、820円が1,200円、第3種電柱が、1,100円が1,600円というふうな感じですね、全て1割から3割減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。松本君。

5番（松本陽一君） 今電柱の占用料ということで、それに絡んだ、関連の質問になりますけれども、いわゆる道路占用者の道路のその敷地、借用地の管理状況はその占用者がすることになっているのか。あるいは、町の管理なのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。いわゆる町道へ立っている道路の脇、のり面に立ったりなんかしていると思いますけれども、そのところのいわゆる草とかフジとかそういうものがあつた場合に、その管理は占用者がやるのかそれとも町が管理するのか。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 要するに、道路敷地内、それから道路安全地域といいますか、その道路に付しているものについては、町がやるというふうになります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。松本君。

○5番（松本陽一君） 今町がということですけども、よく枝が出たり通行、バスとか大型のものが通行するのに非常に支障をきたすような道路脇の、道路ののり面にある木等があるわけですけども、除雪等についてもあるいは梅雨等になれば、枝が道路面に垂れてきて大型車が通れない。そして、センター、中央の方を走っていくというふうな状態が出て非常に危険なわけですけども、あれは一部電線等にあたるということで電力の方でやっている部分もあるんですが、あれは町がやるべきものを占有者がやっているということになるんですか。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 道路に個人の枝が出た場合については、当然個人の占有になっていますので、これについては当然町としてはその所有者に対してですね、「切っていいかと、道路に出ていますので」ということで、切っていいのかどうかという許可を得て切るようなことになります。

それから、のり面が町の土地であれば、当然町がそれを管理しているわけですので、町の方で伐採すると。それから、先ほど言いましたのり面の中に電柱、今言いましたとおりこの電柱が占有になっているわけです。そういう場合については、電力さん、電話線であれば電話のNTTさんと協議して切ってもらおうと。要するに、電力さんの方で切れなければどうしても町で切らなければならないというようなことをご理解願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第34、議案第34号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(西野耕太郎君) それでは議案第34号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、土地区画整理法の一部改正により引用条項にずれが生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。第5条第4号中「第3条第3項もしくは第4項」を「第3条第4項もしくは第5項」に改めるとございますけれども、この第5条は公募の例外ということで、「町長は次の各号に掲げる事由に係る者を、公募を行わずに町営住宅に入居させることができる」ということになってございます。その中に土地区画整理法によりまして、例えば土地区画整理によって、その整理事業をやったときに建っている住宅があると。この場合にこの住宅を除却しなければならないわけですが、その方々を公募を行わずに町営住宅に一時入居させることができるという規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。  
質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第35、議案第35号、指定管理者の指定について（剣吉山集会所（剣吉山生活館）他22施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。管理監。

○総務課管理監（小萩沢孝一君） ご説明申し上げます。

議案第35号、指定管理者の指定について（剣吉山集会所（剣吉山生活館）他22施設）。南部町の公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。地方自治法第244条の2第6項につきましては、指定管理者を指定する場合の議会の議決事項を定めた条項でございます。

提案理由でございますが、南部町の公の施設の運営を効率的に行うため、総務課所管の次の46ページと47ページに掲載してございます23の集会施設につきまして、管理者を指定するものでございます。

今回指定する指定管理者は、これまでと同様に各町内会及び施設の運営委員会でありまして、期間は本年4月1日から平成24年3月31日までを指定期間として指定するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

.....

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第36、議案第36号、指定管理者の指定について（南部町斗賀・新開地地区介護予防拠点施設げんき館他3施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第36号、指定管理者の指定について（南部町斗賀・新開地地区介護予防拠点施設げんき館他3施設）についてご説明申し上げます。

提案理由は先ほどの管理監の説明と同様でございますが、町の公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるための指定をするものであります。今回出す施設としては南部町斗賀・新開

地地区介護予防拠点施設げんき館、それから南部町名川老人福祉センター、南部町名川デイサービスセンター、南部町剣吉デイサービスセンターと4館となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

.....

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第37、議案第37号、指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他2施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 議案第37号、指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他2施設）についてご説明いたします。

提案理由でございますけども、南部町の公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、農林課所管の施設について指定管理者を指定するものであります。

次のページお願いいたします。施設の名称及び指定管理者となる団体の名称を申し上げます。小波田農業研修センターにつきましては、小波田農業研修センター管理運営委員会。相内農業研修センターは、相内町内会。南部町鳥舌内すこやかセンターは、鳥舌内新生活運動協議会を指定管理者とするもので、指定期間は3施設とも平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第38、議案第38号、指定管理者の指定について（南部町名川共同高等職業訓練校）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第38号、指定管理者の指定について（南部町名川共同高等

職業訓練校)についてであります。提案理由としましては、商工観光課所管の当施設の指定管理者を指定するものであります。

次のページをお願いいたします。指定管理者になる団体であります。職業訓練法人名川職業訓練協会を指定管理者として指定するものであります。指定理由であります。この協会は職業能力開発促進法に基づき知事が認定した職業訓練校であるため、運営に関して指定するものであります。

以上です。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。夏堀君。

○2番(夏堀文孝君) 今議案第38号なんですけれども、35号から指定管理者の今、あれなんですけども、この施設を指定管理者にする、委託するということなんですけども、この効果的かつ効率的というのは具体的にどういうメリットがあって指定管理者に移行するのか、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長(小笠原義弘君) 管理監。

○総務課管理監(小萩沢孝一君) この考えは各施設によって、施設の性格によって変わりますが、全般的な話といたしまして指定管理のこの制度につきましては、公の施設についてこれまで公の外郭団体とか、町直営等で施設を委託して管理するということになっておりましたが、この制度によりまして、民間でできるものは民間でというのが基本姿勢の指定管理者制度でございまして、とりわけ集会施設等につきましては、これまでも町内会組織とかほとんど内容的には変わらないわけですが、やはり民間の団体でやった方がいい、管理をした方がいいという場合に限っては、やはり行政で直接管理するよりは効率的な運用ができるというふうなことで解釈してございます。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第39、議案第39号、南部町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 議案第39号、南部町道路線の認定について、次の路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございます。道路改良工事の完了に伴い、町道として新規認定するため議決を求めるものであります。

次のページをお開き願います。認定する路線でございます。路線番号「1912」、これはその他町道になります。路線名、宮野・小沢田線。起点、南部町大字高瀬字宮野21 - 1。終点、南部町大字高瀬字小沢田3 - 1。この道路の延長は175.1メートル、幅員は4.0メートルでございます。事業の期間でございますけれども、平成17年度から着手して平成20年度、今年度で完了した事業でございます。総事業費は用地測量、設計、用地買収、工事を含めまして、2,781万円で完了してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。  
質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第40、議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） それでは議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明をいたします。

提案理由でありますけれども、青森県新産業都市建設事業団の平成21年度の設置団体各負担金額が変更となることから、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を変更することについて構成団体と協議するため、地方自治法第300条第5項の規定の例による同条第1項の規定、この規定でございますけれども、計画を変更しようとするときは議会の議決を経てする協議により決定しなければならないという定めでございますので、これに基づき議会の

議決を求めるものであります。

次のページをお開き願います。青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を次のとおり変更するというございますけれども、平成21年度に設置団体において負担する額の総額は下段の計の757万2,000円ではありますが、この額は前年度と同額であります。青森県が2分の1を負担、残り2分の1を3市5町で均等割と基準財政需要額割、それと委託事業費割により按分によって算出し、負担しているものでありまして、基準財政需要額につきましては、毎年度変動しますので21年度の南部町の負担額は下から2行目の19万4,000円でありまして、昨年比5,000円の増となるものであります。ということは、財政需要額が20年度よりふえたということになります。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分）

○議長（小笠原義弘君） それでは休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後1時01分）

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第41、議案第41号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） ページ58ページでございます。議案第41号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。既定の予算の総額に5億5,144万7,000円を追加し、予算の総額を111億8,605万8,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費を設定するものでございます。

第3条は地方債の補正でございます。

64ページまでお進みください。64ページ、第2表、繰越明許費でございます。これは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用するため設定するものでございます。事業名と金額でございますが、定額給付金交付事業、3億5,426万9,000円。地域活性化・生活対策臨時交付金事業、3億9,052万3,000円。子育て応援特別手当給付事業、1,407万3,000円。以上3事業でございますが、国の第二次補正に対応した補正でございます。合計7億5,886万5,000円となります。

次に、町道整備業、1,429万7,000円。給食センター建設事業、4億1,737万円。以上6事業、合計、11億9,053万2,000円となるものでございます。

次のページでございます。65ページ、第3表、地方債補正でございます。変更でございまして、臨時財政対策債から最後の公共土木施設災害復旧事業、合計、15億8,900万円から1億9,870万円を減額いたしまして、13億9,030万円とするものです。なお、公営住宅整備事業につきましては、その起債の償還について交付税等の財源措置がないことから、また、地方債の残高圧縮を図ることから借り入れしないということにしております。

次に、歳出から説明してまいります。76ページでございます。76ページ、3の歳出でございますけれども、今回の歳出補正は国の第二次補正に対応した3事業分7億6,624万8,000円を計上したほかは、事業費の確定及び決算見込みによりそれぞれ調整したものとしております。主な補正に

ついて説明してまいります。

78ページをお願いします。78ページの10目の地域交通対策費463万2,000円の追加補正でございますが、19節負担金及び交付金のところで876万1,000円。これは生活交通路線維持補助金でございます。バス事業者への補助金でございます。

次に、80ページまでをお願いします。80ページの25目定額給付金交付事業、補正額3億6,135万6,000円でございます。国庫3億5,500万円を充当してございます。3節の職員手当等504万から18節の備品購入費88万8,000円、計、1,935万6,000円。これは事務費でございます。19節負担金補助及び交付金3億4,200万円。説明のところで定額給付金が3億4,000万円、商品券発行補助金、商工会へ補助するものであります。200万円を予算計上してございます。

次に、26目地域活性化・生活対策臨時交付金事業、補正額3億9,052万3,000円。特定財源として国庫3億7,552万3,000円を充当してございます。ここには、七つの事業を予算化しております。まず一つ目としては、バーデハウス改修事業1億4,310万5,000円。二つ目が小中学校耐震改修事業8,336万円。三つ目の町民体育館改修事業4,446万3,000円。道路改修舗装等3,643万1,000円。五つ目ですけどもチェリウス改修事業3,377万5,000円。六つ目ですが公共施設情報化事業、これは地上デジタル化放送に伴って公共施設へテレビあるいはチューナーを購入するものでございます。最後になります。老健なんぶの改修事業2,228万9,000円となります。節の内訳でございますが、13節委託料3,810万9,000円の中に小中学校の耐震の設計診断が入っております。対象校、学校でございますが、剣吉小学校、南部小学校、福田小学校、福地中学校、計4校の分を計上してございます。15節の工事請負費でございますが、3億1,969万1,000円。先ほど施設名を申し述べましたが、バーデハウス、向小学校の耐震工事、町民体育館の改修、あかね団地内の町道補修、チェリウスの改修、あるいは老健なんぶの改修という工事費で計3億1,969万1,000円となっております。18節の備品購入費でございますが、3,272万3,000円。施設用備品2,872万3,000円、これは先ほど申しましたとおり、テレビの購入でございまして、施設のテレビを購入するものでございます。40施設、チューナーにつきましては、21施設分を計上してございます。それから業務用備品400万円とありますが、これは車両に取り付けて町道の草刈りをするための備品購入をするものでございます。

次に、82ページまでをお願いします。82ページの3款民生費の1項2目の住民生活費1,485万9,000円の追加補正でございますが、説明にあるとおり国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

次に83ページでございますが、4目の老人福祉費481万7,000円の追加補正、28節の繰出金1,084万4,000円、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、5目の老人福祉施設費でございます、582万1,000円の追加補正。28節繰出金でございます、介護老人保健施設特別会計へ繰り出しするものでございます。

次に、84ページでございます。3款民生費の2項1目の児童福祉総務費でございます、1,163万6,000円の追加補正でございますが、ここに子育て応援特別手当給付事業、総計1,436万9,000円を追加補正してございます。特定財源の中で国庫のところでは1,436万9,000円、10分の10の交付金事業でございますので、一般財源は投入してございません。それから3節の職員手当60万円から12節の役務費26万5,000円まで、これが事務費でございます。そして19節、負担金補助及び交付金でございます、1,339万2,000円。これが子育て応援特別手当でございます、3万6,000円を補助するものでございます。対象人数は372人と想定してございます。

次に、89ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費の1節道路橋梁維持費766万5,000円の追加補正でございますが、主なものは次のページでございますが、90ページ、委託料のところでは650万とありますが、説明欄中除雪作業に1,050万円を追加補正してございます。

次に、96ページまでお進みください。96ページでございますが、10款教育費、7項1節給食センター管理費でございますが、補正額3,891万6,000円の減額補正でございます。なかで、15節の工事請負費が1,480万5,000円。これは入札残でございます、減額補正してございます。

次に、18節の備品購入費でございますが、2,282万7,000円の減額補正。これは、給食センターの完成が遅れてございますので、20年度に措置した備品購入費を来年度、21年度予算措置して、ここから減額しているものでございます。

次に歳入について説明いたします。69ページまで戻っていただきます。69ページ、歳入でございますけれども、歳入の補正でございますが、歳出同様に国の一次補正、二次補正に係る分のほか、決算見込み、あるいは収入見込みなどによりそれぞれ調整したものとしてございます。主な補正について説明してまいります。

まず最初ですが、1款町税、2項の1目の固定資産税9,000万円の増額補正でございますが、これは総務大臣配分による償却資産分の増でございます。9款地方交付税、1項1目の地方交付税1億3,300万円の増額補正でございます。これは普通交付税の確定額を計上してございまして、20年度の普通交付税確定額46億8,018万6,000円でございます。これの留保分を今回補正したものでございます。

次に、71ページまでお願いします。71ページの13款国庫支出金、2項1目の民生費国庫補助金1,290万8,000円の増額補正でございますが、2目のところで児童福祉費補助金1,436万9,000円。先ほど歳出で説明しましたけれども、子育て応援特別手当事業に係る事務費と補助金の分でございます。

まして、10分の10の交付率でございます。

次に、4目の教育費国庫補助金でございます。5節の学校給食施設交付金1,123万1,000円。これは、給食センター建設に伴う国庫の交付金でございます。増額補正でございます。

次の6節の安全安心な学校づくり交付金1,380万円。これは、向小学校の耐震化事業への国庫交付金でございます。

次に、5目の総務費国庫補助金、補正額7億5,432万4,000円でございますが、1節の総務費補助金の中で合併市町村補助金が1,790万円。次に、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、これは1,970万1,000円でございますが、国の第一次補正に係る分の歳入を計上したものでございます。次が、地域活性化・生活対策臨時交付金3億6,172万3,000円と定額給付金事業費補助金3億5,500万円、以上2件が国の第二次補正に係る交付金を計上してございます。

次に、72ページのところでございますが、7節の保険基盤安定事業費負担金2,026万3,000円、保険基盤安定事業費負担金。これは、国保会計への繰出金に充当する歳入でございます。

次に、73ページでございます。15款財産収入、2項1節不動産売払収入でございますが、4,157万3,000円を減額しまして754万9,000円とするものでございます。これは、土地と株券の売り払いの計上でございます。土地につきましては3件売り払いがございました。株券につきましては2件ございまして、土地の分が739万1,000円、株の場合は15万8,000円の売り払いという結果でございます。

次に、74ページでございます。16款寄附金、1項1節一般寄附金、補正額111万9,000円、補正後は112万円でございますが、説明のあるとおり一般寄附金が9万9,000円。それから、ふるさと納税寄付金が延べ6人の方から102万円の寄附を受けてございます。

次に、17款繰入金、2項の1目の財政調整基金繰入金8,776万6,000円を減額いたしまして、予算上の繰り入れが9,469万4,000円とするものでございます。この補正によりまして今年度末の財政調整基金の残高は、4億9,800万円ほどになります。

次に、2目の減債基金繰入金1億919万6,000円の減額でございます。補正後9,080万4,000円でございますが、今年度の繰上償還分を減債基金から繰り入れて対応しました。それで、補正後の今年度末の減債基金の残高は、9億1,100万円ほどになります。

次に、3目の地域福祉基金繰入金160万円減額いたしまして、1,660万円とするものでございます。基金繰入金合計でございますが、補正前の額が4億3,380万1,000円。今回の補正1億9,856万2,000円を減額いたしまして、予算繰り入れ補正後2億3,523万9,000円としております。

次に、75ページでございますけども、20款町債、1項でございますが、先ほど地方債のところ

で説明申し上げましたが、補正後13億9,030万円とするものでございます。

以上、はしょって説明しましたが、議案第41号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） まず80ページの定額給付金交付事業、この辺からまず、あとその次の26目の地域活性化対策事業。これは地域活性化対策事業ということで、主に七つの事業でどうのこうのとありましたけれども、後でいいですから具体的に七つの事業の主な金額的な割り振りとどういう事業をやるか、その辺を一覧にして渡してもらえればと思います。

それから、今の全般に予算のことで言えば、いろんなところでシステムの保守だとかソフトちょっと組みかえだとか出てくるんですけども、前にも関連して聞いたことがあるんですけども、個々の課で個々の事業に使うソフトをそれぞれ発注しているのか、ある程度、なんて言うんでしょうか、もうちょっとこの町で毎年これぐらいソフトを直すよとか組みかえだとか、あるいはハードもかえるとかあった場合に、そこをもうちょっとまとめてうまくやって経費を下げるといのは考えられないものなのかどうか、その辺検討されているのかどうかちょっと答弁願いたいと思うんですけども。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 七つの事業でちょっと早目にご説明しましたけれども、若干再説明させていただきます。

バーデハウスの改修でございますが、1億4,310万5,000円という大きな予算でございます。内容はですね、室内プールの天井の部分、それから老朽化した個所の改修。いわゆる今までちょっと予算的に苦しいもんですから、やり残してきた修繕といいますか大規模改修といいますか、そういったものをこの10分の10の交付金で対応したいという考え方で計上しました。

二つ目の小中学校の耐震改修でございますけども、小学校が4校と中学校が1校でございます。大きいのが向小学校で体育館とか西校舎取り壊しておりますけども、その耐震の設計が終わりましたので工事に着手したいということでございます。学校名申し上げましたけれども、剣吉小学校、南部小学校、福田小学校、福地中学校の耐震の診断をしていただく委託料でござい

ます。

三つ目の町民体育館の改修と申しましたが、4,446万3,000円でございますが、町民体育館のボイラーがもう、ちょっと使えない状態でございますので、そのボイラーを入れかえしたいということで計上してございます。

それから、町道の舗装でございますが、あかね団地内の道路を改修いたします。これが3,243万1,000円ほどでございます。

それから、チェリウスの改修でございますが、冷暖房とか屋根とかそれから水回りの部分などなど3,377万5,000円でございますが、今まで改修、維持補修着手できなかった部分、この10分の10の交付金で対応したいという考え方でございます。

公共施設の情報設備の整備でございますが、デジタル化に伴ってのテレビ、チューナーを購入すると。小学校などなどの公共施設への対応でございます。

七つ目でございますが、老健なんぶの改修でございますけども、内壁、外壁にクラックなどが生じてございます。あるいは、避難のための施設などなどがちょっと補修を要しますので、それからナースコールといって、入所者のためのそういった設備も整備したいということで2,228万9,000円を計上してございます。以上が26目の交付金事業に対する説明でございます。

それから、ソフト開発のことで前にも工藤久夫議員からいろいろとご指摘いただいておりますが、相当な予算額になるのは確かです。それで、いろいろと法律が改正になったり、あるいは制度が改正になったりということで、その課その課でいわゆる開発の委託をしてございます。これが妥当な予算かどうかというのもなかなか判断能力があれなんですけども、いわゆる相手任せではないのかなという話もあります。私どもの財政課でそういう議論はいたします。この額が本当に妥当かどうかというのも、ちょっと我々も専門家ではありませんので、議論しながら相手からの見積もりなどを徴収してその内容をあたってみるんでございますが、効率的に執行してくれればいいのかと思うんですが、その辺の点検といいいますかね、予算の中身を企画調整課長の方でも前に診断していただきましたけども。全会計にわたります、一般会計から特別会計から。特に今のような定額給付金などでもソフト開発が出てまいります。児童手当の改正だとかそれから医療費の関係、相当な予算額になってございます。なんとかその辺の数字を洗い出す方策を検討しなければならないと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今の質問に関連するようなところもあるのですが、ページといたしましては71ページの5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の中の地域活性化・生活対策臨時交付金3億6,172万3,000円についてであります。これは先ほど補修内容などが話されたわけですが、当町内の業者に公平に仕事が行き渡るようにという考えての質問なのですが、どのようなやり方で仕事が業者の皆さんに割り振りされるのか、どう考えておられるでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 工事費につきまして、81ページで3億1,969万1,000円とトータルな金額が出てまいりますけども、七つの事業の中での改修なんでございますが、そんなに専門的な技術を要するような工事ではないと考えてございますので、いわゆる、入札によりまして地元町内業者が施工能力があるという判断で、こういう入札をかけて施工してまいりたいとこのように考えてございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

---

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第42、議案第42号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 100ページをお願いいたします。議案第42号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ246万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億1,932万円とするものでございます。

104ページをお願いいたします。3、歳出ですが、1款1項1目給食管理費ですが、それぞれの節で予算の執行の見込みがついたため、107万3,000円の減額補正をするものです。

2目給食費は、給食材料費の見込みがついたものによるもので、139万4,000円の減額となっております。

前のページ、103ページへお願いいたします。2の歳入ですが、1款1項1目給食費負担金ですが、説明のところにもありますが名川給食センターの分では49万7,000円、南部給食センター分は14万9,000円、福地給食センターは75万1,000円の減額で、給食数の見込みがついたもので139万7,000円の減額となっております。

2款1項1目一般会計からの繰入金ですが、歳出の方でも申し上げましたが、給食管理費の見込みがついたために107万円の減額をするものです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

.....

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第43、議案第43号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第43号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

初めに第1条から、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,517万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を28億4,367万1,000円とするものであります。

116ページをお開きください。初めに歳出の主なものからご説明申し上げます。1款1項1目の一般管理費の364万8,000円につきましては、給与、手当等が主なものとなっております。

次に、117ページになりますが、2款1項1目の一般被保険者療養給付費4,199万円の増額補正となっております。これは、現在までの実績額を考慮した見込額で調整したものであります。2目の退職被保険者等療養給付費、減額1,483万7,000円も見込みによる減額となっております。

次に、2款2項1目一般被保険者高額療養費の757万1,000円の増額補正は、2月、3月の見込みを調整して増額補正するものであります。118ページの同じく2目の退職被保険者等高額療養費687万3,000円の減額も見込額による調整となっております。

次に、2款4項の1目出産育児一時金につきましては、358万円の減額となっております。出生数40名を見込んでおりましたが、現在35万の出産一時金の場合に20名の出産、1月から改正になり38万の一時金は3名ということで現在23名であります。年度内には29名を見込んだ減額となっております。

2款5項1目、119ページになりますが、葬祭費は140万の減額と。現在のところ56名の死亡と

ということになっております。

3款1項2目の後期高齢者関係事務費拠出金では3万9,000円は、決定通知による減額となっております。

次に、120ページになります。7款1項1目の高額医療費共同事業拠出金は282万8,000円の減。同じく2目の保険財政共同安定化事業拠出金では1,800万の減となっております。これは、国保連の事業確定による減額となっております。

次に、121ページの9款基金費の1目財政調整基金の積立金1億9,581万1,000円の減額は、返還を生じないようにするための不用額の減となっております。

次に、122ページをお開きください。11款1項3目の償還金であります。補正額899万5,000円の償還金が生じておりますが、これは先の会計検査院の指摘による平成14年、平成15年、平成16年のそれぞれの会計検査院の決定に従った返還金となっております。なお、返還金の明細につきましては、旧南部町では565万、旧名川町では286万2,000円、旧福地村では31万5,000円の追加交付ということで、合計899万5,000円の返還金となっております。

次に、113ページにお戻りください。歳入のご説明を申し上げます。3款1項1目の療養給付費等負担金は1億7,396万2,000円で、歳出の返還を生じないための療養給付費に伴う減額となっております。2目の高額医療費共同事業負担金も321万7,000円は、事業の見込みにより減額するものであります。

3款2項1目の財政調整交付金2,151万8,000円の減額。これも償還金を生じないための減額となっております。

次に、4款1項1目の療養給付費交付金2,032万7,000円の増額は、退職被保険者等の療養費の確定に伴う増額となっております。

次に、6款1項1目の高額医療費共同事業負担金321万7,000円も、事業見込みによる県の4分の1相当に該当する金額となっております。

次に、114ページになります。6款2項1目の県財政調整交付金4,869万8,000円の減額。変更申請による減額の見込みとなっております。

7款1項1目は高額医療費共同事業交付金ということで、1,538万3,000円の増額。国保連の事業確定に伴う増額となっております。

9款2項1目の一般会計繰入金の1,485万9,000円。これは、1節になりますが出産一時金の見込み額に伴う減額。国保基盤安定負担金の2,644万6,000円の増額。事務費は920万の減額となっております。

次に、11款2項の1目になります一般被保険者第三者納付金の459万5,000円は、第三者行為、交通事故等の納入金となっております。11款5目の雑入77万8,000円の減額。これは、特定健診の実績見込み額による減額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。  
質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第44、議案第44号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第44号、平成20年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

初めに第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,931万円を追加し、歳入歳出

それぞれ20億6,930万7,000円とするものであります。

132ページをお開きください。初めに歳出の主なものからご説明いたします。1款1項1目の一般管理費に242万3,000円の増額は、主なものとしましては13節委託料の被保険者管理システムの改修等の増額となっております。これは第4期計画施行のための、21年度から施行されるわけですが、20年度に実施に備える準備のシステム改修ということになっております。

次に、1款3項2目の認定調査費、役務費に92万6,000円は主治医等への支払いとなっております。

次に、2款1項1目の介護サービス等諸費ということで1,812万6,000円の減額は、介護サービス給付費等の見込みによる減額となっております。

次に、2款1項5目、133ページになりますが、介護予防サービス等の諸費ということで363万7,000円の増額の給付費見込み額等による増額になります。

次に、4款の1項1目介護予防特定高齢者施策事業費ということで、1,396万2,000円の増額。これは、介護予防にかかわる職員の一般会計で計上してはありましたが、特別会計に組みかえることにより補助金の対象となるもので、職員2名分をこちらの方に組みかえた部分の増額補正となっております。

134ページになりますが、4款2項に包括支援事業ということがありまして、135ページの中段5目の任意事業というところに412万8,000円の増額をしておりますが、これも先ほどと同じ一般会計で計上してはありました職員1名分を特別会計に組みかえることにより、補助金の対象とするものであります。

次に、5款1項2目になります。介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金ということで、前段に条例改正で提案しました部分にかかわる部分でありまして、1,446万1,000円を基金に計上するための増額補正となっております。

次に、129ページまでお戻りください。歳入の主なものをご説明いたします。3款1項1目に介護給付費負担金として1,162万8,000円の増額は、実績見込み額による

(「説明者はもう少しわかりやすくゆっくり、ページを開いていれば早くて早くて。説明するときにはちゃんとわかりやすくやってください。」との声あり。)

大変申しわけありません。それでは歳入の説明を初めから行います。129ページの3款1項1目の介護給付費負担金ということで、補正額1,162万8,000円を計上しております。これは、介護

の給付費負担の見込みによる減額補正となっております。

次に、3款国庫支出金、2項1目の調整交付金1,117万4,000円の増額補正となっております。これは、当初の給付費では国で示した数値が7.5%でありましたが、今回の給付費のパーセントを国の数値が示したところの8.4%という上乘せの数値が来ておりますので、1,117万4,000円の増額補正となります。

次に、その下の5目になります介護従事者処遇改善臨時特例交付金。これは、歳出でご説明しました条例改正等による3%分の上乗せでありまして、1,446万の増額補正となっております。

次に、4款1項1目の介護給付費交付金。これは、2,052万9,000円の減額補正となっております。これも見込み額による調整になります。

次に、130ページをお開きください。5款3項1目の地域支援事業交付金。これは、介護予防費にかかわる部分であります。県費になりますが、149万の増額補正と。2目の地域支援事業、包括的任意事業ということで、78万7,000円。これらの増額は、すべて実績に伴うものの増額となっております。

次に、7款1項2目繰入金でございます。その他一般会計からの繰入金として、967万6,000円の増額補正となっております。これは、歳出で説明しました一般会計からの職員の組みかえを特別会計に盛り込んだ部分となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

---

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第45、議案第45号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第45号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条、歳入歳出それぞれ301万8,000円を減額し、3億7,347万円とするものであります。

145ページをお開きください。初めに歳出の主なものからご説明いたします。1款総務費の1項1目の一般管理費に、556万4,000円の増額補正を行っております。内訳としましては、13節委託料の566万1,000円。これは、システム改修と特定健診に関わる増額補正となっております。システム改修の内容としましては、軽減措置の継続と国のシステムの改修に伴うものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の人口割等の算定による減額となっております。858万2,000円の減額となっております。19節の方には内訳として計上しております。

143ページへお戻りください。歳入の主なものを説明します。1款1項1目の特別徴収保険料は654万2,000円の減額。2目の普通徴収保険料が980万の増額と。これは、制度施行後の制度改正により特別徴収から普通徴収へ移行した方がいるための増減となっております。

次に、3款1項1目の一般会計繰入金は、319万9,000円の減額ということになります。保険基金安定の繰入金に関わる部分となっております。

次に、4款3目の雑入です。630万の減額は高齢者の受診受託にかかわる、特定健診にかかわる部分の減額となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第46、議案第46号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業  
会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長(坂本好孝君) 146ページからです。議案第46号、平成20年度南部町国民健  
康保険名川病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第2条でありますけども、事業会計予算第3条に定めた収益的収入の補正ですが、一般会計か  
らの繰入金と国・県補助金等の確定により項目間での調整を行い補正予定額はゼロとなり、収入  
総額については変更がないものであります。

それから第3条でございますが、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補正ですが、既決  
の収入総額に297万円を補正し、収入総額を8,984万5,000円に、また、既決の支出総額に1億854万  
8,000円を補正し、支出総額を2億1,313万4,000円とするものでございます。また、今回の補正  
に伴いまして資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額の補てんをする過年度損益勘定留

保資金の額1,771万1,000円を1億2,328万9,000円に改めるものであります。

151ページをお開きください。最初に、名川病院事業会計補正予算の収益的収入についてご説明いたします。1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計負担金であります。一般会計からの繰入金であります企業債利息それから高度医療等に要する額の確定によりまして、30万6,000円の減額補正であります。

それから、3目他会計補助金も一般会計からの繰入金であります。研究研修に要する額と、共済組合追加負担金に要する額が確定しましたので、両方合わせ371万4,000円の減額補正であります。

それから、4目国・県補助金であります。特別調整交付金(災害復旧)260万円、それから新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金96万3,000円、合わせて356万3,000円の増額補正であります。災害復旧の特別調整交付金については、昨年7月末発生しました地震災害による復旧費に係る交付金でございます。それから新型インフルエンザの関係につきましては、医師・看護師等の防護服等の購入資金に充当するものであります。

それから、6目その他医業外収益の雑入であります。施設使用料の増ということで45万7,000円の増額補正でございます。

それから次のページをお願いいたします。資金的収入及び支出についてご説明いたします。

まず最初に収入からでございます。1款資金的収入、2項出資金、1目他会計出資金でございます。企業債償還元金の一部として一般会計からの繰入金402万円を繰入していただくものでございます。

それから、3項繰入金、1目国保事業勘定繰入金であります。医療機器整備に係る国庫補助金の確定に伴いまして315万円の減額補正をするものであります。

それから、4項国・県補助金、1目国・県補助金であります。収益的収入でご説明しましたが、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金210万円あります。これは、新型インフルエンザ患者の医療機器ということで、人工呼吸器の購入費に充てるものでございます。

次のページをお願いいたします。支出でございます。1項建設改良費、1目有形固定資産購入費は補正予定額はゼロでございます。説明の欄のところでご説明をいたします。レントゲン写真をパソコンで取り込む画像診断ワークステーションの額が確定いたしましたので、210万円の減額補正でございます。それから先ほども収入の方でご説明をいたしました、新型インフルエンザに係る人工呼吸器購入費210万円の補正でございます。

それから、2項企業債償還元金、1目企業債償還であります。これは公的資金補償金免除

繰上償還の制度を活用し、平成3年3月に6.6%で借り入れした残債の繰上償還をすることから、今回1億854万8,000円を補正するものであります。本来、繰上償還を行う際に支払うことに要する補償金3,373万6,000円は、今回の特例制度により免除される額となります。

公的資金補助金免除繰上償還制度は、平成19年度から平成21年度までの間に5%以上の高い利率の公的資金を繰上償還する場合に償還金が免除される特例制度が制定されております。

この制度を活用するには、今後5年間の経営健全化計画を策定することが条件となっております。名川病院においても、収入確保の対策それから定員管理の適正化・合理化などを盛り込んだ経営健全化計画を策定し、提出いたしました。そして、今年2月に総務省、財務省両大臣からの承認がされましたので、今回繰上償還を実施するものでございます。また、当計画につきましては町ホームページにおいて閲覧可能とする予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

---

議案47号および議案第48号までの上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。この際、日程第47、議案第47号及び日程第48、議案

第48号、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)並びに議案48号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長(小野寺直和君) 154ページをお開きください。議案47号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条、既定の予算総額から1,102万1,000円を減額し、予算の総額を2億4,241万8,000円とするものでございます。

第2条、翌年度への繰越については第2表、それから第3条の地方債の変更については第3表で説明をいたします。

156ページをお開きください。第2表、繰越明許費、1款下水道建設費でございしますが8,820万6,000円を翌年度に繰越すものでございます。

次のページの第3表、地方債補正ということで、公共下水道整備事業限度額1億1,190万円を780万円減額いたしまして、1億410万円とするものでございます。

次に歳出から説明をいたします。160ページでございします。1款下水道建設費の1項1目、公共下水道建設費988万5,000円の減額でございしますが、主なものは15節の600万円下水道事業工事費でございまして、主に事業費の確定と入札減でございします。

次に、2款1項1目利息でございしますが113万6,000円の減額でございしますが、利子及び一時借入金利子を合わせまして、113万6,000円の減額となるものでございします。

次に歳入でございします。159ページでございします。2款1項1目の一般会計繰入金962万7,000円でございまして、事業確定によるものでございします。

次に、4款1項1目雑入でございしますが、640万6,000円。主なものは、消費税還付金が633万7,000円でございします。

次に、5款1項1目、下水道事業債780万円を減額いたしまして1億410万円とするものでございします。

163ページをお願いいたします。議案第48号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補

正予算(第2号)について、ご説明いたします。

第1条、既定の予算総額から4,510万円を減額し、予算の総額を2億2577万4,000円とするものでございます。

第2条の地方債の変更は、第2表で説明をいたします。

166ページをお願いいたします。第2表、地方債補正、農業集落排水整備事業限度額4,520万円を2,190万円と減額するものでございます。

次に、歳出から説明をいたします。171ページをお願いいたします。歳出1款1項1目の一般管理費358万5,000円でございますが、主なものは、8節報償費、加入奨励金の360万円の増額でございます。

次に、2目267万2,000円の減額でございますが、主なものは13節委託料、施設管理業務委託費でございますが入札減によるものでございます。

次、2款1項1目の施設建設費でございますが4,291万4,000円の減額になっておりますが、主なものは13節の委託料、管路施設積算業務185万1,000円、15節の工事請負費3,978万4,000円、管路施設工事費ですが、いずれも事業費の確定と入札減によるものでございます。

次に、3款1項2目利子でございますが、利子及び一時借入金利子の309万9,000円の減額でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号及び議案48号は原案どおり可決されました。

.....

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第49、議案第49号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

市場長(堀内誠悦君) 173ページをお願いします。議案第49号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億2,181万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億6,724万5,000円とするものでございます。

176ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。歳入の事業勘定、1款1項受託金ですが、受託販売額を年度当初計画した28億円の目標達成に向けて、職員一丸となって業務に取り組んでまいりましたが、25億円程度になる見込みとなりました。10%以上の減額補正をお願いすることになりましたので、内容を若干ご説明いたします。

町営市場では、出荷された農産物を52品目に分けていろいろな統計に利用しておりますが、52品目の中で前年度より増となったのは14品目、反対に減となったのは38品目となる見込みになりました。増減の主な内容ですけれども4月から2月末までの累計販売額を前年と比較してみますと、1,000万以上増となったものはニンニクとサクランボ、この2品目だけでございました。ニンニクは、率にして61%、額にして2億3,400万円の増となり6億1,700万円になります。サクランボですけれども率にして13%、額にして1,000万円の増の9,100万円となって、この2品目だけが1,000万円以上の増となったものでございます。

反対に1,000万以上減となったものですが、8品目ございました。当市場の主力取り扱い品目のリンゴが率にして40%、額にして3億3,400万円の減、2月末では5億2,300万円になりました。

それから、例年1億円以上販売しているネギでございまして、率にして約51%、額にして6,200万円減の5,900万円になりました。

ナガイモですけども5,600万円減の2億2,300万円となったほかに、ブドウ、洋ナシ、和ナシ、ダイコン、トマトなど8品目が1,000万円以上の減となり、例年になく大変厳しい状況となりました。

それから今年度の大きな特徴ですけども、開設以来リンゴが10億円前後で推移して、ほとんどの年、リンゴが販売額第1位の座を保ってきましたが、今年度は6億円前後になる見込みになりました。

変わってニンニクですけども、例年4億から5億円前後だったものが6億5,000万円前後になると推計されることから、今年度はニンニクが販売額第1位という見込みでございます。

リンゴの価格のことをもうちょっと説明しますと、12月までは順当にまず売れてきました。ただ、1月になりまして極端に安くなりまして1箱平均で見た場合およそ900円。それが、現在きのうですけども3,200箱出ましたけども、平均価格が1,350円まで回復しております。値段が上がってきております。今後もうちょっと上がってくればという期待をしております。

それから出荷量のことですけども、例年よりも100トン前後少ないとみております。まだ出ると私どもは言っております。3月いっぱいもっと出て値段も上がって、できれば25億を超えていただきたいというふうに、一生懸命がんばる所存でございます。

このような状況から今年度の受託販売額は25億円程度になるという見込みとなりましたので、3億円の減額補正をお願いするものです。

それから、業務勘定の1款1項の使用料は、資材倉庫とか駐車場の契約変更に伴う12万1,000円の減額、1款2項の手数料は受託販売額の減、先ほど言いました3億円の7%ということでこの手数料が2,169万円ほどの減額補正をお願いするものでございます。

177ページをお願いいたします。歳出ですが、事業勘定1款1項受託費は歳入で説明したとおりでございますので省略いたします。

業務勘定1款1項市場管理費ですけども、各項目にわたり経費の節減や効率的な運用あるいは、受託販売額の減に伴う不用額など全体で2,181万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

若干、補足で説明いたします。3億円落ちると経営的にどうなのかというのは、どなたも心配されると思います。実は20年度始まる時に、19年度からの繰越金がおおよそ3,000万円ありました。その3,000万円は、今年度も積立金か繰越金に回る予定です。それから、一般会計からの繰入金がおおよそ5,000万円、4,780万円程度でしたけども、それはほとんど公債費の方に回ります。おおよそ5,000万円の今年元利償還で返しました。そちらの方にほとんど回ります。では経営的にどう

なのかと言いますと、手数料関係で1億7,300万円程度、雑入で300万ですので1億7,500万円ぐらいは入ってきます。そのほかに市場の施設を貸しています。これらから1,000万円くらい入ってきますので、1億8,500万円程度の歳入があります。その中で、人件費とか市場の管理委託に回せば、ちょうど1億8,500万円使うということで、繰越したものがそのまま繰越あるいは積立金の方に回るといふふうに現在のところ考えてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第50、議案第50号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

老健なんぶ事務長(神山不二彦君) それでは議案第50号、平成20年度南部町介護老人保健施設

特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,395万8,000円とするものでございます。歳入歳出決算見込における補正が主な内容でございます。

185ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。1款1項1目、一般管理費、11節需用費の内訳でございます。光熱費については、電気料値上げ分3カ月分、1月から3月分を見込んでおります。それから、修繕料につきましては施設内の機械の設備等の修繕費でございます。

13節委託料でございます。これは、施設管理業務、重油の値下がりによりいったん高騰によってプラス補正をしましたが、いま重油が下がりましたために給湯、暖房の委託費の減額をいたすものでございます。

それから、1款1項2目の療養費でございます。需用費の内訳として食事伝票の印刷製本費、それから医薬材料費、入所者の医薬品の代金の補正でございます。

それから委託料の減額といたしまして、給食数の減により給食業務の委託料を減額としております。

184ページ、歳入のご説明をいたします。1款1項1目、施設介護サービス費の補正でございます。708万円を減額補正するものでございます。これは当初の見込額、月平均累計額で入所者72人、通所者35人を見込んで計上してございました。実績として入所者70人、通所者32人になる見込みですのでこれに伴って減額補正するものでございます。

2款1項1目、負担金については入所利用料それから通所利用料、これも入所者減により補正するものでございます。230万1,000円の減額でございます。

それから、3款1項1目、使用料13万4,000円の減額でございます。これは、南部病院に貸与しているエレベーターの耐用年数これは17年なんですけども、これが17年になりましたので算定除外といたしまして、減額するものでございます。

4款1項1目、一般会計繰入金でございます。582万1,000円を補正するものでございます。合計額8,432万7,000円とするものでございます。この8,432万7,000円の内訳としましては、施設の建設費元利償還に6,231万9,000円を充てているものが含まれるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第51、議案第51号、平成20年度南部町大字平財産区特別会計補正  
予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。管理監。

○総務課管理監(小萩沢孝一君) それでは、187ページでございます。議案第51号、平成20年  
度南部町大字平財産区特別会計補正予算(第1号)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額か  
ら歳入歳出それぞれ88万円を減額し、予算の総額を243万円とするものでございます。

190ページをお開きください。歳入でございますがこの補正予算の要因につきましては、歳入  
におきまして当初は山林を売却して財源を確保する、という予定でございました。山林を売却す  
る予定で歳入を確保する予定でございましたが、このたび、間伐材の売上代金が確定したこと  
に伴い、不動産売払収入を減額し歳出も合わせて減額したものでございます。歳入につきましては、  
不動産売払収入、山林を売却する予定250万円減額いたしまして、素材代金、間伐材の売払代金  
ですが168万1,000円を追加補正いたしまして総額におきまして88万円の減額となりました。これ  
に伴い、事業が確定した歳出についても減額補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

---

#### 散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の本会議日程は全部終了いたしました。

なお、本会議終了後、引き続き予算特別委員会が開催されますのでよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時21分）

## 第20回南部町議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成21年3月11日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 平成21年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 号 平成21年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第 3 号 平成21年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第 4 号 平成21年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第 6 号 平成21年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 7 議案第 7 号 平成21年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第 8 号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 9 議案第 9 号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10 議案第10号 平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 11 議案第11号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 12 議案第12号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 13 議案第13号 平成21年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 14 議案第14号 平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 15 議案第15号 平成21年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 16 議案第16号 平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 17 議案第17号 平成21年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 18 議案第18号 平成21年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 19 議案第19号 平成21年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第20号 平成21年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 21 議案第21号 平成21年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 22 発議第 1 号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 23 陳情第 1 号 法務局職員の増員に関する陳情書

第 24 陳情第 2 号 国外で作製された歯科医療用補てつ物（入れ歯等）の取り扱いに関する  
意見書採択を求める陳情書

第 25 閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長提出議案追加提案理由の説明

追加第 2 議案第 52 号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第 3 議案第 53 号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加第 4 議案第 54 号 南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について

追加第 5 議案第 55 号 南部町大字平財産区管理会委員の選任について

追加第 6 議案第 56 号 南部町大字平字下平外 14 字財産区管理会委員の選任について

追加第 7 発議第 2 号 国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書案

追加第 8 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	赤石 武城 君
総務課長	坂本 勝二 君	総務課管理監	小萩沢 孝一 君
企画調整課長	奥瀬 敬 君	財政課長	堀内 富士夫 君
税務課長	八木田 良吉 君	住民生活課長	中野 雅司 君
健康福祉課長	有谷 隆 君	環境衛生課長	小野寺 直和 君
農林課長	岩館 茂好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建設課長	西野 耕太郎 君
会計管理者	坂本 與志美 君	名川病院事務長	坂本 好孝 君
老健なんぶ事務長	神山 不二彦 君	市場長	堀内 誠悦 君
教育長	角濱 清輝 君	学務課長	庭田 卓夫 君
社会教育課長	佐々木 博美 君	農業委員会事務局長	坂本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	立花 和則	主 幹	板垣 悦子
総括主査	岩間 孝幸		

---

## 開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第20回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時06分）

---

## 議案第1号から議案第21号の委員長報告、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 議案審議に入ります。

お諮りいたします。この際、日程第1、議案第1号から日程第21、議案第21号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第21号までの平成21年度南部町各会計予算議案21件を一括議題といたします。この議案は予算特別委員会に審議を付託しておりましたので、ここで、委員長の報告を求めます。委員長、工藤幸子君の登壇を求めます。

（予算特別委員会委員長 工藤幸子君 登壇）

予算特別委員会委員長（工藤幸子君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月6日の本会議におきまして、本委員会に審議を付託されました議案第1号から議案第21号までの平成21年度南部町各会計予算議案21件につきましては、3月9日、10日の両日に本委員会を開催して慎重に審議した結果、全議案が原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

議長（小笠原義弘君） 予算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審議結果は、議案第1号から議案第21号まで、それぞれ原案のとおり可決であります。質疑は予算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2009年度南部町一般会計予算案に対する討論を行います。政府が提出した今年度予算には、経済悪化を緊急にくい止める対策もなければ、暮らしと内需の回復に役立つ方策もありません。選挙目当てのばらまき定額給付金に続き、雇用対策も短期、一時的なものに過ぎず、大企業による派遣切りを止める対策もありません。そして、社会保障については依然として抑制路線に固執しています。その一方で、大企業、大資産家のための減税は一層規模を拡大しようとしています。これでは日本経済の回復どころか、生産が落ち込み、雇用と所得が大幅に減少し、消費が冷え込むという経済縮小の悪循環を加速するだけです。以上のような背景を含んだ一般会計予算案ではありますが、広がる子どもの貧困対策の一つとしての就学援助事業は国が責任を持たない一般財源化された中で、当町の予算は評価できるものであります。農村地帯としての当町の条件を生かして、農家経営を守る対策強化のためにも、食糧増産に不可欠な価格補償、所得保障を実施させるための地方からの働きかけがどうしても必要ではないでしょうか。地方交付税を増額し、大幅に削減されてきた地方財源の復元は強力に訴えていかなければなりません。国の予算のあり方を変えさせる事が一番の近道ではありますが、町独自の住民サービスの項目をふやして欲しかったと要求し、議案第1号に対する反対討論といたします。

2009年度南部町国民健康保険特別会計予算案について討論を行います。国が市町村への国庫補助を削減したことで、国保加入者に重い負担が課せられました。その上、不況が長引き失業、倒産、非正規雇用の拡大、病気などの影響で、払いたくても払えない状況が続いています。国が国民の生活と健康を守るという責任を果たし、支払い能力に見合った国保税に引き下げることが一番の解決策ではありますが、当町の独自努力を果たすことを強く要求し、反対討論といたします。

2009年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。老人医療費の有料化を実施するため導入された制度が老人保健法であります。老人保健法そのものに反対していることを表明し、反対討論といたします。

2009年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。介護保険法は、保険あって介護無しとの多くの国民の反対を押し切って、2000年4月から始まり、2009年4月は、介護保険

の事業計画や保険料、サービス提供者に支払われる介護報酬などが新しく改定される、3年に一度の見直しの時期となりました。基準額4,900円となり、年額5万8,800円になりました。介護保険料は耐えがたい金額になっております。改悪介護保険法のもと、介護のとりあげが進められてきたため、各市町村には2008年度末で、高齢者から取りすぎた保険料が推定3,800億円も積み立てられています。これは、3年前の見直し時の約2倍です。介護保険料引き下げに充てるべきです。要介護認定の見直しについて、これまでも要介護認定の仕組みは、認知症の人などを中心に実態がきちんと反映されておらず、最近の給付抑制の中では、状態に変化がなくても軽度に変更されることがふえ問題となっています。ところが今回の見直しは、調査項目を削減し、それらの項目に関連して調査員が気づいた点を伝える特記事項の欄も合わせて減らすことなどが盛り込まれています。要介護度の実態をきちんと反映させる取り組みが重要です。介護保険の国庫負担割合を引き上げる運動を提案するとともに、保険料、利用料の減免制度をつくることを要求し、反対討論といたします。

2009年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案に対する討論を行います。世界に類のない年齢差別の医療制度に反対であります。日本の総医療費は、サミット参加7カ国で最下位です。高薬価や高額医療機器などにもメスを入れつつ、無駄な公共事業を見直し、大企業、大資産家に応分の責任を求めるなら公的医療保障を拡充できます。住民の健康と命が守られる新しい政治への転換を求め反対討論といたします。反対討論を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。  
（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。ただいま討論がありました議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第9号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。  
（起立多数）

議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から第4号、議案第8号及び議案第10号から第21号までの16件を一括して採

決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第4号、議案第8号及び議案第10号から第21号まで、原案のとおり可決されました。

---

#### 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 日程第22、発議第1号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案は会議規則第39条の規定により、提出者の説明、質疑を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は提出者の説明、質疑を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

(12番 立花寛子君 登壇)

12番(立花寛子君) 発議第1号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する討論を行います。日当についての考え方は現在、議員報酬として月額支払われているので、二重払いになると解釈する考えが広がっております。県内や三戸郡内の議会の状況を調べてみますと、日当を廃止している自治体がふえてきております。日当については、職員の旅費と同様に廃止し、旅行雑費を導入する提案を支持し、発議第1号には反対するものであります。反対討論を終わります。

議長(小笠原義弘君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。  
よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 陳情第1号、陳情第2号の委員長報告

議長(小笠原義弘君) 日程第23、陳情第1号及び日程第24、陳情第2号は、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員会の報告を求めます。教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

(教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇)

教育民生常任委員会委員長(工藤幸子君) 教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。去る3月2日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、法務局職員の増員に関する陳情書、陳情第2号、国外で作成された歯科医療用補てつ物(入れ歯等)の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情書について、同日、本委員会を開催し慎重に審査いたしました。審査の結果は、お手元に配布しております陳情審査報告書のとおり、陳情第1号は、問題の重要性に鑑みなお慎重に審査する必要があるため継続審査と決しました。

陳情第2号は、患者が安心して歯科医療を受けるためには、国外で作成された歯科医療用補てつ物の品質や安全性確保が必要と考え、全会一致で採択と決しました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

議長(小笠原義弘君) 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

---

#### 陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第23、陳情第1号、法務局職員の増員に関する陳情書を議題といたします。この陳情書に対する委員長の報告は、継続審査であります。質疑を許します。質疑ございませんか。

議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） おはようございます。継続がどうのこうのということでは全くなく、委員会の決定がいかげなものでしょうかということでは全くないので。ただですね、法務局、こういう陳情は、私が議員になってから20年以上それ以上は続いているはずなんですが、なんか議会のたびに来ますよね。出てますような気がするんですが、法務局がなんで町に対してこういう陳情をせにやならんのかという素朴な疑問があるんですよ。一体全体、法務局というものの位置づけがどういうふうになってるのかと改めて考えてみると、私はよく存知あげないものですから、その辺をご説明いただければと思います。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めるのですか。

○13番（川守田稔君） 求めます。

○議長（小笠原義弘君） ちょっと待ってください。委員長いいですか。委員長。

○教育民生常任委員会委員長（工藤幸子君） 質問をされましても、なかなか解決しがたい問題でございまして、これは毎年来るんですけども、その都度審議しているわけでございます。実情はそのとおりで内容を考えますと、人員不足かなと思うところもありますし、それでもやはり国の方針ということも勘案しますと、これは継続審査よりどうしようもないかなというそういうことで、廃止というわけにもいきません。それで、継続審査といたしました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご意義なしと認めます。よって、陳情第1号は継続審査とすることに決しました。

---

#### 陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第24、陳情第2号、国外で作成された歯科医療用補てつ物(入れ歯等)の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。この陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は採択することに決しました。

---

#### 委員会の閉会中の継続調査の件

議長(小笠原義弘君) 日程第25、閉会中の継続調査の件を議題といたします。本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 日程の追加

議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第52号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第53号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第54号、南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について、議案第55号、南部町大字平財産区管理会委員の選任について、議案第56号、南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について、議案5件が追加提案されました。また、先程審議いたしました陳情にかかる発議、意見書案1件と閉会中の継続審査の件1件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案5件、発議意見書案1件、閉会中継続審査の件1件を、日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前10時29分)

---

議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前10時31分)

---

## 町長提出議案追加提案理由の説明

議長(小笠原義弘君) 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) それでは、追加提案についてご説明を申し上げます。

議案第52号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員の任期満了に伴い、委員1名を任命したいので議会の同意を求めるものであります。住所、三戸郡南部町大字斗賀字上明戸5番地6、氏名、宮本佳悦氏。昭和23年5月13日生まれ。任期は平成21年3月16日から平成25年3月15日までとなります。

次に、議案第53号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員3名を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。住所、三戸郡南部町大字上名久井字昼ノ前16番地4、氏名、佐々木正司氏、昭和7年11月18日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字相内字荒屋敷8番地1、氏名、沼畑忠英氏、昭和12年7月24日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字塚渡字塚渡27番地、氏名、佐々木豊氏、昭和33年8月24日生まれ。任期はいずれも、平成21年3月16日から平成24年3月15日までであります。

次に、議案第54号から議案第56号までは、南部町の各財産区管理会委員の任期満了に伴い、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。まず、議案第54号、南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任についてであります。次の4名の方々であります。住所、三戸郡南部町大字上名久井字下モ町12番地、氏名、四戸榮二氏、昭和21年7月10日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字上名久井字中町46番地1、氏名、四戸正一氏、昭和22年5月10日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字上名久井字中町27番地、氏名、木村一雄氏、昭和15年7月24日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字上名久井字中町17番地1、氏名、四戸與三郎氏、昭和14年12月25日生まれ。

次に、議案第55号、南部町大字平財産区管理会委員の選任についてであります。次の3名の方々であります。住所、三戸郡南部町大字平字中坪33番地1、氏名、西村光男氏、昭和17年2月

20日生まれ。住所、三戸郡南部町大字平字七ツ役5番地、氏名、神山義悦氏、昭和27年1月30日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字平字三部長根19番地、氏名、見附栄氏、昭和30年8月6日生まれ。

次に、議案第56号、南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任についてであります。次の5名の方々であります。住所、三戸郡南部町大字平字中坪75番地1、氏名、砂庭周平氏、昭和22年8月27日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字平字上平5番地、氏名、村井正雄氏、昭和24年3月15日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字平字上ノ山1番地1、氏名、松井吉男氏、昭和24年4月28日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字平字荒谷2番地、氏名、佐藤博文氏、昭和21年12月20日生まれ。同じく住所、三戸郡南部町大字平字中坪55番地、氏名、松井順一氏、昭和24年10月25日生まれ。財産区管理会の任期はいずれも、平成21年4月1日から平成25年3月31日までであります。

以上、ご説明申し上げましたが、この方々を適任と認め、南部町教育委員会委員、南部町固定資産評価審査会委員並びに南部町各財産区管理会委員に任命及び選任したいので、ご同意くださるようよろしくお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(小笠原義弘君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

.....

#### 議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第2、議案第52号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は同意することに決しました。

---

#### 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第3、議案第53号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は同意することに決しました。

---

#### 議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第4、議案第54号、南部町大字上名久井財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第54号は同意することに決しました。

---

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第5、議案第55号、南部町大字平財産区管理会委員の選任につ  
いてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第55号は同意することに決しました。

---

議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第6、議案第56号、南部町大字平字下平外14字財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第56号は同意することに決しました。

---

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第7、発議第2号、国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書案を議題といたします。本案提出者の説明を求めます。工藤幸子君の登壇を求めます。工藤幸子君。

(10番 工藤幸子君 登壇)

○10番(工藤幸子君) 発議第2号、国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書案について説明いたします。国外で作成された歯科医療用補てつ物等が歯科材料の性状となんら検査も行わずに、雑貨物扱いで輸入され患者に供されている事例が増加しており、品質や安全性確保に向けて一層踏み込んだ対策が急がれます。歯科医療用補てつ物等の輸入取り扱いに関する法整備など、必要な措置を講じられるよう関係機関に要望するものであります。なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。平成21年3月11日。提出者、南部町議会議員、工藤幸子。賛成者、南部町議会議員、馬場又彦、同じく東寿一、同じく佐々木元作、同じく立花寛子、同じく中村善一、同じく夏堀文孝。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会中の継続審査の件

議長(小笠原義弘君) 追加日程第8、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、教育民生

常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

### 閉会の宣告

議長(小笠原義弘君) 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) 平成21年第20回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、3月2日から11日までの10日間の日程で開会されましたが、議員各位には、年度末の何かとご多忙の中ご出席いただき、まことにありがとうございました。平成21年度の一般会計及び各特別会計の当初予算案ほか条例案など慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。さらには、追加提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意いただき重ねて御礼を申し上げます。今議会のご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受け止め、本職初め、職員一丸となって、事務事業を推進してまいり所存であります。

一昨年からの石油高騰そしてアメリカに端を発した昨年来の未曾有の経済危機は、資本主義の崩壊とまで言われております。国際化、グローバル化の中において、私たちの日常の生活は雇用問題や所得の伸び悩みなどすぐにも世界経済の動きに翻弄される現実があります。

国においては、20年度予算の2回にわたる補正予算と21年度予算において、総額75兆円の経済対策を打ち立てたところであり、今回、町の補正予算と新年度予算にもこれらを盛り込み、平成21年度当初予算は、一般及び特別会計合わせて総額209億8,227万6,000円となりました。今回の予算説明では町総合振興計画の基本構想に沿って、各施策について横断的にその予算配分も説明

させていただきましたが、これらの可決いただいた新年度予算は、各会計がばらばらではなく、総合的にそしてそれぞれの予算が相乗的に効果を発揮できるよう効率的に運用していかなければなりません。

経済は全くの逆風、強い向かい風の中にありますが、合併4年目を迎え、私たちは、議員各位並びに住民の皆さんと共にさらに一致団結し、南部町の町づくりを進めてまいりたいと強く思う次第であります。

議員各位におかれましては、これまで以上のご尽力、ご支援、ご協力をさらに賜りますようよろしくお願いを申し上げます、本定例会閉会に当たっての御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(小笠原義弘君) ここで、私からも一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今定例会も、3月2日から10日間にわたる長期間でございまして、議員各位には終始熱心にご審議を賜りまして、ここに無事閉会となりましたことは喜びにたえないところでございます。改めて御礼と感謝申し上げます次第でございます。会期中におかれましては、議員並びに理事者各位のご協力を賜りまして、心からお礼を申し上げます閉会の言葉といたします。ご苦労様でございました。

(午前10時48分)



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            小笠原 義 弘

署 名 議 員            夏 堀 文 孝

署 名 議 員            沼 畑 俊 一

第20回定例会

南部町議会会議録  
( 予算特別委員会 )

平成21年3月6日 開会

平成21年3月10日 閉会

南部町議会